

法務研究科 開講科目一覽

授 業 コ ー ス	授 業 科 目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考
法律基本科目					
[公法系]					
55001-001	憲法(統治)	秋学期	2	菅原 真	
55003-001	憲法(人権)	春学期	2	沢登 文治	
55005-001	憲法(憲法訴訟)	春学期	2	倉持 孝司	
55009-001	憲法演習	秋学期	2	倉持 孝司	
55164-001	憲法基礎研究	秋学期	2	倉持 孝司	
55007-001	行政法	春学期	2	榑原 秀訓 豊島 明子	
55011-001	行政法演習	秋学期	2	榑原 秀訓 豊島 明子	
55131-001	公法事例研究	秋学期	2	榑原 秀訓 倉持 孝司	
[民事系]					
55031-001	民法(契約法)	春学期	4	都筑 満雄	
55033-001	民法(物権法)	春学期	2	副田 隆重	
55035-001	民法(担保法)	秋学期	2	深川 裕佳	
55037-001	民法(不法行為法)	秋学期	2	平林 美紀	
55039-001	民法(家族法)	春学期	2	伊藤 司	
55166-001	民法基礎研究	秋学期	2	都筑 満雄 副田 隆重 伊藤 司 深川 裕佳	
55041-001	商法(会社法)	秋学期	4	永江 亘	
55043-001	商法(商取引法)	秋学期	2	今泉 邦子	
55271-001	民事訴訟法Ⅰ	春学期	2	石田 秀博	
55047-001	民事訴訟法Ⅱ (2015年度以前入学者用)	秋学期	2	石田 秀博	
55272-001	民事訴訟法Ⅱ (2016年度以降入学者用)	秋学期	2	石田 秀博	
55049-001	民法演習Ⅰ	春学期	2	都筑 満雄	
55051-001	民法演習Ⅱ	秋学期	2	深川 裕佳	
55053-001	商法演習	春学期	2	今泉 邦子	
55055-001	民事訴訟法演習 (2015年度以前入学者用)	春学期	2	石田 秀博	
55275-001	民事訴訟法演習 (2016年度以降入学者用)	春学期	2	石田 秀博	
55139-001	民事法事例研究 A	春学期	2	石田 秀博 佐藤 勤	

授 業 コード	授 業 科 目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考
55141-001	民事法事例研究 B	秋学期	2	深川 裕佳 副田 隆重 伊藤 司 平林 美紀	
[刑事系]					
55071-001	刑法 I	春学期	4	末道 康之	
55073-001	刑法 II	春学期	2	丸山 雅夫	
55168-001	刑法基礎研究	秋学期	2	末道 康之	
55075-001	刑事訴訟法 I (2015 年度以前入学者用)	春学期	2	岡田 悦典	
55273-001	刑事訴訟法 I (2016 年度以降入学者用)	春学期	2	岡田 悦典	
55077-001	刑事訴訟法 II (2015 年度以前入学者用)	秋学期	2	榎本 雅記	
55274-001	刑事訴訟法 II (2016 年度以降入学者用)	秋学期	2	榎本 雅記	
55079-001	刑法演習	秋学期	2	丸山 雅夫	
55081-001	刑事訴訟法演習 (2015 年度以前入学者用)	春学期	2	榎本 雅記	
55276-001	刑事訴訟法演習 (2016 年度以降入学者用)	春学期	2	榎本 雅記	
55135-001	刑法事例研究	秋学期	2	末道 康之	
55137-001	刑事訴訟法事例研究	秋学期	2	岡田 悦典	
[共通]					
55169-001	リーガルライティング	春学期隔週	1	倉持 孝司 沢登 文治 都筑 満雄 水留 正流	
実務基礎科目					
55172-001	法情報調査	春学期隔週	1	石田 秀博 菅原 真 豊島 明子 都筑 満雄 丸山 雅夫 今泉 邦子 久世 表士 久志本 修一	
55057-001	民事法研究	春学期	2	久世 表士	
55059-001	民事法演習	春学期	2	久世 表士	
55101-001	民事実務総合研究	秋学期	2	久志本 修一	
55103-001	民事実務演習	春学期	2	久志本 修一	
55105-001	刑事実務総合研究	秋学期	2	上山 晶子	
55107-001	刑事実務演習	秋学期	2	伊藤 新一郎	
55109-001	法曹倫理	春学期	2	北川 ひろみ 伊藤 新一郎 上山 晶子	

授 業 コード	授 業 科 目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考
55173-001	紛争解決(ロイヤリング)	秋学期隔週	2	久世 表士 北川 ひろみ	
55175-001	法務エクスターンシップ	冬期集中	2	北川 ひろみ	
55177-001	模擬裁判	夏期集中後半	2	久志本 修一 北川 ひろみ	
人間の尊厳科目					
55151-001	法と人間の尊厳(歴史の視点)	秋学期	2	田中 実	
55155-001	法と人間の尊厳(哲学の視点)	春学期	2	服部 寛	
55157-001	法と人間の尊厳(生命と法)	春学期	2	丸山 雅夫	
55159-001	法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)	秋学期	2	丸山 雅夫 岡田 悦典 水留 正流	
展開・先端科目					
[社会・人権領域]					
55191-001	労働法(個別紛争)	春学期	2	緒方 桂子	
55193-001	労働法(集団紛争)	秋学期	2	柳澤 武	
55195-001	社会保障と法	秋学期	2	豊島 明子	
55199-001	消費者法	夏期集中後半	2	宮下 修一	
55270-001	国際法	秋学期	2	洪 恵子	
55213-001	国際私法	春学期	2	青木 清	
55216-001	少年法	秋学期	2	丸山 雅夫	
55263-001	環境法	秋学期	2	榊原 秀訓	
55267-001	地方自治法	春学期	2	豊島 明子	名古屋大学連携科目
[企業法務領域]					
55231-001	企業法務(会社法務)	秋学期	2	堤 真吾	
55235-001	税法	春学期	2	高橋 祐介	名古屋大学連携科目
55237-001	倒産法務(破産)	春学期	2	小原 将照	
55239-001	倒産法務(民事再生)	秋学期	2	小原 将照	
55241-001	民事執行・保全法	秋学期	2	久世 表士	
55243-001	不動産法務	春学期	2	久志本 修一	
55245-001	経済法	春学期	2	齊藤 高広	
55247-001	国際取引法	夏期集中後半	2	金 祥洙 平田 大器	
55249-001	知的財産権法 A	春学期	2	鈴木 将文	名古屋大学連携科目
55251-001	知的財産権法 B	秋学期	2	松井 隆	

授業 コード	授業科目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考
55253-001	保険法	夏期集中後半	2	小林 道生	

講義概要

講義名：55001 憲法（統治）

[講義基本情報]

教員:	菅原 真	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は講義形式でおこなう。</p> <p>授業を通して、憲法の「統治機構」領域の法知識の涵養と創造的な思考力を養い、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成をはかる。</p> <p>授業は、近代憲法における統治機構編成原理の基礎、現代国家における変容、日本国憲法の普遍性と特殊性（象徴天皇制・恒久平和主義）、国民主権と国民代表、といったテーマで原理的知見を得た後、国会、内閣、司法、財政、地方自治の順に進む。内容は、既存の学説、法令及び判例を理解することを第一の目的としながら、事案や判例の検討を通じて、法曹に求められる資質であるところの、問題の発見能力・問題の提起能力を育むことを第二の目的とし、実践的な思考力を培っていく。</p> <p>授業の進め方は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① テキストは、担当者が作成した小冊子および芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第6版〕』（岩波書店）を用いる。 ② 事前にTKC等による課題を提示するので、教科書・判例集を使って該当箇所を予習し、論点を各自十分に検討しておく。 ③ 授業時間には、予習復習を前提に、受講生に質問をして理解を深めていくソクラテス・メソッドの講義方式をとる。したがって、受講生の授業への積極的参加が欠かせない。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> ①憲法の基本原理と基本概念を理解する。 ②具体的な裁判例や政治問題との関係で、憲法の統治機構の領域における問題を法的に考える。 ③統治機構に関する判例・学説を正確に理解し、それらを批判的かつ発展的に考察する。 <p>なお、本講義の理論的到達目標は、HPに掲載されている「共通的な到達モデル（第二次案修正案）：憲法」を踏まえたものである。</p>
教科書	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年）</p> <p>長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2013年）</p>
参考書・参考資料	<p>【概説書】</p> <p>辻村みよ子『憲法〔第6版〕』（日本評論社、2018年）</p> <p>長谷部恭男『憲法〔第7版〕』（新世社、2018年）</p> <p>高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）</p> <p>新井誠・曾我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法Ⅰ 総論・統治』（日本評論社、2016年）</p> <p>野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2012年）</p> <p>佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）</p> <p>【判例集】</p> <p>野中俊彦・江橋崇編著（渋谷秀樹補訂）『憲法判例集〔第11版〕』（有斐閣新書、2016年）</p> <p>憲法判例研究会編『判例ブラクティス 憲法〔増補版〕』（信山社、2014年）</p>
成績評価方法	定期試験(100%)による評価。
履修条件	特になし。
その他の注意	<p>毎回、教科書およびレジュメ資料の該当箇所を必ず予習してくる。質問と回答、それに対する補足説明という方法で、重要な事柄に関する理解の定着を図る。授業における主体的・積極的参加を希望する。</p> <p>TKC等の課題にも取り組み、わからないことはそのままにしておかず、オフィス・アワーを積極的に活用すること。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	○国法の諸形式 ●天皇制	<p>○憲法改正と実質的意味の法律の諸類型について、その原理的基本的な意味を理解します。</p> <p>〔第1章 憲法と立憲主義、第18章 憲法の保障「三 憲法改正の手段と限界」〕</p>	<p>教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。</p> <p>また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。</p>

		○国民主権原理と象徴天皇制の意義およびそのことから生ずる様々な制度を理解します。 〔第3章 国民主権の原理「三 天皇制」〕	
2	●平和主義	○現行憲法における平和主義と9条の規範構造を、安保との関係で理解します。 〔第4章 平和主義の原理〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
3	○憲法の観念と統治機構の基本 原理・統治機構の変容 ○国民代表と民主制 ●参政権 ○選挙制度と政党	○立憲的意味の憲法の意味を理解したうえで、権力分立と議会制民主主義の関係を考察します。統治機構の古典的原理が現代国家によって変容していることを理解します。 〔第14章 国会「一 権力分立の原理」〕 ○主権原理の骨格とそれを前提にした国民代表制の制度論を理解します。直接民主政と間接民主制の取り合わせ、選挙制度を理解します。 〔第3章 国民主権の原理「二 国民主権」、第12章 国務請求権と参政権「二 参政権」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
4	○国会の地位および国会の組織、国会議員の地位	○国民代表機関・国権の最高機関・唯一の立法機関という国会の地位につき原理論的に理解し、また二院制および衆議院の優越の制度について理解します。 〔第14章 国会「二 国会の地位」「三 国会の組織と活動」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
5	○国会の権能、議院の権能	○国会の権能を、立法機関としての権能とそれ以外の権能を区別し、また衆参それぞれの議院が有する議院の権能とは何か、理解します。 〔第14章 国会「四 国会と議院の権能」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
6	○行政権と内閣	○行政権の概念、独立行政委員会について理解します。 〔第15章 内閣「一 行政権と内閣」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
7	○内閣の組織と内閣の権限・責任	○内閣の組織とその権限、およびその責任、さらに内閣のコントロールについて、理解します。 〔第15章 内閣「二 内閣の組織と権能」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
8	○議院内閣制	○わが国における議院内閣制の成立を民主制の発展経過の中で把握するとともに、その概念はいかなるものかを理解します。 〔第15章 内閣「三 議院内閣制」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
9	○司法権の意義、範囲・限界	○法律上の争訟、議院の自律権、裁量、統治行為、部分社会論などの論点を整理し理解します。 〔第16章 裁判所「一 司法権の意味と範囲」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
10	○司法権の独立	○司法権の独立と裁判官の身分保障を、立憲主義の基本原則と関連させながら理解します。 〔第16章 裁判所「三 司法権の独立」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。

11	○裁判所の組織と権能	○裁判所の組織、裁判官の任免・再任、最高裁国民審査、規則制定権、裁判の公開などを理解します。 〔第16章 裁判所「二 裁判所の組織と権能」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
12	○違憲審査制	○憲法保障の諸類型、違憲審査のアメリカ型とドイツ型、司法消極主義と積極主義、日本の特色と問題点等を理解します。 〔第18章 憲法の保障「二 違憲審査制」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
13	○憲法訴訟	○憲法訴訟の要件や審査の方法・基準、憲法判断の回避の問題について整理し、理解します。 〔第18章 憲法の保障「二 違憲審査制」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
14	○財政と税制	○納税の義務と主権的権利性、および財政民主主義・租税法律主義を理解し、予算の諸問題を理解します。 〔第17章 財政・地方自治「一 財政」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。
15	○地方自治と地方分権	○近代国家と地方自治の本旨、住民自治・団体自治、地方公共団体の権能、住民投票、条例制定権など地方住民の権利について理解します。 〔第17章 財政・地方自治「二 地方自治」〕	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。 また、事前にTKC等で課題を課しますので、それに取り組んでください。

講義名：55003 憲法（人権）

[講義基本情報]

教員:	沢登 文治	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、ソクラテスメソッドを採用しつつ講義形式で行う。</p> <p>憲法の基本原理を踏まえなければ、憲法判例を理解することなどできないという認識の下、この授業では、憲法の基本原理や基本的人権の本質論を重視しながら、多くの事例や憲法判例についての検討を行う。その際、単に最高裁判決（多数意見）の結論だけでなく、可能な限り、事実の概要、少数意見や下級審判決、憲法状況や基本原理に遡って学んでいく。</p> <p>法科大学院での学習は、複雑な事象の中から論点を抽出する力、その論点についてもっとも合理的で説得的な論理を構成する力を身につけるものでなければならない。そのためには知識を単に丸暗記するのではなく、その知識を応用できる能力を身につける必要がある。</p> <p>そのために、授業は以下のように進行する。</p> <p>①指定教科書を必ず熟読し、事前配付資料に記載された「Q」の解答をあらかじめ用意してくる。</p> <p>②授業では、そのことを前提に、「Q」につき受講生に質問するなどして双方向性・多方向性を取り入れて進める。</p> <p>③ある論点について異なる見解・解釈がある場合において、いかなる見解・解釈がもっとも合理的かつ説得的であるかにつき、憲法の基本原理との関係、「人間の尊厳」からみた正当性、論理性の観点から受講生から意見を表明してもらい、若干の議論を行うとともに、当該論点に関する応用・発展問題についても構想する。</p>
到達目標	<p>憲法的リーガルマインドの基礎をなす基本的知識を獲得する。</p> <p>具体的には、憲法の基本原理や基本的人権の本質論を学び、その知見を身につけることができる。</p> <p>さらに、憲法の人権領域に関する諸問題や具体的事件（判例）を学びながら、当該問題・事件の解決のためにもっとも合理的で説得的な解釈が何かを自ら選び取る力を身につけることができる。</p>
教科書	<p>芦部信喜（高橋和之編）『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年）</p> <p>長谷部恭男・石川健治・戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2013年）</p>
参考書・参考資料	<p>野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣、2012年）</p> <p>永田秀樹・倉持孝司・長岡徹・村田尚紀・倉田原志『講義・憲法学』（法律文化社、2018年）</p>
成績評価方法	定期試験（80%）、授業参加度（20%）による評価
履修条件	特になし。
その他の注意	法科大学院協会 到達目標 憲法との関係に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	憲法と立憲主義	<p>第1章 憲法と立憲主義</p> <p>1. 国家と法</p> <p>2. 憲法の意味</p> <p>4. 憲法規範の特質</p> <p>第5章 基本的人権の原理</p> <p>1. 人権宣言の歴史</p>	<p>受講者は、教科書の該当部分を熟読するとともに、事前に提示された「Q」（講義概要に記したように、「共通的な到達モデル（第二次案修正案）：憲法」に示された法科大学院でマスターすべきとされる論点をほぼ網羅している）について整理した上で授業に参加する。</p>
2	基本的人権の原理	<p>第5章 基本的人権の原理</p> <p>2. 人権の観念</p> <p>3. 人権の内容</p> <p>4. 人権の享有主体</p>	同上。
3	基本的人権の限界	<p>第6章 基本的人権の限界</p> <p>1. 人権と公共の福祉</p> <p>2. 特別な法律関係における人権の限界</p>	同上。

4	私人間における人権の保障と限界	第6章 基本的人権の限界 3. 私人間における人権の保障と限界	同上。
5	包括的基本権	第7章 包括的基本権と法の下での平等 1. 生命・自由・幸福追求権	同上。
6	法の下での平等	第7章 包括的基本権と法の下での平等 2. 法の下での平等	同上。
7	精神的自由権(1): 思想・良心の自由、学問の自由	第8章 精神的自由権(1) —内心の自由 1. 思想・良心の自由 3. 学問の自由	同上。
8	精神的自由権(2): 信教の自由と政教分離	第8章 精神的自由権(1) —内心の自由 2. 信教の自由	同上。
9	精神的自由権(3): 表現の自由の意義と内容	第9章 精神的自由権(2) —表現の自由 1. 表現の自由の意味 2. 表現の自由の内容	同上。
10	精神的自由権(4): 表現の自由の限界	第9章 精神的自由権(2) —表現の自由 3. 表現の自由の限界 2. 集会・結社の自由、通信の秘密	同上。
11	経済的自由権	第10章 経済的自由権 1. 職業選択の自由 2. 居住・移転の自由 3. 財産権の保障	同上。
12	人身の自由	第11章 人身の自由 1. 基本原則 2. 被疑者の権利 3. 被告人の権利	同上。
13	国務請求権と参政権	第12章 国務請求権と参政権 1. 国務請求権(受益権) 2. 参政権	同上。
14	社会権(1)	第13章 社会権 1. 生存権	同上。
15	社会権(2)	第13章 社会権 2. 教育を受ける権利 3. 労働基本権	同上。

講義名：55005 憲法（憲法訴訟）

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本講義は、第1・2回で検討する「違憲審査制（憲法訴訟）の概要」についての基礎知識を基に、憲法訴訟の実際を判例に即して検討して行く。</p> <p>講義方式は、「演習」であり、双方向・他方向でのやり取りを前提とする。</p> <p>すなわち、実際の憲法訴訟を素材に、当事者の主張、主に国側の反論および裁判所の対応を迫体験しながら、自分の考えを形成できる能力を身につけること、言い換えると、将来、実務家として憲法訴訟をなす能力の獲得をめざす。その場合、1年で学習した人権・統治の基礎的知識が前提となる。検討にあたって、判例の「規範」を覚えるだけでなく、そのような「規範」が生まれた背景、下級審と最高裁との違い、最高裁における多数意見と反対意見の違い（もし、あれば）等も考慮する。</p> <p>新司法試験論文式出題趣旨において、「憲法」論文式問題は、判例および学説に関する知識を単に「書き連ね」たような、観念的、定型的、「自動販売機」型の答案を求めるものではなく、「考える」ことを求めている、とされていくことに注意したい。なお、「共通的到達目標モデル：憲法」を踏まえている。</p>
到達目標	<p>憲法の基本知識が確認できる（そのために、必要に応じて教科書の復習を行う）。</p> <p>憲法の基本判例をマスターできる（そのために、可能な限り、第一審判決から全文を読むようにしたい）。</p> <p>憲法訴訟において、当事者の立場から違憲論を立論し、とくに国側の立場から反論し合憲論を展開し、それらをふまえて、裁判所の立場から公平な判断を示すことができる（そのための基礎固めを行う）。</p>
教科書	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』岩波書店</p> <p>『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）』有斐閣</p> <p>L S 憲法研究会編『プロセス演習憲法（第4版）』信山社</p>
参考書・参考資料	
成績評価方法	小テスト 15%、授業参加度 15%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から1回につき、1点減じる（正当な理由がある場合は考慮する）。
履修条件	
その他の注意	法科大学院協会・共通的到達目標モデル：憲法との関係に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス 違憲審査制（憲法訴訟） 概説	憲法訴訟論についての概説	事前に、あらかじめ提示されたQにつき教科書で復習を行いつつ検討する。
2	違憲審査制（憲法訴訟） 概説	憲法訴訟論についての概説	事前に、あらかじめ提示されたQにつき教科書で復習を行いつつ検討する。
3	憲法訴訟 重要基本判決(1)よど号 ハイジャック事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
4	憲法訴訟 重要基本判決(2)南九州 税理士会事件、司法書士 会事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
5	憲法訴訟 重要基本判決(2)三井美	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を

	唄事件	学説の対応 判決の検討	図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
6	憲法訴訟 重要基本判決(3) 君が代訴訟、国旗国歌起立斉唱強制事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
7	憲法訴訟 重要基本判決(4) 砂川神社事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
8	憲法訴訟 重要基本判決(5) 大分県屋外広告物条例事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
9	憲法訴訟 重要基本判決(6) 岐阜県青少年保護育成条例事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
10	憲法訴訟 重要基本判決(7) 北方ジャーナル事件	事実の概要、争点、当事者の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
11	憲法訴訟 重要基本判決(8) サンケイ新聞事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
12	憲法訴訟重要基本判決(9) 泉佐野市民会館事件	事実の概要、争点、当事者の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
13	憲法訴訟重要基本判決(10) 森林法事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
14	憲法訴訟 重要基本判決(11) 国家公務員法違反事件(猿払事件を含む)	事実の概要、争点、当事者の主張、当事者の反論、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
15	憲法訴訟重要基本判決(12) 寺西事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。

講義名：55009 憲法演習

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	本講義は、春学期の「憲法訴訟」と同じく、講義形式としては、「演習」であるので双方向・多方向でのやり取りを前提に、内容としては、第一、基礎知識を体系的に身につけること、第二、その基礎知識を前提にして、基本判例を素材に、当事者の主張、主に国側の反論および裁判所の判断枠組（規範）を追体験しながら、法的思考能力、事例分析能力を養うこと、第三、異なる事例において、学習した判断枠組（規範）を事例に適用できる能力を身につけることをめざす。なお、「共通的到達モデル：憲法」を踏まえている。
到達目標	憲法の基礎知識を体系的にマスターできる（そのために、必要に応じて教科書で基礎知識の確認を行う）。 憲法の基本判例をマスターできる（そのために、第一審判決から可能な限り判決文の全文を読むようにする）。 事例につき、当事者の立場から違憲論を立論し、とくに国側の立場から反論し合憲論を展開し、裁判所の立場から公平な判断を示すことができる（そのための基礎固めを行う）。
教科書	芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』岩波書店 『憲法判例百選 I・II（第6版）』有斐閣 LS憲法研究会編『プロセス演習憲法（第4版）』信山社
参考書・参考資料	
成績評価方法	小テスト 15%、授業参加度 15%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から1回につき、1点減じる（ただし、正当な理由がある場合は考慮する）。
履修条件	
その他の注意	法科大学院協会・共通的到達目標モデル・憲法に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	重要基本判決(1)国籍法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
2	重要基本判決(2)外国人管理職選考受験訴訟	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
3	重要基本判決(3)剣道受講拒否事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
4	重要基本判決(4)広島市暴走族追放条例事件	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
5	重要基本判決(5)堀木訴訟	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。

		判決の検討	事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
6	重要基本判決(6)児童扶養手当支給打ち切り事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
7	重要基本判決(7)生活保護法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
8	重要基本判決(8)全通東京中郵事件、全農林警職法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。
9	重要基本判決(9)衆議院議員小選挙区比例代表並立制事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
10	重要基本判決(10)日本新党事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
11	重要基本判決(11)在外選挙権訴訟	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
12	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
13	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 関連判決の検討	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。
14	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 関連判決の検討	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。
15	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 関連判決の検討	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。

講義名：55164 憲法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	2016年度から新設された科目であるが、1年次で学習するとくに「人権」領域についての「補強」を目指すものである。 「憲法基礎研究」では、憲法学習にとっての重要性を考慮して基本基本判例の検討を中心に、必要に応じて該当項目の理論的検討（復習）も行う。 講義方式としては、演習形式で双方向・多方向でのやり取りを前提とする。 なお、「共通的到達目標モデル：憲法」を踏まえている。
到達目標	憲法の「人権」領域を中心に基礎知識が整理・獲得できる。 憲法の「人権」領域を中心に基本判例がマスターできる。 共通的到達目標モデル（憲法）が達成できる。
教科書	芦部信喜（高橋和之 補訂）『憲法（第6版）』岩波書店 長谷部他『憲法判例百選（第6版）』有斐閣 L S憲法研究会編『プロセス演習 憲法（第4版）』信山社
参考書・参考資料	
成績評価方法	小テスト 15%、授業参加度 15%、定期試験 70%
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人権の享有主体：マククリーン事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
2	公務員の人権：猿払事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
3	人権の私人間効力：三菱樹脂事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
4	幸福追求権：京都府学連事件、住基ネット事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
5	平等：尊属殺事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
6	平等：婚外子相続差別事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
7	政教分離：津地鎮	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。

	祭事件	題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	た課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
8	表現の自由：公安条例事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する
9	表現の自由：博多駅テレビフィルム提出命令事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
10	表現の自由：税関検査事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
11	表現の自由：戸別訪問事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
12	職業選択の自由：薬事法事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
13	生存権：朝日訴訟	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
14	教育権：旭川学テ事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
15	選挙権：議員定数不均衡事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。

講義名：55007 行政法

[講義基本情報]

教員:	榊原 秀訓・豊島 明子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	行政作用法、行政救済法の論点を説明します。行政作用法を扱う場合でも、適宜、関連する行政救済法の論点を上げます。最初に、行政手続法・情報公開法を含め、行政作用法の仕組みを概観し、行政救済法との関係を確認します。次に、行政争訟法、最後に、国家補償法を説明します。これらによって、受講者は、法的仕組みとともに、学説・判例理論を修得することになります。授業は、双方向のもので、教員が事前に示す設問を中心に教員と院生の間で質疑応答を行います。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「共通的到達目標」の第1章第1節基本的概念を理解している。 2. 「共通的到達目標」の第1章第2節行政処分・法規命令を理解している。 3. 「共通的到達目標」の第1章第3節行政上の義務違反に対する強制執行、行政上の義務違反に対する制裁を理解している。 4. 「共通的到達目標」の第1章第4節行政手続法を理解している。 5. 「共通的到達目標」の第1章第5節情報公開を理解している。 6. 「共通的到達目標」の第1章第6節行政過程と裁判過程を理解している。 7. 「共通的到達目標」の第2章第1節行政処分の違法事由としての法令違反を理解している。 8. 「共通的到達目標」の第2章第2節行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如を理解している。 9. 「共通的到達目標」の第2章第3節行政処分の違法事由としての委任立法の限界を理解している。 10. 「共通的到達目標」の第2章第4節行政処分の違法事由としての自主条例の限界を理解している。 11. 「共通的到達目標」の第2章第5節行政処分の違法事由としての信義則違反等を理解している。 12. 「共通的到達目標」の第3章第1節行政処分の違法事由としての手続違反を理解している。 13. 「共通的到達目標」の第5章第1節取消訴訟の訴訟要件を理解している。 14. 「共通的到達目標」の第5章第8節抗告訴訟における仮の救済を理解している。 15. 「共通的到達目標」の第7章国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力を理解している。 16. 「共通的到達目標」の第8章損失補償請求権に関する検討能力を理解している。
教科書	稲葉馨、下井康史、中原茂樹、野呂充編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂、2018年）
参考書・参考資料	塩野宏『行政法Ⅰ・行政法総論（第6版）』（有斐閣、2015年）、同『行政法Ⅱ・行政救済法（第5版補訂版）』（有斐閣、2013年） 宇賀克也『行政法概説Ⅰ・行政法総論（第6版）』（有斐閣、2017年）、同『行政法概説Ⅱ・行政救済法（第6版）』（有斐閣、2018年） 『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣、2017年）、『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2017年）
成績評価方法	小テスト（10%）、定期試験（90%）によって評価します。欠席はマイナス評価をします。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	行政法概略 (豊島)	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政の分類を理解できるようにします。 2 行政作用法と行政救済法が何かを理解できるようにします。 	資料を予習・復習する。
2	行政処分、根拠規範・規制規範と行政法の一般原則 (豊島)	<ol style="list-style-type: none"> 1 実質的行政処分と形式的行政処分を理解できるようにします。 2 根拠規範と規制規範を理解できるようにします。 3 法治主義（特に法律の留保）を理解できるようにします。 	資料を予習・復習する。
3	法律と条例の関係 (榊原)	<ol style="list-style-type: none"> 1 法律と条例の関係を理解できるようにします。 2 配慮義務を理解できるようにします。 	ケースブック第1章条例部分と資料を予習・復習する。
4	法規命令と行政規	<ol style="list-style-type: none"> 1 白紙委任・授權範囲踰越を理解できるようにします。 	ケースブック第1章行政立法部分と

	則 (榊原)	2 行政規則の法的性格を理解できるようにします。	資料を予習・復習する。
5	行政裁量 (榊原)	1 従来の裁量論と現行法制度における裁量論の相違を理解できるようにします。 2 裁量の広狭を理解できるようにします。 3 裁量の踰越濫用を理解できるようにします。	ケースブック第4章行政裁量と資料を予習・復習する。
6	行政手続法 (榊原)	1 「審査基準」・「処分基準」と「標準処理期間」を理解できるようにします。 2 理由付記を理解できるようにします。 3 通知(告知)と聴聞・弁明の機会を理解できるようにします。 4 意見公募手続を理解できるようにします。	ケースブック第3章行政手続と資料を予習・復習する。
7	即時強制と義務履行確保 (榊原)	1 行政上の強制執行を理解できるようにします。 2 代執行を理解できるようにします。 3 直接強制・執行罰・行政上の強制徴収を理解できるようにします。 4 行政罰を理解できるようにします。	ケースブック第7章実効性確保行政法の強制執行、司法的強制部分と資料を予習・復習する。
8	情報公開法 (豊島)	1 情報公開制度の立法化の意義を理解できるようにします。 2 個人情報保護制度と情報公開制度を理解できるようにします。 3 対象機関(実施機関)と行政文書の保有を理解できるようにします。 4 非開示(不開示)事由を理解できるようにします。	ケースブック第10章情報公開と個人情報保護と資料を予習・復習する。
9	損失補償法 (豊島)	1 補償の要否を理解できるようにします。 2 補償の内容を理解できるようにします。	ケースブック第20章損失補償と資料を予習・復習する。
10	国家賠償法1条 (豊島)	1 「公権力の行使」を理解できるようにします。 2 違法性と故意・過失の関係を理解できるようにします。	ケースブック第18章国家賠償法1条に基づく賠償責任と資料を予習・復習する。
11	国家賠償法2条 (豊島)	1 道路における瑕疵を理解できるようにします。 2 河川における瑕疵を理解できるようにします。 3 「本来の用法」への責任の限定を理解できるようにします。	ケースブック第19章国家賠償法2条に基づく賠償責任と資料を予習・復習する。
12	行政不服審査法 (豊島)	1 行政不服審査法の内容を理解できるようにします。 2 取消訴訟と行政不服審査法の関係を理解できるようにします。	資料を予習・復習する。
13	処分性の拡張と行政事件訴訟の類型 (豊島)	1 処分性の拡張傾向を理解できるようにします。 2 行政事件訴訟訴訟の類型を理解できるようにします。 3 抗告訴訟の類型を理解できるようにします。 4 抗告訴訟以外の類型の概略を理解できるようにします。	ケースブック第15章その他の抗告訴訟と資料を予習・復習する。
14	原告適格 (豊島)	1 2004年改正前の判例を理解できるようにします。 2 2004年改正後の判例を理解できるようにします。	ケースブック第12章原告適格と資料を予習・復習する。
15	訴えの利益と仮の権利保護 (豊島)	1 訴えの利益の消滅を理解できるようにします。 2 「期間の経過」による訴えの利益の消滅を理解できるようにします。 3 被告適格等のその他の訴訟要件を理解できるようにします。 4 執行停止、仮の義務付け、仮の差止めを理解できるようにします。	第13章訴えの客観的利益、第17章仮の救済と資料を予習・復習する。

[講義基本情報]

教員:	榊原 秀訓・豊島 明子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	事例を検討して、行政作用法、行政救済法の応用的論点を取り上げます。一人1回の報告を求めます。報告前に、院生間で質疑応答を行います。授業は、双方向のもので、教員が事前に示す設問を中心に教員と院生の間で質疑応答を行います。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「共通的到達目標」の第1章第3節行政指導を理解している。 2. 「共通的到達目標」の第2章第1節行政処分の違法事由としての法令違反を理解している。 3. 「共通的到達目標」の第2章第2節行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如を理解している。 4. 「共通的到達目標」の第2章第3節行政処分の違法事由としての委任立法の限界を理解している。 5. 「共通的到達目標」の第3章第1節行政処分の違法事由としての手続違反を理解している。 6. 「共通的到達目標」の第5章第1節取消訴訟の訴訟要件を理解している。 7. 「共通的到達目標」の第5章第2節取消訴訟の排他的管轄を理解している。 8. 「共通的到達目標」の第5章第3節取消訴訟の本案審理を理解している。 9. 「共通的到達目標」の第5章第4節取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度を理解している。 10. 「共通的到達目標」の第5章第5節無効等確認訴訟を理解している。 11. 「共通的到達目標」の第5章第6節不作為確認訴訟を理解している。 12. 「共通的到達目標」の第5章第7節義務付け訴訟及び差止訴訟を理解している。 13. 「共通的到達目標」の第5章第8節抗告訴訟における仮の救済を理解している。 14. 「共通的到達目標」の第6章当事者訴訟の運用能力を理解している。 15. 「共通的到達目標」の第7章国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力を理解している。
教科書	稲葉馨・下井康史・中原茂樹・野呂充編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂、2018年）
参考書・参考資料	塩野宏『行政法Ⅰ・行政法総論（第6版）』（有斐閣、2015年）、同『行政法Ⅱ・行政救済法（第5版補訂版）』（有斐閣、2013年） 宇賀克也『行政法概説Ⅰ・行政法総論（第6版）』（有斐閣、2017年）、同『行政法概説Ⅱ・行政救済法（第6版）』（有斐閣、2018年） 『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣、2012年）、『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2017年）
成績評価方法	質疑応答・掲示板書き込みと報告からなる授業参加度（10%）、中間テスト（20%）、期末試験（70%）によって評価します。
履修条件	「行政法」を履修していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	処分性の拡張と確認訴訟 (豊島)	確認訴訟の使い方について理解できるようにします。 高岡市病院開設中止勧告事件・最判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁 在外邦人選挙権事件・最判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁 東京都教職員国旗国歌訴訟（予防訴訟）・最判平成24年2月9日民集66巻2号183頁	ケースブック第16章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
2	抗告訴訟と民事訴訟 (豊島)	抗告訴訟と民事訴訟の使い分けについて、最高裁の考え方を理解できるようにします。 大阪空港事件・最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁 厚木基地事件・最判平成5年2月25日民集47巻2号643頁	ケースブック第15章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
3	行政計画の争い方	行政計画の争い方を理解できるようにします。	ケースブック第11章、参考文献、評

	(豊島)	浜松市上島駅土地区画整理事業計画事件・最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁 盛岡広域都市計画用途地域指定無効確認請求事件・最判昭和57年4月22日民集36巻4号705頁	積、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
4	条例、告示の争い方 (豊島)	条例、告示の争い方を理解できるようにします。 御所町二項道路指定事件・最判平成14年1月17日民集56巻1号1頁 横浜市保育所民営化事件・最判平成21年11月26日判時2063号3頁	ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
5	通達、内部行為の争い方 (豊島)	通達、内部行為の争い方を理解できるようにします。 成田新幹線事件・最判昭和53年12月8日民集32巻9号1617頁 墓地理葬通達事件・最判昭和43年12月24日民集22巻13号3147頁	ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
6	契約、事実行為の争い方 (豊島)	契約、事実行為の争い方を理解できるようにします。 労災就学援助費不支給事件・最判平成15年9月4日判時1841号89頁 冷凍スモークマグロ食品衛生法違反通知事件・最判平成16年4月26日民集58巻4号989頁	ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
7	原告適格と違法性の主張制限 (榊原)	原告適格の判断の仕方と、原告適格と違法性の主張制限の関係を理解できるようにします。 小田急事件・最判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁 サテライト大阪事件・最判平成21年10月15日民集63巻8号1711頁	ケースブック第12章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
8	訴えの利益の消滅と事情判決 (榊原)	訴えの利益が消滅する場合と事情判決の場合の相違を理解できるようにします。 仙台市建築確認取消請求事件・最判昭和59年10月26日民集38巻10号1169頁 八鹿町土地改良事業施工認可処分取消請求事件・最判平成4年1月24日民集46巻1号54頁	ケースブック第13章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
9	取消訴訟、審理と判決の効力 (榊原)	取消訴訟(裁決取消訴訟)と、審理や判決の効力を理解できるようにします。 東京12チャンネル事件・最判昭和43年12月24日民集22巻13号3254頁 逗子市住民監査請求記録請求事件・最判平成11年11月19日民集53巻8号1862頁	ケースブック第14章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
10	公定力と無効確認訴訟 (榊原)	公定力と無効確認訴訟を理解できるようにします。 ネズミ講課税処分事件・最判平成16年7月13日判時1874号58頁 譲渡所得課税無効事件・最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁	ケースブック第15章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
11	住民訴訟・機関訴訟 (榊原)	住民訴訟を理解できるようにします。 桃花台調整交付金事件・最判昭和53年3月30日民集32巻2号485頁 1日校長事件・最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁	ケースブック第16章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
12	国家賠償法1 (豊島)	第三者と違法性の関係、営造物責任を理解できるようにします。 富山パトカー追跡事件・最判昭和61年2月27日民集40巻1号124頁	ケースブック第18章・第19章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。

		点字ブロック未設置転落事件・最判昭和61年3月25日民集40巻2号472頁	
13	国家賠償法2 (豊島)	職務行為基準説、通達の違法性。規制権限不行使を争う国賠請求訴訟を理解できるようにします。 韓国人被爆者402号通達事件・最判平成19年11月1日民集61巻8号2733頁 熊本水俣病関西訴訟・最判平成16年10月15日民集58巻7号1802頁	ケースブック第18章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
14	行政裁量 (豊島)	行政裁量の統制について理解できるようにします。 小田急事件・最判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁 呉市公立学校施設使用不許可事件・最判平成18年2月7日民集60巻2号401号	ケースブック第4章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
15	行政指導 (豊島)	行政指導の限界について理解できるようにします。 品川マンション事件・最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁 武蔵野市教育施設負担金事件・最判平成5年2月18日民集47巻2号574頁	ケースブック第5章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。

講義名：55131 公法事例研究

[講義基本情報]

教員:	榑原 秀訓・倉持 孝司	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	憲法・行政法について、事例を使って検討を行う。 方式は「演習」であり、双方向・多方向でのやり取りを前提とする。
到達目標	憲法・行政法に関する総合的・応用的な知識を身につける。これまでの法律基本科目で扱っていない基本判例や最新判例を問題形式等で考える。 (行政法部分) 1. 「共通到達目標」の第1章行政過程の全体像を理解している。 2. 「共通到達目標」の第2章、第3章の違法事由を理解している。 3. 「共通到達目標」の第4章、第5章、第6章の行政争訟を理解している。 4. 「共通到達目標」の第7章、第8章の国家補償を理解している。 (憲法部分) 1. 「共通到達目標モデル」に即して、憲法の基礎知識を体系的にマスターしている。 2. 憲法の基本判例につきマスターしている。 3. 与えられた事例につき、違憲論・合憲論の展開を踏まえて合理的な結論を導くことができる。
教科書	(行政法部分) 特になし(「冊子」) (憲法部分) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第6版)』岩波書店 『憲法判例百選1・2(第6版)』有斐閣 LS憲法研究会編『プロセス演習 憲法(第4版)』信山社
参考書・参考資料	曾和俊文・野呂充・北村和生編著『事例研究行政法(第3版)』(日本評論社、2016年) 北村和生・深澤龍一郎・飯島淳子・磯部哲『事例から行政法を考える』(有斐閣、2016年)
成績評価方法	授業参加度(19%)と試験(81%)で評価する。試験については、憲法は期末試験のみで、行政法は中間テスト・期末試験で評価するので、憲法(27%)、行政法(54%)で評価する。授業参加度は、質疑応答で評価する。欠席は、マイナス評価する。行政法は中間テスト(27%)、期末試験(27%)。
履修条件	憲法と行政法に関する必修の法律基本科目を履修済みであることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	行政作用法・違法性を中心とした第1セット (榑原)	提示した事例について各自に独力で考えてもらいます。	事例の予習
2	第1セット(基本原則・行政裁量・行政規則・義務履行確保) (榑原)	第1回事例・提示した事例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
3	第1セット(行政指導・行政手続・情報公開) (榑原)	提示した事例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
4	第1セット(国家補償) (榑原)	提示した事例の解説と関連する国家補償法に関する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
5	行政争訟法を中心とした第2セット (榑原)	提示した事例について各自に独力で考えてもらいます。	事例の予習
6	第2セット(行政争訟法・抗告訴訟処分性等) (榑原)	第2回事例・提示した事例の解説と関連する行政争訟法に関する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
7	行政争訟法を中心とした第3セット	提示した事例について各自に独力で考えてもらいます。	事例の予習

	(榑原)		
8	第3セット(行政争訟法・抗告訴訟仮の権利保護等) (榑原)	第3回事例・提示した事例の解説と関連する行政争訟法に関する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
9	第3セット(行政争訟法・抗告訴訟仮の権利保護等) (榑原)	提示した事例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
10	第3セット(行政争訟法・当事者訴訟等)・最新判例の検討 (榑原)	提示した事例・最新判例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例・判例に関連する法的論点の予習・復習
11	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
12	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
13	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
14	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
15	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。

講義名：55031 民法（契約法）

[講義基本情報]

教員:	都筑 満雄	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月 1 木 5
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で、双方向で行います。 本講義では、民法の契約に関する諸制度、具体的には契約の成立、履行、消滅、そして各種の契約に関する様々な制度について解説を行う。講義がカバーする範囲は、民法総則、債権総論、債権各論（うち契約法）に及び、このうちの契約に関するルールを中心に解説をする。必然的に講義で扱う範囲は非常に広いものであるため（本学の法学部の10単位分に相当）、受講者の自習にゆだねる個所も少なくない。また扱う項目も多いので、相応の予習と復習が求められる。なお本講義の内容は共通的な到達目標モデルに準拠している。 講義形式の授業であるが、受講者への質問を交えながら、進行をする。
到達目標	民法総則、債権総論、債権各論（うち契約法）について、契約に関する制度を中心に、しっかり理解をすること。
教科書	山野目章夫『民法概論Ⅰ民法総則』（有斐閣、2017年）、潮見佳男『債権各論Ⅰ〔第3版〕』（新世社、2017年）、野村豊弘・栗田哲男・池田真朗・永田真三郎・野澤正充『有斐閣Sシリーズ債権総論〔第4版〕』（有斐閣、2018年）
参考書・参考資料	資料集に掲載されている資料。 なお毎回レジュメを配布する。
成績評価方法	定期試験（60%）、中間テスト（30%）、授業中の質疑応答（10%）によって評価する。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
0	はじめに（この回は導入教育で行います）	以下の講義内容は共通的な到達目標モデルに準拠している。 (1) 契約とは何か (2) 契約自由の原則 (3) 契約の種類	教科書および資料集を読んで復習すること。
1	契約成立のプロセス	契約前の責任	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
2	契約成立の諸態様と意思表示（1）	(1) 申込みと承諾による契約の成立 (2) 意思表示と法律行為 (3) 無効と取消し	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
3	意思表示（2）	(1) 心裡留保 (2) 虚偽表示	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
4	意思表示（3）	錯誤	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
5	意思表示（4）	(1) 詐欺 (2) 強迫 (3) 誤認・困惑	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
6	契約の主体（1）	(1) 権利能力 (2) 意思能力 (3) 行為能力	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。

7	契約の主体 (2)	(1) 代理 (2) 無権代理	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
8	契約の主体 (3)	(1) 無権代理と相続 (2) 表見代理	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
9	契約の主体 (4)	(1) 第三者のためにする契約 (2) 法人 (3) 契約上の地位の移転	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
10	契約の内容 (1)	(1) 契約の解釈 (2) 公序良俗違反	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
11	契約の内容 (2) と正常な経過による債権の実現 (1)	(1) 定型約款 (2) 弁済	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
12	正常な経過による債権の実現 (2)	(1) 債権の準占有者に対する弁済 (2) 特定物と不特定物	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
13	正常な経過による債権の実現 (3)	(1) 弁済の提供 (2) 受領遅滞	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
14	双務契約上の債務の履行過程における牽連性 (1)	(1) 同時履行の抗弁権 (2) 危険負担	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
15	双務契約上の債務の履行過程における牽連性 (2) と契約が期待通りに履行されなかった場合の救済 (1)	(1) 強制履行 (2) 債務不履行	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
16	中間テスト		
17	契約が期待通りに履行されなかった場合の救済 (2)	損害賠償	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
18	契約が期待通りに履行されなかった場合の救済 (3)	売主の担保責任	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
19	契約から生ずる金銭債権の履行の確保 (1)	債権者代位権	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
20	契約から生ずる金銭債権の履行の確保 (2)	詐害行為取消権	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
21	契約から生ずる金銭債権の履行の確保 (3)	(1) 債権譲渡 (2) 債務引受	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
22	契約の終了 (1)	契約の解除	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
23	契約の終了 (2)	(1) 合意解除 (2) 複合契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
24	財産権移転型契約	売買契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
25	使用型契約 (1)	賃貸借契約一般	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
26	使用型契約 (2)	宅地の賃貸借	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
27	使用型契約 (3)	建物の賃貸借	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
28	信用型契約	消費貸借	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
29	役務型契約 (1)	請負契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
30	役務型契約 (2)	委任契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。

講義名：55033 民法（物権法）

[講義基本情報]

教員:	副田 隆重	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	法学未修者を対象とするこの科目は、内容的には、不動産売買を中心に物権変動や不動産登記に関連する諸問題のほか、契約によらない物権変動として取得時効や相続も対象とする。所有権のほかに、地上権・地役権などの用益物権さらに賃借権などの不動産利用権を含む。 授業の進め方は、必要最低限のレクチャーのほか、受講生との双方向あるいは受講生相互を含めた多方向の質疑応答や議論のやり取りを通じて、知識・理解を確認し深めるものとする。受講生には、前もって予習すべき内容の範囲内で提示されたいくつかの課題につき必要な調査準備が要請される。
到達目標	1. 不動産売買契約を中心に、民法のいわゆる物権法（担保物権を除く）の内容および取得時効法の基礎を理解することができる。 2. 物権変動にかかわる民法の諸原則や不動産登記法のしくみなどを正確に理解することができる。 3. それらをめぐる基本的な裁判例、学説上の対立点の確認を前提として、基本的な設例に関し問題の所在と解決の方向を根拠を示して論ずることができる。 物権法(担保物権を除く)全体の到達目標の詳細については、第一回目の資料に掲出の資料参照。 また、各回における到達目標については、各回の講義内容参照。
教科書	千葉恵美子・藤原正則・七戸克彦『民法2 物権』[第3版](有斐閣 2018)
参考書・参考資料	内田貴『民法I 総則・物権総論』[第4版](東大出版 2008) 加藤雅信『物権法』[第2版](有斐閣 2005) 中田ほか『民法判例百選I』[第8版](有斐閣 2018) 淡路・鎌田ほか『民法II 物権』[第4版](有斐閣 2017) 平野裕之『物権法』(日本評論社 2016) 松岡久和『物権法』(成文堂 2017)
成績評価方法	授業参加度・小テストが20パーセント、期末試験が80パーセント
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	物権法の基本	物権の性質と効力、物権法定主義 共通到達目標 第2編 物権、第1章 総則、第1節 物権の一般原則 ○物権にはどのような種類があり、それぞれどのような内容の権利であるかを概括的に説明することができる。 ○物権に共通する特徴を、債権の特徴と対比して説明することができる。 ○物権法定主義の意義と根拠について説明することができる。 ○物権的請求権については8,9回で扱う。	テキスト 14, 15 章
2	物権変動の基本的思考方法	物権変動と公示に関して、いくつかの立法主義の理解と日本民法の考え方を確認するとともに、物権変動の時期に関して、通説判例や有力説を含め、問題の所在と対立点を確認する。 共通到達目標 第2節 物権変動、1 総説 ○物権の変動が生ずる種々の法律上の原因を、具体例を挙げて説明することができる。 ○公示の原則とはどのような原則であるか、そのような原則を認める必要があるのはなぜかを説明することができる。 ○公信の原則とはどのような原則であるかを、無権利の法理や公示の原則との関係を踏まえて説明することができる。	テキスト 8, 9 章, 買付証明書、売渡承諾書と売買契約成立に関する裁判例

		<p>なお、物権の消滅については時間の関係で扱わないため自習された い。</p>	
3	不動産物権変動と 対抗問題	<p>意思主義、対抗要件主義の具体的内容、および、登記を要する物権変動 か否かについて、判例学説ならびにその理由付けを確認する。いわゆる 復帰的物権変動をめぐる議論を確認する。ただし、相続に関しては第5 回、取得時効に関して第6回、177条の第三者の範囲につき第7回に扱 う。</p> <p>共通到達目標 第2節 2 不動産物権変動 2-1 意思主義と対抗要件主義 ○物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することが できる。 ○物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、 判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。 ○民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどの ような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適 用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明すること ができる。 ○民法177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方 を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのよう な議論があるかを、具体例に即して説明することができる。 ○不動産取引において、民法94条2項の適用や類推適用がどのよう な意味を持つかを、公信の原則との関係に留意しながら、具体例に即して 説明することができる。</p>	テキスト10章(242頁まで)
4	同上	同上	同上
5	相続に伴う物権変 動	<p>死亡に関して生ずる物権変動（法定相続分、指定相続分、遺産分割、 相続放棄、遺贈、相続させる趣旨の遺言）と登記の関係を確認する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト249～258頁
6	取得時効による物 権変動	<p>時効による所有権取得を対抗するための登記の要否をめぐる議論を確 認する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト242～249頁
7	177条の第三者の 範囲	<p>177条の「第三者」をめぐる判例・学説上の議論（善意悪意不問説、悪 意者排除説、背信的悪意者排除説）を確認し、あわせて、それらの者か らの転得者の扱いを検討する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト258～279頁
8	不動産登記のしく みと機能	<p>不動産登記のしくみにつき概括的な説明をするとともに、その機能に 関連して、公信力を含めて説明する。</p> <p>共通到達目標 第2節 物権変動、2 不動産物権変動 2-2 不動 産登記 ○物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登 記をすることができるかを理解している（共同申請の原則と単独申請 ができる例外）。 ○登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生す るかを、具体例を挙げて説明することができる。 ○仮登記とはどのような場合になされる登記であり、それがどのよう な効力を持つかについて、具体例を挙げて説明することができる。</p>	テキスト279～300頁 秋山「不動産法入門」16講 (177～189頁)
9	物権変動小括およ び所有権ならびに 物権的請求権1	<p>物権変動に関連して小括を行なう。 所有権に基づく物権的請求権につき、その要件、効果をめぐる議論を確 認する。</p> <p>共通到達目標 第3章 所有権、第1節 所有権の意義 ○所有権とはどのような権利か、また、どのような制限に服するかを、 具体例を挙げて説明することができる。 第2節 相隣関係、第3節 所有権取得の原因としての添付、不動産の</p>	テキスト2章

		<p>付合については、時間の関係で扱わないため自習されたい。</p> <p>○物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。</p>	
10	物権的請求権 2	同上	同上
11	共有	<p>共有に関するさまざまな法的な問題点を確認する。</p> <p>共通到達目標 第3章 所有権、第4節 共有関係 ○同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げる ことができる。 ○共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有するかを、条文を参照しながら説明することができる。</p> <p>なお、区分所有権(どのような概念であるか、一物一権主義との関係はどうか等)は時間の関係で扱わない。</p>	テキスト4章 (137 頁まで)
12	用益物権、物権化した不動産利用権	<p>民法の定める用益物権について、債権との異同に着目しつつ確認するほか、特別法による不動産賃借権の物権化につき借地借家法改正後の状況も含めて確認する。</p> <p>共通到達目標 第4章 地上権 ○地上権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、土地賃借権と対比しながら説明することができる。 第5章 地役権 ○地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。</p>	
13	占有、占有訴権	<p>占有の保護としての占有訴権、占有の効果としての取得時効等につき確認する。</p> <p>共通到達目標 第2章 占有権 ○占有とはどのような概念であるかを理解し、どのような態様の占有があり、占有の承継が生ずるのはどのような場合であるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 ○占有の侵害についてどのような態様があり、占有者はそれぞれどのような救済を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ○所有者が無権原占有者に対して目的物の返還を求める場合に生ずる問題点の概要（果実収取権、費用償還請求権、本権と占有権との関係等）を、条文を参照しながら説明することができる。</p>	テキスト 5,6,7 章, とくに取得時効の要件としての占有の議論に着目
14	動産物権変動	<p>動産物権変動の対抗要件としての引渡し、立木・未分離果実の物権変動と対抗問題における明認方法の効果等を確認する。</p> <p>共通到達目標 第1章 総則、第2節 物権変動 3 動産物権変動 ○動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。</p>	テキスト 11 章
15	即時取得	<p>動産取引における公信の原則としての即時取得の要件、効果の確認および盗品・遺失物についての特則を確認する。</p> <p>共通到達目標 ○動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即して説明することができる。</p>	テキスト 12 章

講義名：55035 民法（担保法）

[講義基本情報]

教員:	深川 裕佳	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、双方向形式で行われる。</p> <p>民法の物的担保および人的担保に関するテーマを対象とする。民法典に規定されている担保物権（典型担保＝留置権・先取特権・質権・抵当権）のうち、「担保の王様」といわれる抵当権を中心として、その性質・効力を学修する。これを基礎として、他の担保物権や、民法典に規定されていない非典型担保（譲渡担保など）、事実上の担保（相殺など）、さらに人的担保（連帯債務・保証など）について、その仕組みや現実の機能について、判例・学説における議論を交えて説明する。</p> <p>授業は、教科書・配布資料を読み、予習していることを前提として、重要部分の説明と質疑応答により進める。</p>
到達目標	<p>共通の到達目標モデル（第2次案修正案）の到達目標に準拠する。具体的には以下のとおりである。</p> <p>(1) 各種の物的担保および人的担保制度の基本的な仕組みや特徴について説明することができる。</p> <p>(2) 抵当権の効力をめぐる問題について、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる。</p> <p>(3) 抵当権と利用権の調整をめぐる問題について、具体例に即して説明することができる。</p> <p>(3) 各種の譲渡担保の効力をめぐる問題について、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる。</p> <p>(4) 多数当事者の債権債務関係や相殺の効力について、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる。</p>
教科書	<p>大村敦志『新基本民法3 担保編——物的担保・人的担保の法』（有斐閣、2016年）</p> <p>※講義開始時まで改訂版が出版されるようであれば、改訂版によって講義を行います。</p>
参考書・参考資料	<p>参考書・参考資料</p> <p>※本講義分野を1冊でカバーしつつ、コンパクトにボリュームを抑えた教科書として上記の教科書を利用しますが、下の教科書・概説書を併用すると知識を補うことができます。また、各分野の参考書については、上記教科書の各章に掲載されているので参考としてください。</p> <p>淡路剛久ほか『民法2・物権〔第4版〕（有斐閣Sシリーズ）』（有斐閣、2017年）</p> <p>野村豊弘ほか『民法3・債権総論〔第4版〕（有斐閣Sシリーズ）』（有斐閣、2018年）</p> <p>判例は、次の民法判例百選に掲載の重要判例を中心に取り上げます。</p> <p>潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選1（総則・物権）〔第8版〕（別冊ジュリスト237号）』（有斐閣、2018年）</p> <p>窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選II（債権）〔第8版〕（別冊ジュリスト238号）』（有斐閣、2018年）</p>
成績評価方法	<p>1 授業への参加度 10%</p> <p>2 定期試験 90%</p> <p>到達目標の(1)～(4)について定期試験を行う。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス・序論	<p>【7-24頁】[『民法2』207-212頁]</p> <p>※【】は、テキストの該当頁。また、[]内は参考書淡路剛久ほか『民法2・物権〔第4版〕（有斐閣Sシリーズ）』及び『民法3・債権総論〔第4版〕（有斐閣Sシリーズ）』の参考頁。以下同様。</p>	<p>【事前学習（予習）】教科書の該当箇所を読んで、検討してくる。</p> <p>【事後学習（復習）】講義内容を復習して、予習時にわからなかった点を理解できたかどうかを確認すること。</p>

2	典型担保物権(約定担保物権 1)	質権 【25-32 頁】 [『民法 2』 230-243 頁]	同上。
3	典型担保物権(約定担保物権 2)	抵当権(1)——抵当権の内容, 目的物の範囲 【33-47 頁】 [『民法 2』 243-255 頁]	同上。
4	典型担保物権(約定担保物権 3)	抵当権(2)——第三取得者との関係 【48-54 頁】 [『民法 2』 286-289 頁], 目的不動産上の利用権との調整 【54-57 頁】 [『民法 2』 268-285 頁]	同上。
5	典型担保物権(約定担保物権 4)	抵当権の侵害 【57-60 頁】 [『民法 2』 289-292 頁], 物上代位 【60-65 頁】 [『民法 2』 255-263 頁]	同上。
6	典型担保物権(約定担保物権 5)	共同抵当 【66-76 頁】 [『民法 2』 299-303 頁], 抵当権の処分 【77-81 頁】 [『民法 2』 293-299 頁], 法定地上権 【84-92 頁】 [『民法 2』 276-285 頁], 根抵当 【94-99 頁】 [『民法 2』 303-314 頁]	同上。
7	典型担保物権(法定担保物権 1)	留置権 【181-190 頁】 [『民法 2』 213-220 頁]	同上。
8	典型担保物権(法定担保物権 2)	先取特権 【191-202 頁】 [『民法 2』 220-229 頁]	同上。
9	非典型担保物権(1)	序・仮登記担保 【100-111 頁】 [『民法 2』 315-330 頁]	同上。
10	非典型担保物権(2)	不動産譲渡担保 【112-126 頁】 [『民法 2』 330-348 頁]	同上。
11	非典型担保物権(3)	集合動産譲渡担保, 集合債権譲渡担保 【126-143 頁】 [『民法 2』 330-348 頁, 『民法 3』 189-219 頁], 所有権留保 【101 頁】 [『民法 2』 348-353 頁]	同上。
12	人的担保(1)	保証 【145-170 頁】 [『民法 3』 147-175 頁]	同上。
13	人的担保(2)	不可分債務・連帯債務 【171-180 頁】 [『民法 3』 121-146 頁]	同上。
14	人的担保(3)	保証人/連帯債務者による弁済と求償関係 【154-170 頁】 [『民法 3』 147-175 頁]	同上。
15	人的担保(4)	相殺の担保的機能【該当頁なし(レジュメ配布)】 [『民法 3』 265-278 頁]	同上。

講義名：55037 民法（不法行為法）

[講義基本情報]

教員:	平林 美紀	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	授業は講義形式で行いますが、基本的な事項が理解されているかを確認するため、適宜、受講者に質問をします。 内容は、事務管理・不当利得、および、不法行為制度を中心としますが、民法の特別法である自動車損害賠償保障法、製造物責任法の重要な部分にも触れます。
到達目標	到達目標は、 今しがた、共通の到達目標モデルに準拠している。具体的には次の通りである。 1. 事務管理とはどのような制度であり、どのような要件が備われば事務管理の成立が認められるかを、説明することができる。 2. 事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者と本人の間でどのような権利義務関係が生ずるかを、条文を参照して、委任との異同に留意しながら説明することができる。 3. 不当利得がどのような制度であり、具体的にどのような場合に問題となるかについて、不当利得についての考え方の対立に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。 4. 不当利得債務者はどのような要件の下で、またどのような範囲で利得の返還義務を負うかを、具体例に即して説明することができる。 5. 不法行為では、不法行為制度の機能及び目的について説明することができる。 6. 不法行為責任における過失責任、無過失責任、中間責任の考え方を、民法上特別法上の具体例を挙げて説明することができる。 7. 一般不法行為の要件及び効果、特殊の不法行為について、その概要を説明することができる。
教科書	内田貴「民法Ⅱ債権各論」（第三版）東大出版会
参考書・参考資料	独自教材を使用します。
成績評価方法	①授業参加度 20% ②中間テスト 10% ③定期試験 70%
履修条件	
その他の注意	不法行為法では、とりわけ、判例により確立されたルールの理解が必要となりますので、授業では多くの判例を取り上げます。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに／事務管理	本講義の対象である「法定債権関係」とは何かを理解する。 事務管理の要件および効果について理解する。	教科書の該当頁を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
2	不当利得の成立要件	不当利得の成立要件について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
3	不当利得の効果	不当利得の効果について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
4	不法原因給付／転用物訴権	不法原因給付（708条）について理解する。 転用物訴権とはどのような制度であるか、また、どのような場合に認められるかを理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
5	不法行為序論／故意または過失	不法行為制度の役割を理解する。 債務不履行（415条）との関係を理解する。 過失とは何かを理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。

6	権利侵害・利益侵害	権利侵害とは何かを理解する。 「権利侵害から違法性へ」と表現される学説の展開を理解する。 民法改正により「利益侵害」が付け加えられた意味を理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
7	損害、因果関係	損害の種類について理解する。 因果関係とは何かを理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
8	不法行為の消極的 要件／責任無能力者の 監督責任	責任無能力等の不法行為の消極的要件を理解する。 責任無能力者の監督者責任について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
9	不法行為の効果 一般	賠償されるべき損害の範囲について理解する。 損害賠償の方法について理解する。 差止請求権について理解する。 損害賠償義務者（被害者死亡の場合、胎児の請求権）について理解する。 損害賠償請求権の期間制限について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
10	損害賠償額の算定	損害賠償額及び慰謝料額がどのようにして算定されるかを理解する。 過失相殺等の賠償額の減額調整について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
11	使用者責任／注文者責任	使用者責任の責任根拠について理解する。 使用者責任の成立要件及び効果について理解する。 注文者責任について理解する。 国家賠償法について、使用者責任と比較しながら、概要を理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
12	工作物責任・製造物責任／動物占有者責任	工作物責任の責任根拠について理解する。 工作物責任の成立要件及び効果について理解する。 製造物責任について理解する。 動物占有者責任について理解する。 国家賠償法について、工作物責任と比較しながら、概要を理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
13	共同不法行為	共同不法行為責任の成立要件及び効果（の概要）について理解する。 共同不法行為者間の内部関係について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
14	複数損害賠償義務者の責任	損害賠償につき複数の責任主体が存在する場合の効果について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
15	失火責任法／自動車損害賠償保障法	失火責任法について理解する。 自動車損害賠償保障法の概要について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。

講義名：55039 民法（家族法）

[講義基本情報]

教員:	伊藤 司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式で行われる。 いわゆる家族法を対象とし、親族の分野では婚姻、離婚、実子、養子など、相続の分野では、相続人、相続分、相続財産の範囲などに関する相続の基本ルール、遺産分割、遺言、遺留分という、理論的ないし実務的に重要な部分に触れる。 授業の進め方は、必要最低限のレクチャーのほか、受講生との双方向あるいは受講生相互の多方向の質疑応答や議論のやり取りを通じて、知識・理解を確認し深めていく。受講生には、前もって予習すべき内容の範囲内で出題されたいくつかの設問や課題につき必要な調査準備が要請される。
到達目標	将来の法曹に必要な家族法に関する基本的な事項（「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：民法」の親族・相続部分その内容とする）につき、正確な理解ができる。また、その知識を利用して実際の問題を解決することができる。
教科書	大伏ほか「親族・相続法 第2版」（弘文堂 2016年）
参考書・参考資料	水野・大村編「民法判例百選Ⅲ 親族相続」（有斐閣 2015年） 二宮周平「家族法（第4版）」（新世社 2013年） 前田ほか「民法Ⅵ 親族・相続 第3版」（有斐閣 2015年） 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続』（補訂版）（東京大学出版会、2004年）
成績評価方法	授業参加度（10%、講義中の発言、○×式の小テスト、欠席回数により評価する）、期末試験（90%）で評価する。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	家族・家族と法の総論	家族法における基本的理念の変遷を確認したうえで、民法改正要綱、生殖補助医療技術の発達、婚姻観・親子観の多様化という現代が直面している問題に触れる。 「共通的到達目標」の第4編第1章。	テキスト 3～30 頁, 169～176 頁。 民法の一部を改正する法律案要綱（平成8年）
2	婚姻 1	婚姻の要件および効力に関する民法のルールを確認し、婚姻意思、夫婦財産関係、761条の日常家事連帯債務と代理権の関係などいくつかの重要な論点に即して、判例学説を解釈論的に検討する。 「共通的到達目標」の第4編第2章第1・2節。	テキスト 31～69 頁
3	婚姻 2	同上	同上
4	離婚	離婚の成立に関する民法のしくみの説明、および、裁判離婚の離婚原因に関する近時の動きを紹介しつつ、離婚の効果としての財産分与請求、子どもとの面接交渉、子の引渡し請求などをめぐる論点を検討する。 「共通的到達目標」の第4編第2章第3節。	テキスト 70～110 頁
5	婚外関係の法的処理	婚約、内縁、事実婚という婚外関係に対する法的対応の現状を確認し、どのように考えるべきかを検討する。 「共通的到達目標」の第4編第2章第4節。	テキスト 111～125 頁
6	親子 1	嫡出推定、および、同推定を排除するためのものとして嫡出否認制度をはじめ、「推定の及ばない子」法理について判例学説を確認、検討する。あわせて、非嫡出親子関係を作り出す認知制度さらに人工生殖の問題を考える。普通養子および特別養子について、民法のルールを確認する。 「共通的到達目標」の第4編第3章。	テキスト 126～168 頁
7	親子 2	同上	同上
8	親権・後見・保佐・補助、扶養	未成熟子に対する親権、いわゆる成年後見制度の概要を確認し、夫婦、親子をはじめとする親族間扶養をめぐる問題点を検討する。	テキスト 177～212 頁

		「共通的到達目標」の第4編第4・5・6章。	
9	相続の基本概念 1（相続人の範囲、順位、相続分）	相続の基本ルールとしての相続人の範囲、順位、相続分につき確認するとともに、相続欠格、相続人の廃除につき判例学説を検討する。 「共通的到達目標」の第5編第1・2・4章。	テキスト 213～231 頁
10	相続の基本概念 2（相続財産）	相続の対象となる財産の範囲につき、確認する。 「共通的到達目標」の第5編第3章第1節。	テキスト 232～243 頁
11	共同相続・遺産分割	共同相続の場合の遺産共有をめぐる法律関係、その解消手続きとしての遺産分割について判例学説を検討する。 「共通的到達目標」の第5編第3章第2・3節。	テキスト 244～302 頁
12	相続権の侵害、相続財産の清算	相続権が侵害された場合の相続回復請求権をめぐる諸問題、および、限定承認、財産分離、相続人不存在の手続について確認する。 「共通的到達目標」の第5編第3章第4節。	テキスト 303～334 頁
13	遺言	自筆証書・公正証書・秘密証書という三つの普通方式の遺言を中心に遺言の方式、および、遺言の撤回について確認する。 「共通的到達目標」の第5編第5章。	テキスト 335～363 頁
14	遺贈、遺言の執行	包括遺贈、特定遺贈およびそれらの効力について確認するとともに、遺言の執行に関し、遺言執行者の権限等に触れる。 「共通的到達目標」の第5編第5章。	テキスト 364～383 頁
15	遺留分	遺留分制度の趣旨、遺留分侵害に対する救済制度としての減殺請求権に関して、さまざまな問題につき判例学説を確認する。 「共通的到達目標」の第5編第6章。	テキスト 384～423 頁

講義名：55166 民法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	深川 裕佳・副田 隆重・都筑 満雄・伊藤 司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式と演習形式を組み合わせた双方向の形式で行われる。 民法（物権法）、民法（契約法）、民法（家族法）、民法（不法行為法）および民法（担保法）の各分野についての重要判例や基本問題の研究・検討を行うことによって、上記各分野の基礎知識と基礎理論を再確認し、基礎的学力の向上と定着を図る。
到達目標	共通的到達目標モデル（第2次案修正案）に準拠する。 上記民法の各分野における基礎知識と基礎理論を再確認することができる。 重要判例を研究・検討することによって、その位置づけと理論の仕組みを理解することができる。 基本問題を研究・検討することによって、基礎的な問題発見および解決能力を修得することができる。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示するほか、授業時に配布する。
参考書・参考資料	上記民法の各基本科目において使用した文献・資料を各自参照する。
成績評価方法	定期試験 70%、授業参加度 30%で評価する。
履修条件	特になし。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	家族法の重要問題1 伊藤担当 9月18日	相続に関する重要判例の検討	判例の資料について事前に読み、検討しておく。 とくに最高裁判所の法定意見を検討しておくこと。
2	家族法の重要問題2 伊藤担当 9月25日	相続法改正の検討① 今回は、配偶者の居住権保護、預貯金債権の取扱い、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策を検討します。	資料について事前に読み、検討しておく。
3	家族法の重要問題3 伊藤担当 10月2日	相続法改正の検討② 今回は、 、前回と同じ資料を使用して、前回積み残した問題に引き続き、遺言制度に関する見直し、遺留分制度に関する見直し、相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直しを検討します。	資料について事前に読み、検討しておく。
4	契約法の重要部分1 都筑担当 10月9日	民法（契約法）では扱えなかった消滅時効について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
5	契約法の重要部分2 都筑担当 10月16日	民法（契約法）では扱えなかった法人について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
6	契約法の重要部分3 都筑担当 10月23日	民法（契約法）では扱えなかった各種契約について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
7	契約法の重要部分4 都筑担当	民法（契約法）では扱えなかった各種契約について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。

	10月30日		
8	契約法の重要部分5 都筑担当 11月6日	民法（契約法）では扱えなかった各種契約と契約上の地位の移転について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
9	契約法の重要部分6 都筑担当 11月20日	民法（契約法）では扱えなかった利息の規制や代物弁済、供託、債権侵害について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
10	物権法の重要部分 副田担当1 2019年 11月27日	民法（物権法）で扱えなかった事項や論点について、検討する。	教科書等の該当部分について確認しておく。
11	物権法の重要部分2 副田担当 2019年 12月4日	同上	同上
12	物権法の重要部分3 副田担当 2019年 12月11日	同上	同上
13	民法（担保法）の重要 問題1 深川担当 12月18日	民法（担保法）で扱えなかった事項や論点について、検討する。	教科書等の該当部分を事前に読んで検討しておくこと。
14	民法（担保法）の重要 問題2 深川担当 2020年 1月8日	同上	同上
15	民法（担保法）の重要 問題 深川担当 1月15日	同上	同上

講義名：55041 商法（会社法）

[講義基本情報]

教員:	永江 亘	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	木 3 金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>共通的到達目標モデル（第二次案）の内容に留意しながら、下記の教科書を用いて、会社法の概説を行う。以下の講義内容のところに記した番号は、授業で取り扱う共通的到達目標モデル（第二次案）の項目番号である。共通的到達目標モデル（第二次案）は講義計画第1回のところにアップロードしてある。</p> <p>授業は、講義形式を基本とし、双方向形式を取り入れて行う。</p>
到達目標	<p>会社法の基本的事項・重要事項の正確な理解と記憶。</p> <p>具体的な事案に法を解釈・適用し、論理的な解決を導くことができるようになる。</p> <p>共通的到達目標モデル（第二次案）の問いに答えることができるようになる。</p> <p>指定テキスト『ひとりで学ぶ会社法』の問いに答えられるようになる。</p>
教科書	<p>伊藤靖史ほか『会社法 リーガルクエスト 第3版』（有斐閣、2016年）</p> <p>久保田大作ほか『ひとりで学ぶ会社法』（有斐閣、2018年）</p> <p>TKC Law Library の基礎力確認テスト（共通的到達モデルの各項目を対象としたテスト）</p>
参考書・参考資料	<p>江頭憲治郎他編『会社法判例百選 第3版』有斐閣</p> <p>黒沼悦郎編『Law Practice 商法 第3版』商事法務</p> <p>神田秀樹『会社法 第18版（法律学講座双書）』弘文堂</p> <p>伊藤靖史他編著『事例で考える会社法 第2版』有斐閣（2015年）</p> <p>落合誠一ほか『会社法 Visual Materials』有斐閣（2011年）</p> <p>江頭憲治郎『株式会社法 第6版』有斐閣（2015年）</p> <p>田中亘『会社法（第2版）』東京大学出版会（2018年）</p> <p>山下友信他編『商法判例集 第7版』有斐閣（刊行予定）</p> <p>近藤光男編著『基礎から学べる会社法 第3版』弘文堂（2014年）</p> <p>葉玉匡美・郡谷大輔『会社法マスター115 講座 第4版』ロータス 21（2010年）</p> <p>必要であれば、最新判例や雑誌論文・新聞記事等を配布する。</p>
成績評価方法	小テスト(40%)、期末試験(60%)。
履修条件	
その他の注意	受講生の理解度や新たな重要判例・ニュースの発生等により、授業計画の一部や中間テストの日程等に変更が生じる可能性がある。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	9/17 会社法総論（1）	<p>会社の概念、会社の類型と種類</p> <p>1-1 会社の概念</p>	<p>教科書の該当ページとそこで引用されている判例百選の事件、その他配付資料等の予習と復習。次回以降も同様</p> <p>Legal Quest 会社法 1 - 27 頁</p>
2	9/18 会社法総論（2）	<p>株式会社の特質等</p> <p>3-1 株式会社の特徴</p>	<p>Legal Quest 会社法 1 - 27 頁</p>
3	9/24 株式会社の機関 総説、株主総会 (1)	<p>Law Practice 商法 問題1</p> <p>株式会社の機関設計等、株主総会の概要、権限、招集</p> <p>3-4 機関</p> <p>3-4-1 総論</p> <p>3-4-2 株主総会</p>	<p>Legal Quest 会社法 133-139 頁</p>
4	9/25	株式会社の機関設計等、株主総会の概要、権限、招集	<p>Legal Quest 会社法 133-139 頁</p>

	株主総会(2)	3-4 機関 3-4-1 総論 3-4-2 株主総会	
5	10/1 株主総会(3)	議決権、議事と決議、決議の瑕疵 3-4-2 株主総会	Legal Quest 会社法 140-168 頁
6	10/2 株主総会(4)	議決権、議事と決議、決議の瑕疵 3-4-2 株主総会	Legal Quest 会社法 140-168 頁
7	10/8 株主総会(5)	議決権、議事と決議、決議の瑕疵 3-4-2 株主総会	Legal Quest 会社法 140-168 頁
8	10/9 取締役・取締役会 (1)	概要、取締役、取締役会 3-4-4 取締役・取締役会	Legal Quest 会社法 168-191, 216-230 頁
9	10/15 取締役・取締役会 (2)	概要、取締役、取締役会 3-4-4 取締役・取締役会	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁
10	10/16 取締役・取締役会 (3)	代表取締役、取締役と会社の関係、取締役の義務 (1) 3-4-5 取締役と会社の関係	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁
11	10/22 取締役・取締役会 (4)	代表取締役、取締役と会社の関係、取締役の義務 (1) 3-4-5 取締役と会社の関係	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁
12	10/23 取締役・取締役会 (5)	取締役の義務 (2)、利益相反行為の規制 (1) 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-5-1 取締役の義務 3-4-5-3 競業取引 3-4-5-2 利益相反取引	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁
13	10/29 取締役・取締役会 (6)	取締役の義務 (2)、利益相反行為の規制 (1) 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-5-1 取締役の義務 3-4-5-3 競業取引 3-4-5-2 利益相反取引	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁
14	10/30 取締役・取締役会 (7)	*小テスト2 (10分・10題) 取締役の義務 (2)、利益相反行為の規制 (1) 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-5-1 取締役の義務 3-4-5-3 競業取引 3-4-5-2 利益相反取引	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁
15	11/5 取締役・取締役会 (8)	利益相反行為の規制 (2)、報酬規制 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-5-2 利益相反取引 3-4-5-4 報酬規制	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁

16	11/6 取締役・取締役会 (9)	利益相反行為の規制 (2)、報酬規制 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-5-2 利益相反取引 3-4-5-4 報酬規制	Legal Quest 会社法 168-191 頁, 216-230 頁
17	11/19 会計参与・監査 役・監査役会・会 計監査人、監査等 委員会設置会社、 指名委員会等設 置会社	会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員 会設置会社、指名委員会等設置会社、非取締役設置会社 3-4-6 会計参与 3-4-7 監査役 3-4-8 会計監査人 3-4-9 指名委員会設置会社	Legal Quest 会社法 191-216 頁
18	11/20 会計参与・監査 役・監査役会・会 計監査人、監査等 委員会設置会社、 指名委員会等設 置会社	会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員 会設置会社、指名委員会等設置会社、非取締役設置会社 3-4-6 会計参与 3-4-7 監査役 3-4-8 会計監査人 3-4-9 指名委員会設置会社	Legal Quest 会社法 191-216 頁
19	11/26 役員等の損害賠 償責任(1)	役員等の会社に対する損害賠償責任、責任免除・軽減 3-4-4-5 取締役の責任	Legal Quest 会社法 230-254 頁
20	11/27 役員等の損害賠 償責任(2)、株主 代表訴訟	役員等の第三者に対する損害賠償責任、株主代表訴訟、 取締役の違法行為の差止め 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-4-5 取締役の責任 3-4-5-6 株主による違法行為差止権 Law Practice 商法 問題43	Legal Quest 会社法 230-254 頁
21	12/3 役員等の損害賠 償責任(3)、株主 代表訴訟	役員等の第三者に対する損害賠償責任、株主代表訴訟、 取締役の違法行為の差止め 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-4-5 取締役の責任 3-4-5-6 株主による違法行為差止権	Legal Quest 会社法 230-254 頁
22	12/4 役員等の損害賠 償責任(4)、株主 代表訴訟	役員等の第三者に対する損害賠償責任、株主代表訴訟、 取締役の違法行為の差止め 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-4-5 取締役の責任 3-4-5-6 株主による違法行為差止権	Legal Quest 会社法 230-254 頁
23	12/10 株式(1)	株式の意義、株主平等原則、利益供与の禁止 3-2-1 株式・株主	Legal Quest 会社法 65 - 78 頁、89 - 92 頁, 158-160 頁, 241-242 頁
24	12/11	株式の内容と種類	Legal Quest 会社法 65 - 78 頁、89 - 92

	株式(2)	3-2-3 株式の内容および種類 3-4-3 種類株主総会 8	頁, 158-160 頁, 241-242 頁
25	12/17 株式(3)	株券、株式の流通 3-2-4 株式の譲渡・株主名簿	Legal Quest 会社法 65 - 78 頁、89 - 92 頁, 158-160 頁, 241-242 頁
26	12/18 株式(4)	株主の会社に対する権利行使、振替決済制度、株式の評価 3-2-4 株式の譲渡・株主名簿	Legal Quest 会社法 65 - 78 頁、89 - 92 頁, 158-160 頁, 241-242 頁
27	1/7 株式(5)	株式の消却・併合・分割・株式の無償割当て、単元株制度、 3-2-2 株式の単位 3-2-5 自己株式の取得	Legal Quest 会社法 124 - 131 頁
28	1/8 株式(6)	株式の消却・併合・分割・株式の無償割当て、単元株制度 3-2-2 株式の単位 3-2-5 自己株式の取得	Legal Quest 会社法 124 - 131 頁
29	1/14 予備	授業の進度、学生の理解度、シラバス作成後の事情のために 2 コマ確保します。	
30	1/15 予備	授業の進度、学生の理解度、シラバス作成後の事情のために 2 コマ確保します。	

講義名：55043 商法（商取引法）

[講義基本情報]

教員:	今泉 邦子	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本科目の範囲は、手形法小切手法の定める有価証券の成立、移転および消滅に関する法、商法総則および会社法総則ならびに商行為法が定めるある種の営業に特殊な法原則に及びます。</p> <p>法学未修者向けにレクチャー形式で実施する予定ですが、履修者は与えられた課題を事前に理解していることが期待されます。各回の講義に対応するコア・カリキュラム（共通到達目標）に関する短答式の予習復習用問題で各自自習をして、必要な知識をつけてください。</p> <p>授業の際には、講師と履修者との問答を通して（ソクラテス・メソッド）、重要判例および学説への理解を確認します。</p>
到達目標	<p>手形法小切手法、商法総則商行為法および会社法総論自体の理論的構造を理解できるようになる。</p> <p>民法などの隣接分野と商法に属する法律の関係を理解できるようになる。</p>
教科書	<p>弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』（有斐閣、第2版補訂版）</p> <p>早川徹『基本講義手形法小切手法』（新世社）</p>
参考書・参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・江頭憲治郎、山下友信編『別冊ジュリスト商法（総則・商行為）判例百選』（有斐閣、第5版） ・鴻常夫ほか編『別冊ジュリスト手形小切手判例百選』（有斐閣、第6版） ・森本滋『会社法・商行為法手形法講義』（成文堂、初版） ・江頭憲治郎『商取引法』（弘文堂、第5版） ・弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法』（有斐閣、第2版補訂版）
成績評価方法	期末試験（70%）小テスト（30%）。ただし授業参加態度により5%まで減点することがある。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	9/20 手形法小切手法総論 手形行為の成立要件 と有効要件	<p>手形小切手の流通の仕組みとそれを促進するため に考えられた手形小切手の性質（文言性、要式証券 性、無因性など）および抗弁切断、善意取得、遡求、 善意支払などの各種流通促進制度の概略を解説検 討します。</p> <p>手形に関する法律関係を発生変動させる法律行為 である手形行為と法律行為一般の成立要件および 有効要件との関係、ならびに手形が作成された後、 受取人に到達しなかった場合の手形の効力の問題 について解説検討します。</p>	<p>授業が開始する前に、配付してある講義資料 のうち「手形小切手の基礎知識」、「手形小切 手の基本」、「手形小切手の利用方法」を読み、 手形小切手の使用方法を理解できるようにな つとめてください。</p> <p>早川徹『基本講義手形・小切手法』（以下、早 川とする）1-68頁、91-107頁。</p>
2	9/27 手形行為の成立要件 と有効要件	<p>第1回のつづき 時間があれば、第3回のテーマに進みます。</p>	<p>早川徹『基本講義手形・小切手法』（以下、早 川とする）1-68頁、91-107頁。</p>
3	10/4 裏書・善意取得者の	<p>手形債権に特殊な譲渡方法である譲渡裏書および 手形の譲渡裏書が実質的に不連続であった場合の</p>	<p>早川 124-154頁。</p>

	保護	善意の取得者保護のための制度の問題点を指摘し、学説判例について解説検討します。	
4	10/11 手形抗弁	手形取引の原因となった取引が無効または取り消された場合に、その取消無効の主張を制限し、第三者を保護するための重要な制度である人的抗弁切断制度の意義および問題点について解説検討します。	早川 124-154 頁。
5	10/18 手形抗弁	第 4 回のつづき 時間があれば、第 6 回に進みます。	早川 124-154 頁。
6	10/25 白地手形と変造	白地手形および手形の変造の意義および問題点について解説検討します。	早川 108-123 頁
7	11/1 白地手形 商行為および商人	第 6 回のつづき 商法の意義、ならびに商法の適用範囲を決定する基準となる商行為および商人概念について、その特色および問題点に関する学説判例を解説検討します。	弥永『商法総則商行為法』(以下、弥永とする) 1-17, 17-22, 85-104 頁を予習してください。
8	11/8 商行為および商人	商行為および商人については内容が広いので、第 9 回および第 10 回の授業でも、商行為のテーマを扱うことになるでしょう。	弥永『商法総則商行為法』(以下、弥永とする) 1-17, 17-22, 85-104 頁を予習してください。
9	11/22 商行為および商人	手形法小切手法小テスト 15 点満点 第 8 回のつづき。	弥永 1-17, 17-22, 85-104 頁を予習してください。
10	11/29 商行為および商人	第 9 回のつづき	弥永 1-17, 17-22, 85-104, 頁を予習してください。
11	12/6 商業登記	商人に関する重要事項を記載する商業登記制度の趣旨およびその問題点に関する学説判例を解説検討します。	弥永 23-31 頁を予習してください。
12	12/13 商号	商人の名称である商号とそれに対する保護制度について問題点を指摘し学説判例を解説検討します。	弥永 33-45 頁を予習してください。
13	12/20 商号	第 12 回のつづき Law Practice 問題 5 5 時間に余裕があれば、第 13 回の授業の範囲の商業使用人に進みます。	弥永 33-45 頁を予習してください。
14	1/10 商業使用人・代理商	商人の活動を内部から補助する商業使用人および商人から独立して外部から補助する代理商について、その機能と問題点を指摘し、学説判例を解説検討します。 Law Practice 問題 5 7	弥永 67-84 頁を予習してください。
15	1/17 商業使用人・代理商	第 14 回のつづき 商法総則商行為法小テスト 15 点満点	弥永 67-84 頁を予習してください。
16	期末試験	期末試験の配点は 70 点です。	

講義名：55271 民事訴訟法 I

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式を中心に行いますが、双方向によるやり取りを前提としています。</p> <p>民事訴訟法（手続）の概略、体系、基本的論点について、2年春学期・2年秋学期にかけて講義を行います。このうち、民事訴訟法 I では、講義計画の内容に従い、民事訴訟法範囲の前半部について扱います。</p> <p>具体的には、条文・判例・学説についての基本的な講義が中心となりますが、適宜、対話形式をも加味して講義を進めていきます。履修者は、予習範囲の教科書をよく読んでくること、事前に示された課題がある場合にはその点について準備してくること、そして講義後には復習問題に取り組むことが求められます。</p> <p>なお、本講義は、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：民事訴訟法』を踏まえつつ、具体的授業内容を設定しています。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟手続の流れについて理解することができる。 2. 民事訴訟法の基本概念および基本原則を正確に理解することができる。 3. 具体的な法的問題について、基本概念および基本原則に基づいてアプローチすることができる。 4. 民事訴訟法と実体法との関係についての理解することができる 5. 複数の法的な基本原則が衝突する場合における法的思考の方法を身につけることができる。
教科書	<ul style="list-style-type: none"> ・長谷部由紀子『民事訴訟法（新版）』（岩波書店） ISBN:9784000248822 変更の可能性があります。 ・高橋宏志・高田裕成・畑瑞徳編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣） ISBN:978-4-641-11527-9
参考書・参考資料	講義時に適宜指示します。
成績評価方法	授業参加度（授業中の発言：欠席および遅刻は減点）（10%）、小テスト（20%）、定期試験（70%）で評価します。
履修条件	講義はレジユメを基に進めていきます。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	講義ガイダンス、民事訴訟概説、民事訴訟の法的規律	授業の目標・進め方等についてガイダンスを行います。その後、民事紛争とその解決手段（民事訴訟、ADR）、判決手続に付随する手続、判決手続における特別手続、民事訴訟の基本構造、民事訴訟法の沿革、訴訟と非訟、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。特に第1回目の内容は概念的な内容が多いので、事前に教科書をよく読んでおくことが必要です。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
2	裁判所	裁判所の構成、除斥・忌避・回避、民事裁判権、管轄、移送、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
3	当事者	当事者総説、当事者の確定、当事者能力、訴訟能力、弁論能力、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
4	訴訟上の代理人・代表者	法定代理人、法人等の代表者、訴訟代理人、補佐人などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自

			で取り組んで下さい。
5	訴えの概念・類型、訴訟要件、訴えの利益(1)	訴えの概念・類型、形式的形式訴訟、訴訟要件の意義・審理、訴えの利益総説、各種の訴えに共通する訴えの利益、給付の訴えの利益、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
6	訴えの利益(2) 当事者適格(1)	確認の訴えの利益、形成の訴えの利益、当事者適格 総論などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
7	小テスト 当事者適格(2)、 訴え提起の方式 とその効果(1)	第6回までに学修した内容について小テストを実施します。 訴訟担当、判決効が第三者に及ぶ場合の当事者適格、訴え提起の手段、訴え提起後の手段、などについて講義します。	小テストについては、第6回までの学習範囲について復習をしておいてください。 講義部分については、教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
8	訴え提起の方式 とその効果(2)	訴訟係属、二重起訴の禁止(重複訴訟の禁止)、時効中断、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
9	訴訟物、審判対象 に関する処分権 主義(1)	訴訟上の請求(訴訟物)、処分権主義の意義、申立事項と判決事項、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
10	審判対象に関する 処分権主義(2)	債務不存在確認請求、一部請求と判決確定後の残額請求、一部請求と過失相殺・相殺の抗弁、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
11	訴訟手続の進行	職権進行主義、訴訟指揮権、訴訟進行に関する当事者の関与、送達、責問権、期日・期間、訴訟手続の中断・中止、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
12	口頭弁論とその 準備等	口頭弁論の意義、必要的口頭弁論、口頭弁論に関する諸原則、準備書面、当事者照会、提訴前の証拠収集処分等、争点・証拠整理手続(準備的口頭弁論・弁論準備手続・書面による準備手続)、専門委員制度、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
13	訴訟行為、適時提出主義、弁論の併合等、当事者の欠席、口頭弁論調書と訴訟記録	訴訟行為の概念・種類、形成権の訴訟の行使、当事者の訴訟行為と表見法理・信義則、訴訟上の合意(訴訟契約)、訴訟上の合意に意思表示の瑕疵がある場合の取扱い、攻撃防御方法の提出時期、口頭弁論の制限・分離・併合・再開、当事者の不熱心訴訟追行、口頭弁論調書、訴訟記録の閲覧・謄写権及び秘密保護、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
14	事案の解明	弁論主義、釈明権・義務、事実主張に対する相手方の応答のあり方とその訴訟法上の意義、真実義務・完全義務、主張責任、などについて講義します。請求原因・抗弁、対立当事者間の主張共通の原則、主要事実と間接事実の区別の法理、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
15	裁判上の自白、証拠法総論	裁判上の自白、証拠方法、証拠資料、証拠原因、証拠能力と証明力、直接証拠と間接証拠、証明と疎明、証明度、厳格な証明と自由な証明、訴訟上の証明の対象、証拠申出とその採否、集中証拠調べの意義及び手続、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。

講義名：55272 民事訴訟法Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式を中心に行いますが、双方向によるやり取りを前提としています。</p> <p>民事訴訟法（手続）の概略、体系、基本的論点について、2年春学期・2年秋学期にかけて講義を行います。このうち、民事訴訟法Ⅱでは、講義計画の内容に従い、民事訴訟法範囲の後半部について扱います。</p> <p>具体的には、条文・判例・学説についての基本的な講義が中心となりますが、適宜、対話形式をも加味して講義を進めていきます。履修者は、予習範囲の教科書をよく読んでくること、事前に示された課題がある場合にはその点について準備してくること、そして講義後には復習問題に取り組むことが求められます。</p> <p>なお、本講義は、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：民事訴訟法』を踏まえつつ、具体的授業内容を設定しています。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟手続の流れについて理解することができる。 2. 民事訴訟法の基本概念および基本原則を正確に理解することができる。 3. 具体的な法的問題について、基本概念および基本原則に基づいてアプローチすることができる。 4. 民事訴訟法と実体法との関係についての理解することができる 5. 複数の法的な基本原則が衝突する場合における法的思考の方法を身につけることができる。
教科書	<ul style="list-style-type: none"> ・長谷部由紀子『民事訴訟法（新版）』（岩波書店）ISBN:9784000248822 変更の可能性があります。 ・高橋宏志・高田裕成・畑瑞徳編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣） ISBN:978-4-641-11527-9
参考書・参考資料	講義時に適宜指示します。
成績評価方法	授業参加度（授業中の発言；欠席および遅刻は減点）（10%）、小テスト（20%）、定期試験（70%）で評価します。
履修条件	講義はレジユメを基に進めていきます。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	証拠調べ(1)	証人尋問（意義、手続の概要、証人義務と不出頭・虚偽の証言等に対する制裁、証言既拒絶権）、当事者尋問（意義、手続の概要、証人尋問との異同）、鑑定（意義、手続の概要、証人尋問の異同）、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
2	証拠調べ(2)	書証（意義、申出方法の種類、文書の成立の真正の意義とその推定、文書提出命令の手続の概要、文書提出義務の範囲）、検証、調査嘱託、証拠保全、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
3	自由心証主義、証明責任	自由心証主義（意義及び内容、違法収集証拠、証拠共通の原則、経験則違背に関する上告審のコントロール）、証明責任の意義及び分配基準、本証と反証、証明責任の転換、法律上の推定、相当な損害額の認定、主張・証明の負担の軽減、証明妨害の法理などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
4	裁判総論、判決総論	裁判総論（意義・種類、裁判の自己拘束力、決定、命令）、判決総論（判決の種類、一部判決、裁判の脱漏、訴訟判決と本案判決、中間判決と終局判決、判決の確定、判決の無効）、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。

5	既判力等(1)	既判力の目的・根拠、既判力の積極作用と消極作用、既判力と訴訟物の関係（先決関係・前提関係、矛盾関係）、既判力の客観的範囲に関する114条1項・2項、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
6	既判力等(2)	判決理由中の判断の後訴に及ぼす影響、民事訴訟における既判力の基準時、基準事後における形成権の行使、基準事後に発現した後遺症と既判力、確定判決の変更を求める訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
7	中間テスト 既判力等 (3)	第6回までに学修した範囲について小テストを実施した後、既判力の主観的範囲について講義します。	小テストは第6回の範囲までの基礎的な確認テストを行います。 講義については、教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
8	執行力・形成力、その他の付随的効力、終局判決に付随する裁判	執行力（広義の執行と狭義の執行）、形成力、仮執行宣言、執行の停止、形成力、付随的効力（反射効等）、事後的効力（証明効、遡及効等）、終局判決に付随する裁判（仮執行宣言、訴訟費用の裁判）等について講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
9	当事者の意思による訴訟の修了	当事者の意思による訴訟の終了総論、訴えの取り下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解、請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
10	複数請求訴訟	請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
11	多数当事者訴訟(1)	共同訴訟総論、通常共同訴訟（意義、共同訴訟人独立の原則、共同訴訟人間での証拠共通）、同時審判申出共同訴訟（制度趣旨、主観的予備的併合の許容性との関係、要件、効果）、共同訴訟人間での証拠共通、同時審判申出共同訴訟（制度趣旨、主観的予備的併合の許容性との関係、要件、効果）、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
12	多数当事者訴訟(2)	必要的共同訴訟（概念、種類、固有必要的共同訴訟が成立する場合・しない場合、類似必要的共同訴訟、必要的共同訴訟の審判）、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
13	多数当事者訴訟(3) 訴訟参加	訴えの主観的追加的併合、訴訟参加総論、補助参加（制度趣旨、要件、参加申出の方法及びそれに対する異議、補助参加人の訴訟上の地位、補助参加がされた場合の判決の効力）、共同訴訟的補助参加、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
14	訴訟参加(2) 訴訟承継	訴訟告知、独立当事者参加（意義、種類、要件、合一確定の規律）、訴訟承継（総論、当然承継、参加承継・引受承継）、任意的当事者変更、上訴制度総論、控訴審手続、上告審手続、抗告手続、再審、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
15	上訴、簡易裁判所の訴訟手続の特則、略式訴訟手続、講義のまとめ	上訴制度総論、控訴審手続、上告審手続、抗告手続、再審、簡易裁判所の訴訟手続の特則、手形・小切手訴訟、少額訴訟手続、督促手続について講義します。その後、講義全体のまとめを行います。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。

講義名：55049 民法演習 I

[講義基本情報]

教員:	都筑 満雄	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は演習形式で行います。 民法総則、債権総則、契約にまたがる広義の契約法および不法行為法の重要判例を検討します。併せて、関連する民法改正について可能な限り触れたいと思います。各回の授業において二つの判例を扱います。授業の前半では、報告者が一つの判例について報告し、これをもとに質疑応答と解説を行います。授業の後半では、もう一つの判例に関する事例問題を検討します。受講者は、あらかじめ、授業で扱う判例と民法改正の項目について、教科書と資料集を読んで、勉強していることが求められます。
到達目標	(1) 広義の契約法および不法行為法の重要判例を理解している。 (2) これら重要判例に関する重要論点について理解している。 (3) 広義の契約法に関する民法改正について理解している。
教科書	普段各自が使用している教科書を使ってください。また、資料集を使用します。
参考書・参考資料	潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕』（有斐閣2018年） 窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣2018年） 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会2017年）
成績評価方法	授業参加度 20%、定期試験 80%で評価します。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンスと民法94条2項類推適用	以下の講義内容は共通的な到達目標モデルに準拠している。 (1) ガイダンス (2) 民法94条2項の類推適用に関する判例 最判昭和45・9・22民集24巻10号1424頁 (3) 民法94条2項・110条の類推適用に関する判例 最判平成18・2・23民集60巻2号546頁	各自が持っている教科書と資料集の該当ページを読んで、予習しておいてください。
2	錯誤と表見代理 (1)	(1) 動機の錯誤に関する判例 最判平成28・1・12民集70巻1号1頁 (2) 民法110条の基本代理権に関する判例 最判昭和35・2・19民集14巻2号250頁	担当者は、指定された判決の事案、判旨、意義について、レジュメを作成する。その他の者は、教科書と資料集を読んで、予習をする。
3	表見代理 (2) と無権代理と相続	(1) 白紙委任状と代理権授与表示に関する判例 最判昭和39・5・23民集18巻4号621頁 (2) 無権代理人の本人相続に関する判例 最判平成5・1・21民集47巻1号265頁	同上
4	債務不履行	(1) 説明義務違反に関する判例 最判平成23・4・22民集65巻3号1405頁 (2) 損害賠償額の算定期間に関する判例 最判昭和47・4・20民集26巻3号520頁	同上
5	債権の準占有者による弁済と弁済による代位	(1) 預金担保貸付と民法478条の類推適用に関する判例 最判昭和59・2・23民集38巻3号445頁 (2) 弁済による代位に関する判例	同上

		最判昭和 59・5・29 民集 38 卷 7 号 885 頁	
6	特定と詐害行為取消権	(1) 種類債権の特定に関する判例 最判昭和 30・10・18 民集 9 卷 11 号 1642 頁 (2) 特定物債権と詐害行為取消権に関する判例 最判昭和 36・7・19 民集 15 卷 7 号 1875 頁	同上
7	解除	(1) 複合契約と解除に関する判例 最判平成 8・11・12 民集 50 卷 10 号 2673 頁 (2) 信託関係破壊の法理と解除に関する判例 最判昭和 43・11・21 民集 22 卷 12 号 2741 頁	同上
8	売主の担保責任	(1) 売買後に規制された土壌汚染と契約不適合に関する判例 最判平成 22・6・1 民集 64 卷 4 号 953 頁 (2) 数量に関する契約不適合における損害賠償責任に関する判例 最判昭和 57・1・21 民集 36 卷 1 号 71 頁	同上
9	賃貸借 (1) (2)	(1) 他人名義の建物登記と借地権の対抗力に関する判例 最判昭和 41・4・27 民集 20 卷 4 号 870 頁 (2) 立退料の提供申出の時期に関する判例 最判平成 6・10・25 民集 48 卷 7 号 1303 頁	同上
10	賃貸借 (3) と請負 (1)	(1) 賃貸人たる地位の移転に関する判例 最判昭和 46・4・23 民集 25 卷 3 号 388 頁 (2) 損害賠償請求権と報酬請求権との同時履行に関する判例 最判平成 9・2・14 民集 51 卷 2 号 337 頁	同上
11	請負 (2) と不法原因給付	(1) 請負契約における所有権の帰属に関する判例 最判平成 5・10・19 民集 47 卷 8 号 5061 頁 (2) 不法原因給付に関する判例 最判昭和 29・8・31 民集 8 卷 8 号 1557 頁	同上
12	違法性	(1) 景観利益に関する判例 最判平成 18・3・30 民集 60 卷 3 号 948 頁 (2) 修補費用についての不法行為に基づく損害賠償請求に関する判例 最判平成 19・7・6 民集 61 卷 5 号 1769 頁	同上
13	使用者責任と共同不法行為	(1) 使用者の被用者に対する求償に関する判例 最判昭和 51・7・8 民集 30 卷 7 号 689 頁 (2) 共同不法行為と過失相殺に関する判例 最判平成 13・3・13 民集 55 卷 2 号 328 頁	同上
14	差止めと損害賠償額の算定	(1) 差止めに関する判例 最判平成 7・7・7 民集 49 卷 7 号 2599 頁 (2) 事故の被害者が別の事故で死亡した場合の損害額の算定に関する判例 最判平成 8・4・25 民集 50 卷 5 号 1221 頁	同上
15	過失相殺	(1) 過失相殺に関する判例 最判昭和 39・6・24 民集 18 卷 5 号 854 頁 (2) 素因に関する判例 最判平成 8・10・29 民集 50 卷 9 号 2474 頁	同上

講義名：55051 民法演習Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	深川 裕佳	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、演習形式で行われる。 民法・財産法のうち、主として担保物権・債権総論の重要テーマに関し、学説・判例上、議論されている問題について、報告者の報告に基づき、授業参加者全員で検討し、議論を行う。このような報告と議論を通して、授業参加者は、各テーマの論点を理解し、問題解決に至るアプローチ方法を習得する。そのための準備作業として、各授業参加者は、報告者と同様、教科書の該当テーマの部分を精読して議論に臨むとともに、関連する判例・文献をあらかじめ読むことが求められる。
到達目標	共通的到達目標モデル（第2次案修正案）に準拠する。具体的には以下のとおりである。 (1) 講義計画に記載のテーマについて、学説・判例上、何が争点となり、どのような議論がなされているかを理解することができる。 (2) 上記のテーマについて、授業参加者全員で検討することにより、問題の解決方法を習得し、具体例に即して説明することができる。
教科書	各自が使用している教科書を使ってください。
参考書・参考資料	潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ（総則・物権）〔第8版〕（別冊ジュリスト237号）』（有斐閣、2018年） 窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ（債権）〔第8版〕（別冊ジュリスト238号）』（有斐閣、2018年）
成績評価方法	授業への参加度（報告・発言）10%、定期試験90% 到達目標(1)について一報告と発言 到達目標(2)について一定期試験を行う。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス、法人の能力・不法行為能力	(1) 法人の目的範囲外の行為の効力 (2) 法人の不法行為責任と表見代理の関係 (3) 権利能力なき団体 関連判例：最三小判平成8・3・19（民集50巻3号615頁）【参考文献：民法判例百選Ⅰ（第8版）〈7〉】	【事前学習（予習）】関連判例及び参考文献（およびそこに掲載のその他の文献資料）を読んで、質疑応答の準備をすること。 【事後学習（復習）】質疑応答を復習して、予習時にわからなかった点を中心として、わからなかった点を検討しなおすこと。
2	動産先取特権——物上代位を中心として	(1) 動産売買先取特権の物上代位(1)——請負代金債権 最三小決平成10・12・18（民集52巻9号2024頁）【参考文献：民法判例百選Ⅰ（第8版）〈81〉】 (2) 動産売買先取特権の物上代位(2)——一般債権者の差押え 最二小判昭和60・7・19（民集39巻5号1326頁）【参考文献：民法判例百選Ⅰ（第8版）〈82〉】	同上。
3	抵当権(1)——物上代位を中心として	(1) 抵当権の物上代位(1)——賃料債権 最二小判平成元・10・27（民集43巻9号1070頁）【参考文献：民法判例百選Ⅰ（第8版）〈87〉】 (2) 抵当権の物上代位(2)——債権譲渡との優劣 最二小判平成10・1・30（民集52巻1号1頁）【参考文献：民法判例百選Ⅰ（第8版）〈88〉】	同上。
4	抵当権(2)——妨害排除請求・明渡請求を中心として	(1) 抵当権の特質と効力 (2) 占有者に対する明渡請求の可否 最一小判平成17・3・10（民集59巻2号356頁）【参考文献：民法判例百選Ⅰ（第8版）〈89〉】	同上。
5	抵当権(3)——法	(1) 法定地上権(1)——1番抵当権設定時に土地と建物の所有者	同上。

	定地上権	<p>が異なっていた場合 最二小判平成 19・7・6(民集 61 卷 5 号 1940 頁)【参考文献：民法判例百選 I (第 8 版) <91>】</p> <p>(2) 法定地上権(2)―共同抵当建物の再築 最三小判平成 9・2・14(民集 51 卷 2 号 375 頁)【参考文献：民法判例百選 I (第 8 版) <92>】</p> <p>(3) 法定地上権(3)―土地・建物とも共有の場合 最三小判平成 6・12・20(民集 48 卷 8 号 1470 頁)【参考文献：民法判例百選 I (第 8 版) <93>】</p>	
6	不動産譲渡担保	<p>(1) 譲渡担保権者の清算義務 最一小判昭和 46・3・25(民集 25 卷 2 号 208 頁)【参考文献：民法判例百選 I (第 8 版) <97>】</p> <p>(2) 不動産譲渡担保の実行 最三小判平成 6・2・22(民集 48 卷 2 号 414 頁)【参考文献：民法判例百選 I (第 8 版) <98>】</p>	同上。
7	集合動産譲渡担保	<p>(1) 集合動産譲渡担保の成立要件 (2) 動産譲渡担保の二重設定と後順位担保権者による引渡請求 最一小判平成 18・7・20(民集 60 卷 6 号 2499 頁)【参考文献：民法判例百選 I (第 8 版) <99>】</p>	同上。
8	種類債務の特定・受領遅滞	<p>(1) 種類債務の特定 (2) 受領遅滞の法的性質 最三小判昭和 30・10・18【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <1>】</p>	同上。
9	債権者代位権と無資力要件	<p>(1) 債権者代位権の成立要件 (2) 登記請求権と債権者代位権の転用 最一小判昭和 50・3・6(民集 29 卷 3 号 203 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <12>】</p>	同上。
10	詐害行為取消権の法的性質とその転用	<p>(1) 詐害行為取消権の法的構成 大連判明治 44・3・24(民録 17 輯 117 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <14>】</p> <p>(2) 詐害行為取消の効果 最大判昭和 36・7・19(民集 15 卷 7 号 1875 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <15>】</p>	同上。
11	債権譲渡の対抗要件	<p>(1) 債権譲渡・債権譲渡担保の債務者への対抗要件 最一小判昭和 49・3・7(民集 28 卷 2 号 174 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <29>】</p> <p>(2) 同順位の債権譲受人間における供託金還付請求権の帰属 最三小判平成 5・3・30(民集 47 卷 4 号 3334 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <30>】</p>	同上。
12	債権譲渡担保	<p>(1) 集合債権譲渡担保の要件 (2) 集合債権譲渡担保の対抗要件 最一小判平成 13・11・22(民集 55 卷 6 号 1056 頁)【参考文献：民法判例百選 I (第 8 版) <100>】</p>	同上。
13	相殺の担保的機能	<p>(1) 差押えと相殺 最大判昭和 45・6・24(民集 24 卷 6 号 587 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <39>】</p> <p>(2) 債権譲渡と相殺 最一小判昭和 50・12・8(民集 29 卷 11 号 1864 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <28>】</p>	同上。
14	保証(改正)	<p>法務省のホームページ http://www.moj.go.jp/content/001254262.pdf</p>	同上。
15	連帯債務における求償関係	<p>連帯債務者の求償と通知 最二小判昭和 57・12・17(民集 36 卷 12 号 2399 頁)【参考文献：民法判例百選 II (第 8 版) <20>】</p>	同上。

講義名：55053 商法演習

[講義基本情報]

教員:	今泉 邦子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>会社法の理論上・実務上重要な部分について、教員と受講者との問答を通して、詳細に学習します。</p> <p>演習で扱う事例問題を授業中に解説する。</p> <p>受講者は、予習として教科書、判例百選およびそれらの事例問題を検討することを要します。復習として、それらの事例問題について、任意に論証チャートおよび答案の提出をする。期末試験は、これらの事例問題の中から出題をします。</p> <p>また、商法および会社法のコア・カリキュラム（共通到達目標）で要求されている知識を身につけるため、TKC Law Library の短答式問題を解いてもらいます。小テストで、この知識が試されます。</p> <p>会社法の体系、基本的な論点および重要判例を受講者が理解し、会社法の実例問題を解くことで、文章力および考察力を高めることを目的としますので、レポートを複数書くつもりで望んでください。</p>
到達目標	<p>1. この授業では「商法（会社法）」で学んだ知識を更に発展させ、それを具体的な事例に適用して争いを解決する力をつけることができます。</p> <p>2. 会社法は常に、企業をめぐる多数当事者の利害関係の合理的調整をはかっています。この分野では、多数の利害関係人を想定した解釈論を学びます。</p>
教科書	<p>伊藤靖史ほか「リーガルクエスト会社法」（有斐閣）</p> <p>別冊ジェリスト会社法判例百選</p>
参考書・参考資料	<p>黒沼悦郎編著「Law Practice 商法」</p> <p>江頭憲治郎「株式会社法」（有斐閣）</p> <p>田中亘「会社法」（東京大学出版会）</p>
成績評価方法	<p>成績は70%を期末試験により、30%を小テストにより決定します。</p> <p>その他、南山大学および法科大学院のルールに従います。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	株式の消却・併合・分割・無償割り当て・会社の計算	<p>株式の消却・併合・分割・無償割り当て・会社の計算について解説し、事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 46・48</p>	Legal Quest 会社法 255-303 頁を各自読む等して、予習をしてください。
2	株式の消却・併合・分割・無償割り当て・会社の計算	<p>株式の消却・併合・分割・無償割り当て・会社の計算について解説し、事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 46・48</p>	Legal Quest 会社法 255-303 頁各自読む等して、予習をしてください。
3	株式・新株発行	<p>株式・新株発行に関する事例問題を検討します。</p>	Legal Quest 会社法 304-332 頁各自読む等して、予習をしてください。

		Law Practice 商法 15・16・21	
4	株式・新株発行	株式・新株発行に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 15・16・21	Legal Quest 会社法 304-332 頁各自読む等して、予習をしてください。
5	株式・新株発行	株式・新株発行に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 15・16・21 小テストを行います。10 題、10 分、10 点満点です	Legal Quest 会社法 304-332 頁各自読む等して、予習をしてください。
6	新株予約権	新株予約権に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 17・18	Legal Quest 会社法 332-345 頁各自読む等して、予習をしてください。
7	新株予約権	新株予約権に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 17・18	Legal Quest 会社法 332-345 頁各自読む等して、予習をしてください。
8	設立	5 月 28 日 設立に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 5・6	Legal Quest 会社法 28-64 頁各自読む等して、予習をしてください。
9	設立	設立に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 5・6	Legal Quest 会社法 28-64 頁各自読む等して、予習をしてください。
10	事業譲渡	事業譲渡に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 56 小テストを行います。10 題、10 分、10 点満点です	Legal Quest 会社法 432-439 頁各自読む等して、予習をしてください。
11	組織再編	6 月 25 日 組織再編に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 49・50・51・52	Legal Quest 会社法 366-432 頁各自読む等して、予習をしてください。
12	組織再編	組織再編に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 49・50・51・52	Legal Quest 会社法 366-432 頁各自読む等して、予習をしてください。
13	組織再編	組織再編に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 49・50・51・52	Legal Quest 会社法 366-432 頁各自読む等して、予習をしてください。
14	組織再編	組織再編に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 49・50・51・52	適宜、教員が指示します。
15	予備	シラバス作成後に生じた問題等に取り組みます。 小テストを行います。10 題、10 分、10 点満点です 10 点満点です。	適宜、教員が指示します。

講義名：55275 民事訴訟法演習

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、演習形式で行います。 民事訴訟法講義で修得した基本的な理解を基に、その応用・展開として、民事訴訟法上の重要論点に関する双方向の演習を行います（院生の発言、議論等も求めます）。 本演習は、事例形式の問題を素材に、論点を発見し、関連の最高判決や下級審判決・学説なども加味し、受講者が中心となって議論・考察を行う、いわゆるケースメソッドの授業とします。授業では、報告者は特に定めずに、演習時にアトランダムに解答を求めます。そのため、受講者全員、あらかじめ各設問について十分に検討しておくことが求められます（発言の積極性は授業参加度に反映されます）。
到達目標	民事訴訟法に関する事例・論述問題に対して、問題点を発見し、問題点に関する知識を論理的に展開力できるようになることです。
教科書	三木 浩一 / 山本 和彦『ロースクール民事訴訟法（第4版）』（有斐閣） ISBN: 978-4-641-13665-6 変更の場合にはお知らせします。
参考書・参考資料	適宜、演習時またはラーニングシラバスにて指示します。
成績評価方法	授業参加度（演習中の発言・事例分析：欠席および遅刻は減点）（10%）、課題レポート（20%）、定期試験（70%）で評価します。
履修条件	積極的な態度で受講されることを希望します。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション、重複訴訟の禁止と相殺の抗弁、送達、訴訟手続の中断	演習の目的・進行についてのオリエンテーションを行いません。 重複訴訟の禁止と相殺の抗弁、相殺の抗弁、送達・訴訟手続の中断について事例を分析・検討します。 (UNIT 1, 2)	授業内容について基本書・判例を読んだ上で、教科書の設問について、教科書に挙げられた資料等も参考に、解答を用意して下さい。
2	当事者の確定・変更、集団訴訟	当事者の確定、当事者能力、当事者適格を中心に当事者をめぐる各論点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 3, 4)	同上。
3	訴えの利益、宗教法人の内部紛争	訴えの利益、宗教団体の内部紛争をめぐる審判権の限界、法人の内部紛争における当事者適格、について事例を分析・検討します。 (UNIT 5, 6)	同上。
4	処分権主義、筆界確定訴訟	債務不存在確認訴訟、筆界確定訴訟の各論点につき、事例を分析・検討します。 (UNIT 7, 8)	同上。
5	弁論主義・裁判所の訴訟指揮権	自白、当事者の主張しない事実の取り扱い、裁判所の訴訟指揮権をめぐる問題（釈明権、口頭弁論の分離・再開など）について、事例を通して検討します。 (UNIT 9, 10)	同上。

6	口頭弁論の準備・事実認定の基礎	争点整理の意義・問題点、要件事実の基礎について事例を分析・検討します。 (UNIT 11, 12)	同上。
7	訴訟における証明	証拠収集手段、文書提出命令等を中心に、事例を分析・検討します。 (UNIT 13, 14)	同上。
8	判決によらない訴訟の終了、一部請求	訴訟上の和解、訴えの取下げの合意の効力および一部請求をめぐる問題点を、具体的事例を通して検討します。 (UNIT 15, 16)	同上。
9	既判力の客観的範囲と上訴の利益、既判力の時的限界	既判力の客観的範囲（訴訟物との関係および相殺の抗弁の例外）上訴の利益、既判力の時的限界について、事例を分析・検討します。 (UNIT 17, 18)	同上。
10	既判力の主観的範囲、定期金賠償と鑑定	判決効の主観的範囲の意義（相対効の原則）、既判力の拡張（特に口頭弁論終結後の承継人）、反射効、鑑定、定期金賠償をめぐる問題点について事例を分析・検討します。 (UNIT 19, 20)	同上。
11	複数請求訴訟と控訴、補助参加と同時審判申出訴訟	訴えの変更、反訴、複数請求訴訟における控訴、補助参加（特に補助参加の要件および参加的効力）、主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟について事例を分析・検討します。 (UNIT 21, 22)	同上。
12	独立当事者参加・訴訟承継	独立当事者参加、訴訟承継について、事例を分析・検討します。 (UNIT 23, 24)	同上。
13	再審と判決の無効、医療関係訴訟	再審手続の構造、判決の無効の意義・主張方法、医療関係訴訟における訴訟法的问题点、について事例を分析・検討します。 (UNIT 25, 26)	同上。
14	消費者関係訴訟、知的財産権関係訴訟	消費者関係訴訟および知的財産権関係訴訟における訴訟法的问题点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 27, 28)	同上。
15	人事関係訴訟・相続関係訴訟	人事関係訴訟および相続関係訴訟における訴訟法的问题点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 29, 30)	同上。

講義名：55139 民事法事例研究 A

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博・佐藤 勤	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は演習形式で行われる。 民事訴訟法・商法（会社法）に関する事例をとおして、民事法の理論的な問題を合理的に解決する力を養成する。民事訴訟法・商法（会社法）の両方を考察の対象としながら、具体的な問題を理解して柔軟な解決方法を視野に入れながら、この解決方法を理論的観点からも提示することができるかを検討する。
到達目標	民事法の諸問題について、実務を視野に入れながら、解決する能力を獲得する。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示する。
参考書・参考資料	基本科目の他の授業で使用した文献を各自参照する。なお、その他必要がある場合には、適宜、指示する。
成績評価方法	定期試験（90%＝商法 55%、民訴 35%）、授業参加度 10%（商法と民訴で 5%ずつ）
履修条件	民事系の基本科目を民事法研究を除いてすべて履修済み、または履修中であること
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	訴訟の主体（石田）	訴訟の主体（裁判所・当事者）に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）第 2 章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
2	訴訟要件（石田）	訴訟要件に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）第 3 章第 2 節の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
3	訴訟の審理（石田）	訴訟の審理（特に主張・証拠）に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）第 4 章第 3 節の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
4	訴訟の終了（石田）	訴訟の終了（裁判、訴えの取り下げ、和解など）に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）第 5 章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
5	複雑訴訟（石田）	複雑訴訟（複数請求訴訟、多数当事者訴訟）に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）第 6 章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
6	上訴・再審（石田）	上訴・再審に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）第 7 章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
7	株式（佐藤）	株式に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）3-2 の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
8	資金調達（佐藤）	資金調達に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル（第二次修正案）3-3 の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。

			従う。
9	株主総会 (佐藤)	株主総会に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-2の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
10	取締役・取締役会 (佐藤)	取締役・取締役会に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-4および3-4-5の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
11	取締役と会社の関係 (佐藤)	取締役と会社の関係に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-5の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
12	監査役・計算 (佐藤)	監査役と計算に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-7および3-5の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
13	会社の設立 (佐藤)	会社の設立に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-6-1の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
14	組織再編1(佐藤)	組織再編(合併等)に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-7の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
15	組織再編2 (佐藤)	組織再編(会社分割等)に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-7の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。

講義名：55141 民事法事例研究 B

[講義基本情報]

教員:	伊藤 司・平林 美紀・副田 隆重・深川 裕佳	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、双方向形式で行われる。 民法に関する事例をとおして、民事法の理論的な問題を合理的に解決する力を養成する。具体的な問題を理解して柔軟な解決方法を視野に入れながら、この解決方法を理論的観点からも提示することができるかを検討する。
到達目標	民法の諸問題について、実務を視野に入れながら、解決する能力を獲得する。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示する。
参考書・参考資料	基本科目の他の授業で使用した文献を各自参照する。
成績評価方法	定期試験 70%、授業参加度 30%で評価する。
履修条件	民法系の基本科目を民事法研究を除いてすべて履修済み、または履修中であること
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	留置権と第三者の関係 (深川) 9/17	留置権者と第三者との優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
2	売買契約 1 (平林) 9/24	売買契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
3	婚姻 (伊藤) 10/1	婚姻に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
4	売買契約 2 (平林) 10/8	売買契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
5	物権変動と登記 (副田) 10/15	物権変動と登記に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
6	賃貸借契約 1 (平林) 10/22	不動産賃貸借に関する事例を検討する。借地借家法も対象とする。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
7	動産売買先取特権の物上代位と第三者の関係 (深川) 10/29	動産売買先取特権の物上代位権行使と代位目的債権に利害関係を有する第三者との優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
8	親子 (伊藤)	親子に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。 関連する判例について検討分析をしておく。

	11/5		
9	賃貸借契約 2 (平林) 11/19	不動産賃貸借に関する事例を検討する。契約上の地位の移転に伴う問題を扱う。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
10	代理権の不当行使 (副田) 11/26	親権者による代理権の濫用に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
11	相続 (伊藤) 12/3	相続に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
12	役務提供契約 (平林) 12/10	請負などの役務提供型の契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
13	相殺と第三者の関係 (深川) 12/17	相殺権者と第三者との優劣優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
14	預金契約 (平林) 1/7	預金契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
15	動産物権変動 (副田) 2020/1/14	動産物権変動または不法行為に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。

講義名：55071 刑法 I

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 3 木 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本講義は刑法総論・各論の内容を融合した形で、法学未修者を対象として、刑法の重要論点について講義形式で授業を進めます。受講者には予め講義内容・範囲を詳細に示したレジュメを配付し、受講者はそれに基づき十分に予習をしてくることを前提に授業を進めます。</p> <p>一方的な講義をできるだけ避けるために、受講者に事前に講義に関連する事例問題等の設問を提示し、授業において設問に対する解答を求めながら、双方向の授業を行うようにしたいと考えています。まず、重要判例・学説の分析を通して、刑事司法実務にも対応した刑法解釈論を理解することができるようになることを目標とします。</p>
到達目標	<p>最終的な到達目標は 刑法の基本的概念について理解を深めること 刑法の基本的な問題点について説明することができるようにすること です。</p> <p>具体的な到達目標としては、共通到達目標モデル第2次案修正案の内容に準拠しています。 第1回から第30回までの各回の到達目標については、配付する刑法I講義案に記載してありますので、それを参照してください。</p> <p>まず、刑法の体系的理解を前提として、実務との関連を重視しつつ、刑法解釈学の方法論を理解することが重要です。 刑法総論・各論を4単位でカバーするためには効率的に授業を進める必要があるため、学生にも事前に十分な予習をして授業に望むことが求められます。重要判例・学説を理解し、具体的事例の解決について、柔軟に対応する能力を習得することが重要です。</p>
教科書	<p>井田良『講義刑法学・総論（第2版）』（有斐閣、2018年） 井田良『講義刑法学・各論』（有斐閣、2016年） 井田良・佐藤拓磨『刑法各論第3版』（弘文堂・2017） 井田良『入門刑法学総論（第2版）』（有斐閣・2018）『入門刑法学各論（第2版）』（有斐閣・2018） 高橋則夫『刑法各論（第3版）』（成文堂、2018年） 西田典之・橋爪隆補訂『刑法各論（第7版）』（弘文堂・2018） （各論はどれか1冊選択してください。上記以外の教科書を利用してかまいません。）</p> <p>事前に刑法I教材を配付します。</p>
参考書・参考資料	<p>裁判所職員総合研修所監修『刑法総論講義案（4訂版）』（司法協会、2016） 幕田英雄『捜査実例中心刑法総論解説（第2版）』（東京法令出版、2015年） 池田修・金山薫編『新実例刑法〔各論〕』（青林書院、2011年） 池田修・杉田宗久『新実例刑法〔総論〕』（青林書院、2014年） 刑法判例百選I（総論第7版）・II（各論第7版）（有斐閣、2014年）</p>
成績評価方法	<p>定期試験と中間テストの結果で判断します。定期試験6割、中間テスト4割として評価します。中間テストは第16回または第17回の授業終了時に実施します。</p>
履修条件	<p>特にありません</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	刑法の基礎理論と刑事法の全体構造	<p>犯罪論の基礎理論について説明し、刑法の存在意義、犯罪論の体系、犯罪の本質を巡る結果無価値論と行為無価値論について説明し、</p>	<p>指定された文献を予習しておいて下さい。</p>

		値論の対立について検討します。	
2	不作為犯論	不真正不作為犯を中心として、不作為犯の構造、作為義務、不作為の因果関係について検討する。また、ひき逃げの事例についても検討します。	指定された参考文献、授業で取り上げる判例及び判例評釈を熟読しておいて下さい。
3	因果関係論	因果関係の基礎となる条件関係について説明したうえで、条件説と相当因果関係説さらに客観的帰属論について検討し、判例における相当性の判断基準について検討します。	指定された参考文献、関連する最高裁判例及び調査官の判例解説を熟読しておいて下さい。
4	故意論	故意の内容・種類(特に未必の故意と認識ある過失の区別)、故意の成立に必要な事実の認識について検討します。	指定された参考文献及び関連する重要判例を予習しておいて下さい。
5	事実の錯誤論	具体的事実の錯誤と故意の個数について学説・判例を分析し、抽象的事実の錯誤については故意の成立と構成要件の重なり合いについて検討します。	指定された参考文献、関連する最高裁判例等及び判例解説を熟読しておいて下さい。
6	違法性の意識と違法性の錯誤	故意と違法性の意識の関係について学説・判例を分析し、違法性の錯誤について論じます。(第11回 責任論 参照)	指定された参考文献、重要判例を予習しておいて下さい。
7	過失犯論	過失の意義を説明し、旧過失論と新過失論の関係、過失犯の成立要件、危険の引き受け、監督過失について検討します。	指定された参考文献、重要判例・判例解説を予習しておいて下さい。
8	正当防衛論	正当化の根拠と正当防衛の成立要件について説明し、侵害の不正性(対物防衛論)、判例を素材として急迫性の概念と積極的加害意思との関係、防衛の意思について論じる。違法性阻却事由の錯誤(誤想防衛)についても検討します。	指定された参考文献と重要判例・判例解説を熟読しておいて下さい。
9	緊急避難論	緊急避難の法的性格と成立要件について説明し、正当防衛と緊急避難の限界について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
10	正当行為と被害者の承諾	正当行為一般について説明し、被害者の承諾について、同意の効果や同意傷害・自殺関与罪との関連について論じます。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
11	責任論	責任主義と規範的責任論について説明し、責任能力と原因において自由な行為について検討します。(第6回 違法性の意識と違法性の錯誤 参照)	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
12	未遂犯論	実行の着手の意義と判断基準について判例を素材に検討し、不能犯と危険概念、中止犯の法的性格と成立要件について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
13	正犯と共犯 教唆犯と幫助犯	間接正犯と教唆犯の限界、共犯の処罰根拠、教唆犯・幫助犯の成立要件、未遂の教唆、幫助の因果性、幫助犯と共同正犯の区別について検討します。	指定された参考文献と判例・判例解説を一読しておいて下さい。
14	共同正犯	共同正犯の意義と成立要件について説明し、共謀共同正犯、承継的共同正犯(事後強盗罪及び同時傷害の特例との関係)、過失の共同正犯について検討します。	指定された参考文献と判例・判例解説を熟読しておいて下さい。
15	共犯と身分	身分の意義と 65 条 1 項と 2 項の解釈について検討します。また、事後強盗罪との関連についても検討します。	指定された参考文献と判例・判例解説を予習しておいて下さい。

16	共犯の諸問題	不作為と共犯、共犯と錯誤、共犯からの離脱、共同正犯と正当防衛について検討します。	指定された参考文献と判例・判例解説を予習しておいて下さい。
17	罪数論 刑罰論	単純一罪、法条競合、包括一罪、科刑上一罪、併合罪について解説します。 刑罰の基礎理論、刑罰の執行等について解説します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
18	生命身体に対する罪	生命・身体に対する侵害犯と生命・身体に対する危険犯について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
19	自由に対する罪	「自由」を保護法益とする犯罪と「私的領域」を保護法益とする犯罪を中心に検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
20	性的自由に対する罪及びわいせつの罪	性的自由に対する罪すなわち強制わいせつ罪及び強制性交等罪（旧強姦罪）について検討する。また、社会的法益に対する罪に位置づけられる公然わいせつ罪他のわいせつ犯罪についても検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
21	名誉毀損罪 信用毀損罪 業務妨害罪	名誉毀損を中心に、名誉の意義、真実性の証明を検討する。信用毀損罪及び業務に対する罪についても検討します。	指定された参考文献と最高裁判例を予習しておいて下さい。
22	財産犯総論と窃盗罪 (器物損壊罪及び盗品関与罪を含む)	財産犯の保護法益、不法領得の意思と財物の概念、窃盗罪と毀棄罪の関係、盗品関与罪の本質、親族相盗例等について順次検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
23	強盗罪	強盗罪の本質、1項強盗と2項強盗、事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷罪について順次検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
24	詐欺罪・恐喝罪	詐欺罪と恐喝罪の成立要件を検討し、関連するクレジットカード詐欺、権利行使と恐喝罪の成否について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
25	横領罪・背任罪	横領罪と背任罪の成立要件を検討し、横領罪と背任罪の関係について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
26	公共の安全に対する罪	放火罪を中心に公共危険犯について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
27	偽造罪 1	文書偽造罪を中心に検討する。文書・電磁的記録の意義、保護法益(形式主義と実質主義)、作成名義人、偽造の概念について論じ、各犯罪類型について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
28	偽造罪 2	その他の偽造罪(通貨偽造罪、有価証券偽罪、支払用カード電磁的記録不正作出等の罪)について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
29	国家的法益に対する罪 1	公務執行妨害罪及び司法手続きの保護に関して検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
30	国家的法益に対する罪 2	賄賂罪及び職権濫用罪を中心に公務員等の犯罪について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。

講義名：55073 刑法Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	刑法および刑事訴訟法の既修者を対象にした講義として、刑法の特に重要な論点を取り上げて、集中的に検討・考察します。学説上の対立が激しい問題であっても、実務上ほとんど争われていない論点は扱わず、実務の対応が異なる論点や学説と実務の結論が大きく異なる論点を中心に取り上げます。また、古典的な論点だけでなく、現代社会の直面する諸問題も積極的に取り扱う予定です。それぞれの問題と論点について、具体的な事例や文献を素材として、ソクラティック・メソッドによって展開する講義です。したがって、受講者の積極的な参加・関与が当然の前提となります。
到達目標	それぞれの問題や論点について、1. どのような対立が見られるのか、2. 対立点についてどのような具体的な判断がなされているのか、を確認したうえで、3. 対立をもたらす理論的背景を明らかにし、4. 妥当な解決の方向性（解釈論または立法論）を提示することを目標にします。各回の講義における到達目標については、「共通の到達目標」の関連部分を講義概要に示します。時間の関係上、すべての「共通の到達目標」をカバーすることは不可能であるため、講義で扱えない部分については、各自が自学自習によって確実なものとするのが求められます。
教科書	町野朔・丸山雅夫・山本輝之『プロセス演習刑法総論・各論』（信山社、2009年）
参考書・参考資料	井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法〔第4版〕』（日本評論社、2014年） その他、刑法総論および刑法各論の標準的教科書（著者は問わない） 判例百選刑法Ⅰ総論・Ⅱ各論（第7版）
成績評価方法	授業参加度（20%）と定期試験の成績（80%）によって評価します。
履修条件	未修者コース在籍者については、未修者向けの刑法Ⅰの単位を修得済みであることが必要です。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	結果帰属と因果関係	最高裁判例（大阪南港事件）を契機に大きく転換を遂げた因果関係論の現在の姿を確認し、具体的な事例における客観的帰属の判断ポイントを明らかにします。 「共通の到達目標」の第1編第2章1・2・3・4の各節。	教科書の第1章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
2	不作為犯	いわゆる不真正不作為犯を処罰する場合、どのような要件が充足されるべきかを検討し、現代型犯罪への対処を検討します。 「共通の到達目標」の第1編第2章1・2・3・4の各節。	教科書の第2章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
3	正当防衛と緊急避難	緊急避難との比較にもとづいて、正当防衛の成立要件を確認するとともに、個々の論点を具体的に検討します。 「共通の到達目標」の第1編第3章1・4・5の各節。	教科書の第4章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
4	過失犯	過失犯の体系を確認したうえで、個別的論点について検討します。 「共通の到達目標」の第1編第2章6・7の各節。	教科書の第7章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
5	未遂犯・不能犯・中止犯	結果発生に至らなかった行為の扱いについて確認したうえで、未遂犯、不能犯、中止犯の法的性格を明らかにするとともに、個別的論点を検討します。 「共通の到達目標」の第1編第5章。	教科書の第8章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
6	共同正犯・間接正犯・共犯行為	複数の者が関与することによって完成する犯罪の形態について確認したうえで、それぞれの理論的根拠と個別的論点を検討します。 「共通の到達目標」の第1編第6章1・2・3の各節。	教科書の第9章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
7	共犯をめぐる諸問題	共犯の従属性、共犯と身分、共犯関係からの離脱を中心に、共犯をめぐる諸問題について検討します。 「共通の到達目標」の第1編第6章4節。	教科書の第10章および第11章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。

8	罪数	罪数の問題について、一般的な罪数概念を確認したうえで、実体法および手続法における論点を検討し、正確な罪数処理の方法を会得します。 「共通到達目標」の第1編第7章。	教科書の第12章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
9	生命・健康の保護	生命・身体に対する罪を中心として、個別的な論点を検討します。 「共通到達目標」の第2編第1部第1章。	教科書の第13章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
10	刑法における財産の保護、窃盗罪・強盗罪	民法上の財産概念と刑法上の財産保護の異同を確認したうえで、窃盗罪と強盗罪の重要な論点を検討します。 「共通到達目標」の第2編第1部第6章1・2・3の各節。	教科書の第16章、第17章、第18章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
11	詐欺罪	詐欺罪の構造（詐欺行為、錯誤、処分行為）を確認したうえで、具体的な事例を素材にその判断方法を考えます。 「共通到達目標」の第2編第1部第6章4・5の各節。	教科書の第19章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
12	横領と背任	いずれも信任違背を本質とする両罪について、その関係を確認するとともに、それぞれの成立要件を検討します。 「共通到達目標」の第2編第1部第6章6・7の各節。	教科書の第20章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
13	放火罪	放火罪における焼損概念、建造物の意義を中心として、各放火罪類型の成立要件を検討します。 「共通到達目標」の第2編第2部第1章1・3の各節。	教科書の第22章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
14	偽造罪	文書偽造罪を中心として、偽造の意義、各偽造罪の客体など、重要な論点について検討します。 「共通到達目標」の第2編第2部第2章第2節。	教科書の第23章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
15	公務員犯罪	賄賂罪を中心として、公務員による犯罪（汚職罪）の重要な論点を検討します。 「共通到達目標」の第2編第3部第2章1・3・4の各節。	教科書の第24章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。

講義名：55168 刑法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	木 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は講義形式と演習形式を融合した形で実施する。 刑法総論・各論の諸問題について刑法Ⅰで履修した内容をさらに深め、刑法に関する基本的な思想・諸原則・理論構造を着実に理解し、資格試験に対応する基本的な知識を修得することを目標として授業を行う。
到達目標	共通の到達目標に準拠し、刑法に関する基本原則・理論構造について基本的な理解を深めることができる。 刑法の諸問題について、条文の解釈論を展開し、適切な事例解釈能力を修得することができる。
教科書	刑法Ⅰ講義案 刑法基礎研究講義案
参考書・参考資料	井田良『入門刑法学・総論（第2版）』『入門刑法学・各論（第2版）』（有斐閣・2018） 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』（有斐閣・2018）『講義刑法学・各論』（有斐閣・2016）
成績評価方法	定期試験（100％）で評価する。
履修条件	特になし。
その他の注意	特になし。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	刑法の存在意義・刑法の基本原則・刑罰法規の解釈と適用	<p>応報と犯罪予防、犯罪と保護法益、行為主義、罪刑法定主義、責任主義、刑罰法規の本質、刑罰法規の解釈刑罰法規の適用に関する諸問題を検討する。</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2節 罪刑法定主義</p> <p>○罰則は法律で定めなければならないとの法律主義の意義を理解し、命令への罰則の委任の限界及び条例における罰則制定の可否について、その概要を説明することができる。</p> <p>○刑法で類推解釈が許されないことの趣旨を理解し、類推解釈と拡張解釈の限界について、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○遡及処罰（事後法）の禁止の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○罰則が広すぎるため、又は、あいまい不明確であるために違憲無効とされる理由とその要件について理解し、その概要を説明することができる</p> <p>○罪刑均衡の要請について理解し、その概要を説明することができる</p> <p>第9章 刑法の適用範囲</p> <p>第1節 刑法の時間的適用範囲</p> <p>○犯罪時の意義を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○犯罪後の刑の廃止・刑の変更の意義を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 刑法の場所的適用範囲</p> <p>○国内犯の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる</p> <p>○国外犯処罰の趣旨を理解し、その概要を説明することがで</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

		きる。	
2	犯罪論の基本的な考え・構成要件をめぐって	<p>犯罪論の存在意義、犯罪論の概念、犯罪の本質、結果無価値論と行為無価値論、構成要件の意義と機能、構成要件の要素、犯罪の分類を検討する。</p> <p>第2回 犯罪論の基本的な考え・構成要件をめぐって</p> <p>第3節 犯罪論の体系 ○構成要件該当性・違法性・責任という犯罪論の体系、それに従って犯罪の成否を判断することの意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2章 犯罪の積極的成立要件 第1節 主体 ○業務主(自然人・法人)処罰規定の適用要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 実行行為 ○実行行為の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○間接正犯の意義を理解し、強制され、又は欺かれた被害者の行為を利用する事例や第三者の行為を利用する事例等についてそれを具体的に当てはめ、判断することができる。</p> <p>第3節 結果(講義案15頁以下参照) ○行為の客体と保護法益の違いについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○侵害犯と危険犯の概念について理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>○継続犯と状態犯の違いを理解し、犯罪の終了時期について、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>○結果的加重犯の意義について理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>第5節 不作為犯(講義案20頁以下参照) ○不作為犯の意義と種類について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○不真正不作為犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○不真正不作為犯における作為義務の根拠について理解し、具体的事例に即してその有無を判断することができる。</p> <p>○不作為犯における因果関係の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	授業内容について予習し、課題について検討すること。
3	未遂犯と既遂犯	<p>刑法における因果関係、未遂犯をめぐる諸問題を検討する。</p> <p>第3回 未遂犯と既遂犯</p> <p>刑法における因果関係 第2章 犯罪の積極的成立要件 第4節 因果関係 ○実行行為と結果との間に必要となる因果関係の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○因果関係を認めるために必要となる実行行為と結果との間の事実的な関係について、その内容を理解し、具体的事例に即してその存否を判断することができる。</p> <p>○実行行為から結果発生までの間に介在する諸事情(被害者</p>	授業内容について予習し、課題について検討すること。

	<p>の素因、被害者の行為、第三者の行為、犯人の行為など) の因果関係判断における意義を評価し、具体的事例に即して因果関係の存否を判断することができる。</p> <p>未遂犯をめぐる諸問題 第5章 未遂犯 第1節 総説 ○未遂犯はなぜ処罰されるかに関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。 ○未遂犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 実行の着手 ○実行の着手に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。 ○主要な犯罪類型(たとえば、殺人罪、強姦罪、窃盗罪、放火罪など)における実行の着手時期を具体的事例に即して説明することができる。 ○間接正犯・離隔犯における実行の着手時期を具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 不能犯 ○不能犯に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。 ○未遂犯と不能犯との区別を具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4節 中止犯 ○中止犯における刑の必要的減免の根拠に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。 ○中止犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○「犯罪を中止した」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○「自己の意思により」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
4	<p>故意・錯誤と過失</p> <p>故意について、錯誤について、過失について検討する。</p> <p>第4回 故意・錯誤と過失</p> <p>第6節 故意 ○故意があるというためにはどのような事実について、どのように認識・予見する必要があるか理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○未必の故意と認識ある過失の区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○予見していた客体とは異なる客体に法益侵害が生じた錯誤事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○因果経過について錯誤が生じた事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○認識・予見した事実と発生した事実とが異なる構成要件に属する事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第7節 過失 ○38条1項ただし書の趣旨について理解し、その概要を説明することができる。 ○過失犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○注意義務の意義と内容について理解し、その概要を説明することができる。</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

		<p>○予見可能性の内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○注意義務違反と結果の間に必要とされる関係について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○信頼の原則の内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○監督者・管理者がいかなる場合に過失責任を負うかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
5	<p>違法性とその阻却</p>	<p>違法性の基礎理論、違法性阻却事由の統一的原理、各違法性阻却事由の概観について検討する。</p> <p>第5回 違法性とその阻却</p> <p>第3章 違法性阻却事由</p> <p>第1節 違法性と違法性阻却</p> <p>○違法性とは何かについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>⇒違法性の概念＝行為が実質的に全体としての法秩序に違反すること（判例実務）。</p> <p>違法性の実質については、行為無価値論（規範違反説）と結果無価値論（法益侵害説）の対立がある。実務的・通説的には、違法性とは、社会的相当性を逸脱した法益侵害またはその危険（違法二元論）と説明される。</p> <p>○構成要件に該当した行為の違法性が阻却される根拠をめぐる基本的な考え方を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>⇒違法性阻却の根拠＝実務・通説では、行為の違法性が阻却される根拠は、その行為が社会的相当性の範囲内にある、すなわち社会的に相当な行為であり社会から許容されるからと説明される。なお、結果無価値論では、行為に法益侵害性がないからと説明される。</p> <p>○明文にない違法性阻却事由を認めることができるかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 法令行為・正当業務行為</p> <p>○法令行為が違法性阻却事由とされる趣旨を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○正当業務行為の諸類型について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 被害者の同意（承諾）</p> <p>○被害者の同意があるときに犯罪の成立が否定される根拠を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○被害者の有効な同意が認められる要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○推定的同意が違法性阻却事由となる根拠及び要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4節 正当防衛</p> <p>○正当防衛が違法性阻却事由となる根拠について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○侵害の急迫性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○侵害の不正性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○防衛の意思の要否及び内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○「やむを得ずにした行為」の要件を理解し、具体的事例に即</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

	<p>して説明することができる。</p> <p>○行為者が侵害を予期していた場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○行為者自らが不正の侵害を招致した場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○過剰防衛が刑の任意的減免事由とされる根拠を理解し、その成否について具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○誤想防衛、誤想過剰防衛の諸類型及びその法的処理について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第5節 緊急避難</p> <p>○緊急避難の法的性格をめぐる基本的な考え方を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○「現在の危難」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○「やむを得ずにした行為」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○害の均衡の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○行為者自らが現在の危難を招致した場合における緊急避難の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
6	<p>責任とその阻却</p> <p>責任の基礎理論、責任主義について検討する。</p> <p>第6回 責任とその阻却</p> <p>第4章 責任阻却事由</p> <p>第1節 総説</p> <p>○責任とは何かについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○責任阻却事由にどのようなものがあるかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○適法行為の期待可能性について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 責任能力</p> <p>○責任能力が必要とされる理由について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○心神喪失、心神耗弱の意義及び判断方法を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○行為者自らが精神障害を招き、実行行為を開始する時点で責任能力が失われ、又は、著しく低下していた場合における刑法39条の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 違法性の意識</p> <p>○事実の錯誤と違法性の錯誤を区別することにどのような意義があるかを理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○違法性の意識を欠く場合における犯罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>
7	<p>正犯と共犯</p> <p>正犯論と共犯論、単独正犯と狭義の共犯、共同正犯について検討する。</p> <p>第7回 正犯と共犯</p> <p>第6章 共犯</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

		<p>第1節 総説</p> <p>○共犯の種類について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○いかなる時点から共犯が処罰できるかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○必要的共犯（集団犯・対向犯）に対する共犯規定の適用について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第2節 共同正犯</p> <p>○共同正犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○直接には実行行為を分担していない者の共同正犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共同正犯と他の関与類型との区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 教唆犯・幫助犯</p> <p>○教唆犯の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○幫助犯の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○教唆犯・幫助犯が成立するために正犯に必要とされる要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○幫助の因果性に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4節 共犯の諸問題</p> <p>○65条における身分の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○65条1項と2項の関係についての主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○片面的共犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○承継的共犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共犯関係の解消・離脱が認められる要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共犯に対する中止犯規定の適用について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○過失犯に対する共同正犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○結果的加重犯に対する共犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○予備罪に対する共犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○不作為による幫助犯の成立範囲について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共同正犯における正当防衛・過剰防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共犯における錯誤について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
8	罪数論と刑罰論	<p>犯罪の個数と犯罪の競合、刑の加重と減輕（法定刑から処断刑）、量刑の判断について検討する。</p> <p>第8回 刑罰論と罪数</p> <p>第1章 刑法の基礎理論</p> <p>第1節 総説</p> <p>○刑罰の目的に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

		<p>○刑の種類・内容について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○法定刑、処断刑、宣告刑の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○刑の執行猶予の趣旨及び要件を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第7章 罪数 第1節 犯罪の個数 ○犯罪の個数を決定する基準に関する見解を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 罪数の諸形態 ○法条競合の意義と種類を理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>○包括一罪の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○不可罰的（共罰的）事後行為・事前行為の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○観念的競合の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○牽連犯の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○いわゆる「かすがい現象」の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○併合罪の意義を理解し、その概要を説明することができる。</p>	
9	<p>刑法による生命・身体の保護・被害者の同意をめぐる諸問題と自由とその保護</p>	<p>生命保護のための処罰規定の概観、傷害の概念、暴行罪・傷害罪・傷害致死罪、過失致死傷罪、被害者の同意の正当化根拠、同意傷害の違法性、推定的同意、同意の有効性の限界、脅迫罪と逮捕監禁罪、強制わいせつ罪、強姦罪、住居侵入罪について検討する。</p> <p>第9回 刑法による生命・身体の保護・被害者の同意をめぐる諸問題と自由とその保護</p> <p>第2編 各則 第1部 個人的法益に対する罪 第1章 生命・身体に対する罪 第1節 殺人罪 ○人の始期及び終期の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○自殺関与罪及び同意殺人罪の処罰根拠について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○殺人罪と自殺関与罪・同意殺人罪の区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第2節 暴行罪・傷害罪 ○暴行の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○傷害の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○暴行罪と傷害罪の関係について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○同意傷害の可罰性の有無について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○同時傷害の特例の趣旨について理解し、その適用要件及び適用範囲を説明することができる。</p> <p>第3節 危険運転致死傷罪⇒特別法に移行 ○危険運転致死傷罪の罪質について理解し、その概要を説明</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

することができる。
○危険運転致死傷罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 凶器準備集合罪

○凶器準備集合罪・結集罪の罪質について理解し、その概要を説明することができる。

○凶器準備集合罪・結集罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 過失致死傷罪

○業務上過失の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○重過失の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○自動車運転過失⇒過失運転の意義について理解し、その概要を説明することができる。⇒特別法に移行

第6節 堕胎罪

○堕胎の罪の諸規定と母体保護法等の違法性阻却事由について理解し、その概要を説明することができる。

○堕胎の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○胎児性致死傷の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第7節 遺棄罪

○遺棄罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。

○遺棄罪の客体について理解し、その概要を説明することができる。

○遺棄及び不保護の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○保護責任者遺棄罪における「保護する責任のある者」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2章 自由に対する罪

第1節 脅迫罪・強要罪

○脅迫罪及び強要罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。

○脅迫罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○強要罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 逮捕・監禁罪

○逮捕・監禁罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。

○逮捕・監禁の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 略取・誘拐・人身売買罪

○略取・誘拐・人身売買罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。

○略取・誘拐の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○未成年者略取・誘拐罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。

○身の代金目的拐取罪の「安否を憂慮する者」の意義について理解し、その概要を説明することができる。

	<p>第4節 性的自由に対する罪⇒法改正が予定される ○強制わいせつ罪及び強姦罪の保護法益と成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○強制わいせつ等致死傷罪の成立要件として、死傷結果がどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3章 住居侵入罪 ○住居侵入罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。 ○侵入の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○住居侵入罪の客体について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○違法目的を秘して立ち入った場合における住居侵入罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4章 秘密・名誉に対する罪 第1節 秘密に対する罪 ○信書開封罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○秘密漏示罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 名誉に対する罪 ○「名誉」の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○名誉毀損罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公共の利害に関する場合の特例規定の法的性格と要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○「公共の利害に関する事実」を真実であると誤信した場合の刑事責任について説明することができる。 ○侮辱罪の保護法益・成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第5章 信用・業務に対する罪 ○信用毀損罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○業務妨害罪における業務の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公務に対する業務妨害罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○偽計・威力及び「妨害した」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○電子計算機損壊等業務妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p>	
10	<p>財産犯総論</p> <p>刑法における財産の保護、財産犯の保護法益、不法領得の意思について検討する。</p> <p>第1節 財産犯総論 ○個別財産に対する罪と全体財産に対する罪、領得罪と毀棄罪、移転（奪取）罪と非移転（非奪取）罪、盗取罪と交付罪の区別など、財産犯の体系について理解し、その概要を説明することができる。 ○財物の意義に関し、有体性の要否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○人の身体やその一部、死体・埋葬物が財産犯の対象となりう</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

るかについて理解し、その概要を説明することができる。
○財物の意義に関し、財産的価値について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 窃盗罪

○窃盗罪の保護法益に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○刑法における占有（所持）の意義について理解し、その有無を具体的事例に即して説明することができる。
○複数の者が物の支配に関与している場合における占有の帰属について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○人の死亡後に財物奪取意思を生じて財物を奪取した場合における窃盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○窃盗罪における窃取の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗罪における不法領得の意思のうち権利者排除意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗罪における不法領得の意思のうち利用処分意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗罪の既遂時期について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○不動産侵奪罪における占有及び侵奪の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○親族間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 強盗罪

○強盗の罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗の手段である暴行・脅迫の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗罪における強取の要件について理解し、その概要を説明することができる。
○いわゆるひったくりの場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗既遂罪の成立要件として相手方の反抗が現実に抑圧されたことが必要となるかについて理解し、その概要を説明することができる。
○暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧した後に財物奪取意思を生じ、その意思を実現した場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○違法な債務を免れるために暴行・脅迫を加えた場合における強盗利得罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○事後強盗罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗の後になされた暴行・脅迫のみに情を知って関与した第三者の刑事責任について理解し、その概要を説明することができる。
○刑法 240 条の罪の成立に関して、死傷の結果に故意が及んでいる場合を含むか、それがどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、その概要を説明することができる。
○刑法 240 条の罪の未遂が成立する場合について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗予備の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 詐欺罪

○国家・地方公共団体を相手方とする詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○人を欺く行為の要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○積極的に虚偽の事実を告げずに取引を行う場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○詐欺罪における交付行為（処分行為）の要件について理解し、その概要を説明することができる。

○欺かれた者が処分する利益の内容を具体的に認識していない場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○欺かれて財物を交付する被害者の行為が不法原因給付にあたる場合の詐欺罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。

○欺かれた者が相当対価物を得て財物を交付した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○欺いて証明書その他の文書を不正に取得した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○詐欺利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○いわゆる三角詐欺の場合における詐欺罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○電子計算機使用詐欺罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 恐喝罪

○恐喝罪の手段としての恐喝の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。

○恐喝罪における交付行為の要件について理解し、その概要を説明することができる。

○権利行使の手段として人を恐喝し、又は欺いた場合における恐喝罪・詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第6節 横領罪

○横領罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。

○横領罪における占有の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○横領罪（遺失物等横領罪を除く）の成立要件である委託（信任）関係の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○横領罪における「他人の物」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○委託された金銭が「他人の物」にあたるのはどのような場合かについて理解し、その概要を説明することができる。

○物の委託が不法原因給付にあたる場合における横領罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○横領罪における「横領」の意義に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。

○横領罪における不法領得の意思の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○物の二重売買への関与者の罪責について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○業務上横領罪の刑の加重根拠及び同罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。

		<p>○業務上横領罪に非身分者（非占有者）が関与した場合の取扱いについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第7節 背任罪 ○背任罪の本質について理解し、その概要を説明することができる。 ○「他人のためにその事務を処理する者」（事務処理者）の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○任務違背行為の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○凶利加害目的の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○背任罪の成立要件である財産上の損害の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○横領罪と背任罪との区別に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第8節 盗品等に関する罪 ○盗品等に関する罪（盗品等関与罪）の本質について理解し、その概要を説明することができる。 ○本犯者あるいは本犯の共犯者に盗品等関与罪が成立するかについて理解し、その概要を説明することができる。 ○盗品等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○盗品等への関与の諸形態（無償譲受け・運搬・保管・有償譲受け・有償処分あっせん）について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○盗品等を本犯の被害者の下に戻す行為が盗品等関与罪を構成するかについて理解し、その概要を説明することができる。 ○親族等間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第9節 毀棄・隠匿罪 ○毀棄・損壊の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公用文書の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○建造物の他人性の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○建造物に対するビラ貼り・落書き行為が建造物損壊罪を構成するかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
11	財産犯各論	<p>器物損壊罪と強盗罪、詐欺罪と恐喝罪、横領罪と背任罪について検討する。</p> <p>第1節 財産犯総論 ○個別財産に対する罪と全体財産に対する罪、領得罪と毀棄罪、移転（奪取）罪と非移転（非奪取）罪、盗取罪と交付罪の区別など、財産犯の体系について理解し、その概要を説明することができる。 ○財物の意義に関し、有体性の要否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○人の身体やその一部、死体・埋葬物が財産犯の対象となりうるかについて理解し、その概要を説明することができる。 ○財物の意義に関し、財産的価値について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

第2節 窃盗罪

- 窃盗罪の保護法益に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 刑法における占有（所持）の意義について理解し、その有無を具体的事例に即して説明することができる。
- 複数の者が物の支配に関与している場合における占有の帰属について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 人の死亡後に財物奪取意思を生じて財物を奪取した場合における窃盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 窃盗罪における窃取の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 窃盗罪における不法領得の意思のうち権利者排除意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 窃盗罪における不法領得の意思のうち利用処分意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 窃盗罪の既遂時期について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 不動産侵奪罪における占有及び侵奪の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 親族間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 強盗罪

- 強盗の罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗の手段である暴行・脅迫の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗罪における強取の要件について理解し、その概要を説明することができる。
- いわゆるひったくりの場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗既遂罪の成立要件として相手方の反抗が現実に抑圧されたことが必要となるかについて理解し、その概要を説明することができる。
- 暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧した後に財物奪取意思を生じ、その意思を実現した場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 違法な債務を免れるために暴行・脅迫を加えた場合における強盗利得罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 事後強盗罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 窃盗の後になされた暴行・脅迫のみに情を知って関与した第三者の刑事責任について理解し、その概要を説明することができる。
- 刑法 240 条の罪の成立に関して、死傷の結果に故意が及んでいる場合を含むか、それがどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、その概要を説明することができる。
- 刑法 240 条の罪の未遂が成立する場合について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗予備の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 詐欺罪

- 国家・地方公共団体を相手方とする詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○人を欺く行為の要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○積極的に虚偽の事実を告げずに取引を行う場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○詐欺罪における交付行為（処分行為）の要件について理解し、その概要を説明することができる。

○欺かれた者が処分する利益の内容を具体的に認識していない場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○欺かれて財物を交付する被害者の行為が不法原因給付にあたる場合の詐欺罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。

○欺かれた者が相当対価物を得て財物を交付した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○欺いて証明書その他の文書を不正に取得した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○詐欺利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○いわゆる三角詐欺の場合における詐欺罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○電子計算機使用詐欺罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 恐喝罪

○恐喝罪の手段としての恐喝の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。

○恐喝罪における交付行為の要件について理解し、その概要を説明することができる。

○権利行使の手段として人を恐喝し、又は欺いた場合における恐喝罪・詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第6節 横領罪

○横領罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。

○横領罪における占有の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○横領罪（遺失物等横領罪を除く）の成立要件である委託（信任）関係の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○横領罪における「他人の物」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○委託された金銭が「他人の物」にあたるのはどのような場合かについて理解し、その概要を説明することができる。

○物の委託が不法原因給付にあたる場合における横領罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○横領罪における「横領」の意義に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。

○横領罪における不法領得の意思の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○物の二重売買への関与者の罪責について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○業務上横領罪の刑の加重根拠及び同罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○業務上横領罪に非身分者（非占有者）が関与した場合の取扱いについて理解し、その概要を説明することができる。

第7節 背任罪

		<p>○背任罪の本質について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○「他人のためにその事務を処理する者」(事務処理者)の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○任務違背行為の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○凶利加害目的の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○背任罪の成立要件である財産上の損害の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○横領罪と背任罪との区別に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第8節 盗品等に関する罪</p> <p>○盗品等に関する罪(盗品等関与罪)の本質について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○本犯者あるいは本犯の共犯者に盗品等関与罪が成立するかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○盗品等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○盗品等への関与の諸形態(無償譲受け・運搬・保管・有償譲受け・有償処分あつせん)について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○盗品等を本犯の被害者の下に戻す行為が盗品等関与罪を構成するかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○親族等の間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第9節 毀棄・隠匿罪</p> <p>○毀棄・損壊の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○公用文書の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○建造物の他人性の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○建造物に対するビラ貼り・落書き行為が建造物損壊罪を構成するかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
12	危険犯・放火罪・風俗犯	<p>抽象的危険犯と具体的危険犯、放火罪の客体、放火罪の行為と結果、放火罪の故意、わいせつ罪、賭博罪と富くじ罪、礼拝所及び墳墓に関する罪</p> <p>第12回 危険犯・放火罪・風俗犯</p> <p>第2部 社会的法益に対する罪</p> <p>第1章 公共の安全に対する罪</p> <p>第1節 総説</p> <p>○公共危険罪として、どのような犯罪類型があるかを理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 騒乱罪</p> <p>○騒乱罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 放火罪・失火罪</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

		<p>○放火罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○建造物の現住性・現住性の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○建造物の一個性の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○「焼損」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○放火罪における公共の危険の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○公共の危険の認識の要否について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○業務上失火罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第4節 往来妨害罪</p> <p>○往来を妨害する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○往来妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○往来危険罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3章 風俗に対する罪</p> <p>第1節 わいせつの罪</p> <p>○公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等罪におけるわいせつの意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○公然わいせつ罪における公然性の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○わいせつ物頒布等罪における頒布、販売、公然陳列、販売目的所持の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第2節 賭博及び富くじに関する罪</p> <p>○賭博及び富くじに関する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 礼拝所及び墳墓に関する罪</p> <p>○死体損壊等の罪の保護法益及び成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p>	
13	<p>文書偽造罪とその他の偽造罪</p>	<p>保護法益、偽造・変造・行使、各偽造犯罪類型の概観について検討する。</p> <p>第13回 文書偽造罪とその他の偽造罪</p> <p>第2章 偽造罪</p> <p>第1節 通貨偽造罪</p> <p>○通貨偽造の罪の保護法益及び諸規定について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○通貨偽造罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○偽造通貨行使罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 文書偽造罪</p> <p>第1款 総説</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

		<p>○文書偽造罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○「文書」の意義について理解し、具体的な事例に即して説明することができる。</p> <p>○写真コピーが「文書」に該当するかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○「偽造」の意義について理解し、作成者・名義人の概念について説明することができる。</p> <p>○「行使」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○公文書と私文書、有印文書と無印文書の区別について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2款 公文書偽造罪</p> <p>○公文書の作成を補助する公務員が、作成権限者の決裁を受けずに文書を作成した場合における公文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○虚偽公文書作成罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○公正証書原本不実記載罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○作成権限のある公務員を欺いて虚偽の文書を作成させた場合における犯罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3款 私文書偽造罪</p> <p>○代理権を有しない者が代理名義の文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○名義人の承諾を得て、同人の名義で文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○本名以外を使用して文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○肩書・資格を冒用して文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4款 電磁的記録不正作出罪</p> <p>○電磁的記録不正作出罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○不正作出電磁的記録供用罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 有価証券偽造罪等</p> <p>○有価証券の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○有価証券作成の一般的権限を有する者が不正に有価証券を作成した場合における有価証券偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○支払用カード電磁的記録に関する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。</p>	
14	国家的法益の保護	<p>公務の執行を妨害する罪、司法作用に対する罪、汚職の罪について検討する。</p> <p>第14回 国家的法益の保護</p> <p>第3部 国家的法益に対する罪</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

		<p>第1章 内乱・外患・国交に関する罪 ○内乱・外患・国交に関する罪にはどのようなものがあるかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2章 国家の作用に対する罪 第1節 公務の執行に対する罪 ○公務執行妨害罪の成立要件、とくに職務の範囲及びその適法性、「執行するに当たり」、暴行・脅迫の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○封印等破棄罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○強制執行妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○競売等妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 司法作用に対する罪 ○逃走の罪の諸規定について理解し、それらの成立要件の概要を説明することができる。 ○犯人蔵匿罪・犯人隠避罪の成立要件、とくに「罪を犯した者」、蔵匿・隠避の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○証拠隠滅罪の成立要件、とくに「他人の刑事事件に関する証拠」、隠滅・偽造等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○犯人蔵匿・隠避又は自己の刑事事件に関する証拠の隠滅の犯人による教唆の法的評価について理解し、その概要を説明することができる。 ○証人等威迫罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○偽証罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○虚偽告訴罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 職権濫用罪 ○公務員職権濫用罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4節 賄賂の罪 ○賄賂罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。 ○賄賂罪における「職務に関し」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○賄賂罪における賄賂の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○賄賂の罪の諸規定について理解し、それらの成立要件の概要を説明することができる。 ○賄賂の没収・追徴について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
15	事例解決の方法論	事例へのアプローチ、事例解決のための方法論について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

講義名：55273 刑事訴訟法 I

[講義基本情報]

教員:	岡田 悦典	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式で行われます。また、双方向授業にて行われます。法学未習者用の講義として、①手続の流れ、②判例などに現れた手続の具体像、③基本的な概念・理論、④基本的な論点を扱います。刑事訴訟法の構造・条文の準用関係をはじめとして、刑事訴訟法の内容を客観的なかたちで提示し、あわせて、刑事訴訟法と判例・学説がどのような関係に立っているのかを示します。シラバス・システムで当該授業の論点および予習事項を示します。教科書の該当部分を中心に、設問を事前に提示しますので、これによって準備してください。
到達目標	①手続の流れ、判例などに現れた手続の具体像、基本的概念・理論などの基本を正確に修得することが目標です。②刑事訴訟法における「基本的人権の保障」と真相解明を意識した法解釈、判例理論の理解を元にして刑事訴訟法の基本的な問題・課題の解決について体得します。③予備知識の程度において異なる受講者が予想されますが、基礎的事項を確実に把握するという講義姿勢を維持します。受講者はこの講義をふまえて、重要論点をめぐる法律論の独習へと進み、刑事訴訟法Ⅱの受講の準備をすることが期待されます。 なお、各回の講義内容に対応する共通的到達目標モデルの内容は、各回のレジュメの冒頭に提示しますので、受講者はこれを参照してください。
教科書	上口裕『刑事訴訟法〔第4版〕』（成文堂、2015年） 井上正仁・大澤裕・川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2017年） 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年）
参考書・参考資料	井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年） 白取祐司『刑事訴訟法〔第9版〕』（日本評論社、2017年） 田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣、2017年） 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015年） 宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法（Legal Quest）〔第2版〕』（有斐閣、2018年）
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	刑事訴訟法Ⅰの位置づけ、授業の進め方など、オリエンテーションを行います。あわせて、刑事手続全体の流れを簡単に説明します。	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
2	捜査とは何か	捜査の目的は何か、捜査は何を契機に始まるのか、捜査における捜査機関と被疑者の関係はどのようなものか。 (1)捜査の目的、(2)捜査の端緒、(3)捜査機関—司法警察職員・検察官（検察事務官）、(4)捜査の構造—捜査機関と被疑者の関係	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
3	捜査の方法と原則	任意捜査・強制捜査の区別。捜査にはどのような原則や規制があるのか。 (1)任意捜査と強制捜査、(2)任意捜査の原則、(3)強制処分法定主義、(4)令状主義	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
4	逮捕・勾留	被疑者の身柄拘束はどのように行われるか。 (1)逮捕、(2)勾留	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
5	供述証拠の収集—被疑者取	供述証拠の収集はどのように行われるか。	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の

	調べと参考人取調べ	(1)被疑者取調べ、(2)別件逮捕、(3)参考人取調べ・証人尋問	解答を準備します。
6	非供述証拠の収集—捜索・差押え、検証、鑑定	物証はどのようにして収集するか。 (1)非供述証拠の収集と令状主義、(2)捜索・差押え、(3)検証・鑑定	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
7	被疑者の防御・違法捜査に対する救済	捜査機関の捜査活動に対して被疑者はどのような防御ができるか。違法捜査に対する是正と救済の可能性 (1)黙秘権、(2)弁護士依頼権、(3)接見交通権、(4)証拠保全請求権、(5)違法捜査に対する是正と救済	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
8	公訴提起と公判準備	公訴提起はどのような原則と手続に従ってなされるのか。公訴提起後、公判開始までに何が行われるのか。 (1)起訴独占主義・起訴便宜主義、(2)公訴権行使に対する控制、(3)起訴状・起訴状一本主義	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
9	公判手続	公判はどのような原則に従うのか。何について審判が行われるのか。 (1)「裁判所」の意義、(2)裁判所および当事者の公判準備、(3)証拠開示、(4)公判中心主義、(5)当事者主義・職権主義、(6)裁判の公開・迅速な裁判	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
10	審判の対象	何について審判をするのか。 (1)審判対象論の意義、(2)訴因の特定、(3) 訴因変更制度、(4)公訴事実の同一性	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
11	証拠法一般	犯罪の証明はどのような原則と手続に従ってなされるのか。 (1)証拠能力・証明力、(2)厳格な証明・自由な証明、(3)科学的証拠、(4)自由心証主義、(5)挙証責任	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
12	伝聞法則 (1)	伝聞および伝聞法則とは何か。 (1)伝聞概念、(2)伝聞法則、(3)伝聞例外の基礎	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
13	伝聞法則 (2)	伝聞および伝聞法則とは何か。 (1)被告人以外の者の公判期日外供述—捜査機関が関与した書面、(2)被告人以外の者の公判期日外供述—捜査機関が関与した書面、(3)被告人の公判期日外供述、(4)証明力を争う証拠	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
14	自白法則・補強法則	証拠に使えない自白と何か。 (1)自白・不利益な事実の承認・有罪の自認、(2)自白法則、(3)自白補強法則	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
15	違法収集証拠排除法則	違法収集証拠はなぜ証拠に使えないのか。 (1)違法収集証拠の意義、(2)排除の基準 (3) 証拠排除の範囲—毒樹の果実	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。

講義名：55274 刑事訴訟法Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	榎本 雅記	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式および双方向形式で行われます。受講者が刑事訴訟法の基礎を履修していることを前提に、刑事訴訟法の主要論点を扱います。 ラーニング・シラバスで、当該授業の論点および予習事項を示します。教科書の該当部分を中心に設問を事前に提示しますから、受講者はこれらによって予習して授業に参加することになります。
到達目標	①刑事訴訟法の主要論点をめぐる法律論を理解すること。 ②刑事訴訟法における人権保障および真相解明を意識した法解釈、判例理解、学説理解をもとに具体的事案の解決策を提示できること。
教科書	上口裕『刑事訴訟法〔第4版〕』（成文堂、2015年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2017年） 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年）
参考書・参考資料	宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2018年） 白取祐司『刑事訴訟法〔第9版〕』（日本評論社、2017年） 田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2017年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年）
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	授業の進め方などについてオリエンテーションを行います。 あわせて刑事手続の基本原則について復習します。	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
2	行政警察活動および任意捜査における有形力の行使	行政警察活動および任意捜査における有形力の行使が問題となる場合を検討します。 (1)職務質問、(2)所持品検査、(3)任意同行と任意取調べ	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
3	令状執行の諸問題	搜索・差押えの執行にともなう問題を検討します。 (1)搜索・差押えと「必要な処分」、(2)場所に対する搜索・差押え令状と搜索・差押えの範囲、(3)コンピュータ情報の搜索・差押え、(4)別件搜索・差押え	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
4	体液等の採取	強制採尿を手がかりに、強制捜査の限界、差押え・検証・鑑定との関係などを検討します。 (1)強制採尿の要件、(2)強制採尿のための令状の種類、(3)強制採尿令状による採尿場所への連行、(4)身体検査、鑑定処分の場合の令状の種類	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
5	逮捕・勾留の諸問題	逮捕・勾留に関する重要問題を検討します。 (1)逮捕先行（前置）主義、(2)事実（事件）単位の原則、(3)勾留の場所、(4)再逮捕・再勾留	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問に関する設問の解答を準備します。
6	被疑者・被告人の弁護	弁護の意義と内容を検討します。 (1)弁護制度の意義—捜査弁護と公判弁護、(2)弁護人の権利・義務、(3)国選弁護人の選任と辞任、(4)必要的弁護事件	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習します。
7	接見交通と接見指定	弁護活動の出発点となる接見交通と接見指定の関係を検討します。 (1)接見交通権の意義、(2)接見指定の意義と要件、(3)接見指定の方法、(4)公訴提起後の接見指定、(5)不当な接見指定に対	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問に関する設問の解答を準備します。

		する救済	
8	訴因と訴訟条件	公訴時効を中心に訴因と訴訟条件の関係を検討します。 (1)公訴時効の起算点、(2)時効停止の基準時、(3)訴訟条件の判断基準、(4)訴訟条件の追完・訴訟条件を具備した訴因への変更	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
9	訴因変更の必要性と許容性	訴因制度の意義、訴因変更について検討します。 (1)訴因制度の意義、(2)訴因変更の必要性、(3)訴因変更の許容性	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
10	挙証責任と無罪推定の原則	証明の基本原則である挙証責任と無罪推定の原則を検討します。 (1)挙証責任の意義、(2)挙証責任と推定の関係、(3)無罪推定の原則、(4)挙証責任の転換と争点形成責任	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
11	伝聞証拠	伝聞の範囲、自己矛盾供述と相反性、弾劾証拠を考検討します。 (1)伝聞証拠の意義、(2)伝聞例外—記憶喪失と国外滞留、(3)伝聞例外—再伝聞、(4)自己矛盾供述と相反性、(5)伝聞証拠と同意	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
12	自白法則	自白の証拠能力・証明力、共犯者の自白を検討します。 (1)自白排除法則、(2)補強法則、(3)補強法則と共犯者の自白	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
13	違法収集証拠	違法収集証拠をめぐる論点を検討します。 (1)排除法則の根拠、(2)証拠排除の基準、(3)証拠排除の範囲、(4)証拠排除の例外、(5)被告人の同意	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問に関する設問の解答を準備します。
14	既判力と一事不再理効	既判力・一事不再理効の概念を整理し、それぞれの根拠を考えます。 (1)既判力の根拠、(2)一事不再理効の根拠、(3)一事不再理効の客観的範囲、(4)免訴判決と一事不再理効	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
15	不服申立て	裁判に対する不服申立てにはどのようなものがあるかを検討します。 (1)準抗告、(2)抗告、(3)控訴、(4)上告、(5)再審・非常上告	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。

講義名：55079 刑法演習

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 5
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>刑法および刑事訴訟法の既修者を対象にした演習であり、3コマ（3課題分）ないしは2コマ（3課題分）でひとつずつのケースを用いて、ケース・スタディ、ディベート、答案練習を組み合わせた方法によって展開します。</p> <p>演習としての性格と実務における重要性を特に意識して、これまで大学の講義や演習で必ずしも掘り下げた議論がなされてこなかった個別論点をも取り上げる一方で、理論的な関心度だけが高い論点や実務的な重要性が低い論点は扱いません。また、刑法理論を重視する学説における解釈論と実務における事実認定・事実の評価との関連性を特に意識して展開します。</p>
到達目標	<p>具体的な想定事例を素材として、当該事件の解決に当たって、検察官、弁護士、裁判官が「何を重視して」（事実認定と事実の評価）、「どのような主張・判断に至ったのか」（解釈論にもとづく判断）を分析したうえで、それぞれの立場に応じた（特徴的な）解釈・判断がある（べき）かを念頭において考察します。あらかじめ参加者をそれぞれの立場に分けて（テーマごとに立場を変えます）、具体的な事件におけるそれぞれの主張・判断を想定・追体験させたい（ディベートによるケース・スタディ）、「自分だったらどのように主張・判断するか」を考えさせます（ロールプレイによるケース・スタディ）。したがって、想定事例を丹念に分析したうえで、判例や文献に当たって、ディベートを想定した主張をもって参加することが必要不可欠になります。同時に、それぞれのテーマについて、「共通的到達目標」の関連部分の理解を確実なものとしします。</p>
教科書	特に指定しません。
参考書・参考資料	<p>一般的には、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法〔第4版〕』（日本評論社、2014年）が有用です。さらに、それぞれのケースの論点に即して、必要な関連判例や文献を探し、それを読んだうえで参加する必要があります。</p>
成績評価方法	<p>授業参加度（それぞれのテーマに関する分析と毎回のディベートでの発言）（20%）と定期試験の成績（80%）によって評価を決定します。</p>
履修条件	刑法Ⅰの単位を修得済みであることを原則とします。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ケース・スタディ	<p>教員の作成した第1の課題事例にもとづいて、各人または各グループ（以下、同じ）で、事実に即して論点を抽出した後、各人の報告にもとづいて適切な論点整理を行います。</p>	<p>時間内に行った自分の論点整理と、他の参加者の論点整理を参考として、どのように今後の議論を展開していくかについて大筋を考えます。</p>
2	同上	<p>第1回および時間外学修での考察を前提として、具体的な答案作成を念頭に置いて、摘示すべき事実と答案構成を各人で報告し、適切な答案作成の方向性を全員で検討します。</p>	<p>第1回および第2回の検討を前提として、課題事例について答案を作成します。</p>
3	同上	<p>各人が作成した答案を報告し、全員で、よりよい答案となるように検討します。</p>	<p>講義での検討を前提として、自分が作成して報告した答案を修正します（教員への提出は任意）。</p>
4	同上	第2の事例課題について、第1回目と同じ。	第1回目と同じ。
5	同上	第2の事例課題について、第2回目と同じ。	第2回目と同じ。
6	同上	第2の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
7	同上	第3の課題事例について、第1回目と同じ。	第1回目と同じ。
8	同上	第3の事例課題について、第2回目と同じ。	第2回目と同じ。
9	同上	第3の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
10	同上	<p>第4の課題事例について、前回までの第1回目と第2回目を結合させ、論点抽出と答案作成の筋道を各人が検討したうえで報告し、全員で議論します。</p>	<p>第1回目と第2回目と同じ内容で学修活動を各人で行う。</p>

11	同上	第4の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
12	同上	第5の事例課題について、第10回目と同じ。	第10回目と同じ。
13	同上	第5の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
14	同上	第6の事例課題について、第10回目と同じ。	第10回目と同じ。
15	同上	第6の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。

講義名：55276 刑事訴訟法演習

[講義基本情報]

教員:	榎本 雅記	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は演習形式によって行われます。事例または判例を使いながら、講義で修得した刑事訴訟法の知識・理解を応用・展開させる能力を涵養することを目的とします。ラーニング・シラバス等で、当該授業の論点および予習事項を示します。設問を事前に提示しますから、受講者はこれによって予習して授業に参加することになります。
到達目標	①刑事訴訟法に関する判例、学説を正確に理解すること。 ②①を前提に具体的事例について、説得的な解答を展開できること。
教科書	上口裕『刑事訴訟法〔第4版〕』（成文堂、2015年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2017年） 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年）
参考書・参考資料	宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2018年） 白取祐司『刑事訴訟法〔第9版〕』（日本評論社、2017年） 田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2017年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年）
成績評価方法	①発言・質問など演習での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	手続関与者	捜査の適正化と手続関与者の役割、検察官の地位、被害者の地位を検討します。 (1)捜査の適正化と裁判所・裁判官の役割、(2)検察官の地位と一罪の一部起訴、(3)刑事手続における被害者の地位	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
2	おとり捜査、GPS捜査	おとり捜査の適法性、尾行・GPSによる追尾、将来犯罪と捜査を検討します。 (1)おとり捜査の適法性、(2)おとり捜査の手続法的効果、(3)おとり捜査の挙証責任、(4)尾行・張込み・GPSによる追尾、(4)将来犯罪と捜査	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
3	写真撮影、ビデオ撮影の捜査	任意捜査と強制捜査の限界にある写真撮影を手がかりに、関連問題について検討します。 (1)強制捜査と任意捜査の限界の流動化、(2)無令状の写真撮影、(3)令状による写真撮影、(4)ビデオ撮影の許容性	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
4	逮捕に伴う捜索・差押え、現行犯逮捕	捜索・差押え、逮捕・勾留に関する残された問題を検討します。 (1)逮捕に伴う捜索・差押え、(2)現行犯逮捕、(3)準現行犯逮捕、(4)緊急逮捕	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
5	被疑者・被告人の取調べ	接見交通、黙秘権の保障と告知・取調べ受忍義務、起訴後の取調べなど多岐にわたる問題点を検討します。 (1)被疑者取調べ、(2)別件逮捕、(3)余罪取調べ	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。

6	黙秘権の行使と不利益推認、起訴後の手続における余罪をめぐる諸問題	黙秘権の根拠・対象・行使と不利益推認、起訴後の手続における余罪をめぐる諸問題、主張制限と主張明示義務を検討します。 (1) 黙秘権の行使と不利益推認、黙秘を量刑資料とすることの可否、(2) 起訴後の手続における余罪をめぐる諸問題、(3) 主張明示義務と被告人の主張制限・黙秘権	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
7	証拠開示・証拠保全	証拠開示の諸問題と新しい証拠開示法制・証拠保全制度について検討します。 (1) 旧来の証拠開示理論、(2) 新証拠開示法の諸問題、(3) 証拠保全の諸問題	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
8	公判前整理手続の諸問題	近年導入された公判前整理手続及び区分審理手続について検討します。 (1) 公判前整理手続の構造と限界、裁判所の関与、(2) 証拠調請求の制限、(3) 公判準備と区分審理手続	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
9	訴因変更	訴因変更に関連する諸問題を検討します。 (1) 罪数の変化、(2) 有罪心証と訴因変更の許可、(3) 訴因変更の時期的限界、(4) 控訴審での訴因変更	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
10	証拠の関連性	証拠の関連性に関する諸問題を検討します。 (1) 類似事実の立証、(2) DNA 鑑定	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
11	伝聞概念、再伝聞、弾劾証拠	伝聞概念を整理し、伝聞例外の構造を確認します。 (1) 伝聞概念、(2) 伝聞概念と反対尋問を経ない証拠、(3) 再伝聞、(4) 弾劾証拠	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
12	実況見分調書、録音テープ・傍受テープ、ビデオリンク方式の証人尋問	実況見分調書、録音テープ・傍受テープに関連する諸問題を検討します。 (1) 実況見分調書の証拠能力、(2) 録音テープ・傍受テープの証拠能力、(3) ビデオリンク方式の証人尋問	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
13	自白と違法収集証拠	自白の任意性の立証、違法収集自白としての自白の関連する諸問題を検討します。 (1) 自白の任意性の立証、(2) 毒樹の果実、(3) 違法収集証拠と量刑、(4) 私人による違法収集証拠	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
14	事実認定	事実認定に関する問題を検討します。 (1) 情況証拠と合理的疑い、(2) 択一的認定	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
15	控訴審	控訴審の役割と構造について検討します。 (1) 控訴審の構造、(2) 攻防対象論、(3) 無罪判決後の勾留	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。

講義名：55135 刑法事例研究

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は演習形式を基本に講義形式を融合した形で実施する。 最高裁判例、下級審裁判例をモデルとした様々な事例を通して、刑法上の問題を合理的に解決する能力を養成し、理論と実務との架橋を念頭に置き、柔軟な刑法解釈のあり方を検討する。総論・各論との融合を図った事例を通して、刑法解釈論上の問題を双方向で議論し検討したい。 毎回、取り上げる事例を事前に示し、各自その事例について予習検討をした上で、検討すべき問題点について、議論を加える。
到達目標	事例を通して、刑法上の諸問題について柔軟に対応する能力を養成する。 共通的到達目標第2次修正案の内容を最低限の基準とする。 共通的到達目標については、刑法事例研究講義案に掲載してあるので、各自参照すること。 具体的な到達目標 刑法の基本概念に関する理解を深め、さらに、応用力を涵養し、柔軟に解釈論が展開できる。 現実に起こりうる様々な事実を想定して、理論的にも実務的にも妥当な解釈論を展開できる。
教科書	刑法事例研究講義案を配付する。
参考書・参考資料	小林充・植村立郎『刑事事実認定重要判例 50 選上・下（第2版）』（立花書房・2014） 井田良 他『刑法事例演習教材第2版』（有斐閣・2014） 井田良 他編著『事例研究刑事法 I 刑法（第2版）』（日本評論社・2015） 幕田英雄『捜査実例中心 刑法総論解説第2版』（東京法令出版・2016） 池田修・金山薫編『新実例刑法〔総論〕』（青林書院・2014年） 池田修・金山薫編『新実例刑法〔各論〕』（青林書院・2011年） 木谷明編著『刑事事実認定の基本問題（第3版）』（成文堂・2015）
成績評価方法	定期試験（100%）で評価する。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人の生命・身体の保護、自由の保護に関する諸問題を検討する (1)	殺人罪の実行行為性について理解を深める。 不作為犯と殺人罪・遺棄罪との関係について理解を深める。 保護責任者遺棄致死罪と傷害致死罪との関係について理解を深める。 上記の諸問題について、総論の諸問題と融合して理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
2	人の生命・身体の保護、自由の保護に関する諸問題を検討する (2)	傷害の概念、同時傷害の特例と共犯からの離脱について理解を深める。 危険運転致死傷罪関連について理解を深める。 逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪について理解を深める。 名誉毀損罪などの解釈について理解を深める。 上記の問題について、総論の諸問題と融合した形で、検討し理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
3	財産犯の基本概念を検討する	財産犯の基本概念について理解を深める。 窃盗罪を中心として、財産犯の保護法益、客体、所有権・占有の有無と限界、不法領得の意思、情報の保護などについて検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
4	強盗罪に関する諸問題を検討する	強盗罪に関する諸問題を総論の諸問題と関連して様々な視点から検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。

5	詐欺罪に関する諸問題を検討する	詐欺罪に関する解釈論上の諸問題について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
6	横領罪・背任罪に関する諸問題を検討する	横領罪、背任罪に関する解釈論上の問題について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
7	放火罪、偽造罪、公務員犯罪、公務員に対する犯罪に関する諸問題を検討する (1)	放火罪については、焼損の概念、公共の危険概念、建造物の概念、放火の着手等を検討し、理解を深める。 文書偽造罪については、文書の概念、偽造の概念などを中心に、検討し、理解を深める。 贈収賄罪については、賄賂性、職務権限などの問題を、公務執行妨害罪関連では、公務と業務の区別等について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
8	放火罪、偽造罪、公務員犯罪、公務員に対する犯罪に関する諸問題を検討する (2)	放火罪に関して、焼損の概念、公共の危険概念、建造物の概念、放火の着手等を検討し、理解を深める。 文書偽造罪については、文書の概念、偽造の概念などを中心に、検討し、理解を深める。 贈収賄罪については、賄賂性、職務権限などの問題を、公務執行妨害罪関連では、公務と業務の区別等について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
9	因果関係・不作為犯に関する諸問題	因果関係に関する諸論点について、最近の裁判例の検討を中心として深く検討し、因果関係をめぐる最近の学説の展開を含めて、因果関係論について理解を深める。 不作為犯に関する諸論点について理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
10	故意論・錯誤論に関する諸問題	薬物事犯、行政事犯等の裁判例を通して事実認識、意味の認識の問題を深く検討し、理解を深める。 さらに、事実の錯誤、違法性の錯誤、その区別などについても裁判例を通して検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
11	過失犯論に関する諸問題	過失犯の成立要件、結果予見可能性、結果回避可能性、結果回避義務違反、過失行為などについて、裁判例や事例を素材に実践的に検討し、理解を深める。 過失競合と過失共同正犯についても検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
12	正当防衛、正当化事情に関する諸問題	正当防衛を中心として代表的な裁判例を通して正当化事情に関する諸問題を深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
13	共同正犯に関する諸問題	共同正犯に関する諸問題について、特に共謀の成否を中心に深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
14	共犯に関する諸問題	共犯に関する諸問題、不作為と共犯、共犯からの離脱、共犯と身分等の諸問題を深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
15	総合的検討	様々な諸問題を融合させた事例問題を前提として、刑法解釈上の議論を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。

講義名：55137 刑事訴訟法事例研究

[講義基本情報]

教員:	岡田 悦典	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義では、刑事訴訟手続について基本的な理解をしていることを前提として、刑事訴訟法に関する基本判例や重要判例を素材とし、事案の分析や問題点の把握、判旨の理論的根拠や射程範囲等の理解を深めることとします。 講義の進め方としては、担当教員の解説講義に留まるのではなく、受講生が十分に予習していることを前提に、受講生同士の意見交換や、受講生と教員との討論を行いたいと考えています。
到達目標	①刑事訴訟法に関する理論上の基本的かつ重要な諸問題を確実に理解します。 ②具体的な事案を的確に分析する能力を身に着けます。 ③自分自身の頭で主体的に考え、その内容を口頭又は書面での確に他者に伝える能力を磨きます。
教科書	後藤昭・白取祐司編『プロブレム・メソッド刑事訴訟法 30 講』（日本評論社、2014 年）を使用します。必要に応じて、適宜資料を配布します。 なお、並行して、上口裕『刑事訴訟法〔第 4 版〕』（成文堂、2015 年）、井上正仁・大澤裕・川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕』（有斐閣、2017 年）、三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第 5 版〕』（東京大学出版会、2015 年）を使用します。
参考書・参考資料	参考書・参考資料 井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013 年） 白取祐司『刑事訴訟法〔第 9 版〕』（日本評論社、2017 年） 田口守一『刑事訴訟法〔第 7 版〕』（有斐閣、2017 年） 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015 年） 宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法（Legal Quest）〔第 2 版〕』（有斐閣、2018 年）
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②期末試験(90%)を総合して行います。
履修条件	特になし。
その他の注意	各回の講義は、事前に十分な予習がなされていることを前提に行います。授業においては、積極的に意見を述べ、討論に参加して下さい。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	捜査の端緒	職務質問、任意同行に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
2	逮捕・勾留	逮捕・勾留に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
3	被疑者取調べと接見交通権	被疑者取調べと接見交通権に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
4	捜索・差押え	捜索・差押えに関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
5	任意処分と強制処分の区分、告訴	任意処分と強制処分の区分、告訴に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
6	公訴提起の諸原則、訴因の特定	公訴提起の諸原則、訴因の特定に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。

7	訴因変更、保釈・公判前整理手続	訴因変更、保釈に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
8	公判前整理手続、合意	公判前整理手続、合意に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
9	弁護人の役割、証拠の関連性	弁護人の役割、証拠の関連性に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
10	伝聞法則(1)	伝聞概念、伝聞例外に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
11	伝聞法則(2)	伝聞例外、証明力を争う証拠に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
12	自白法則、補強法則	自白法則、補強法則に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
13	共同被告人の供述、違法収集証拠排除法則	共同被告人の供述、違法収集証拠排除法則に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
14	状況証拠による事実認定、挙証責任と推定	状況証拠による事実認定、挙証責任と推定に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。
15	裁判、一事不再理効	択一的認定、一事不再理効に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	左記のテーマについて教科書の指定範囲を予習し、設問の解答を準備します。

講義名：55169 リーガルライティング

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司・沢登 文治・都筑 満雄・水留 正流	対象年次:	1・2
その他の教員:		開講時限:	月 5
科目種別:	法律基本科目	単位数:	1
開講時期:	春隔	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	1. この授業は、講義形式・演習形式により行われる。 2. 主として法学未修者を対象とする。 3. 憲法、刑法および民法の基本的な重要問題について講義し、そこで得られた基礎的知識を踏まえ、事例問題を素材として法律的文章の書き方の修得を目指す。具体的には、上記の事例問題についての議論や答案作成の作業を行う。
到達目標	1. 憲法、刑法および民法の基本的な問題について理解を深めることができる。 2. 事例問題についての論点を発見し、問題を解決する能力を修得することができる。 3. 法律論文の基本的な作成能力を修得することができる。
教科書	使用しない。
参考書・参考資料	適宜、指示する。
成績評価方法	授業参加度 100 % によって合否を判定する。PF 方式で評価する。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	憲法（沢登担当）	簡単な憲法事例問題を素材に論証の仕方を検討する。	
2	憲法（倉持担当）	簡単な憲法事例問題を素材に論証の仕方を検討する。	
3	刑法（水留担当）	犯罪の成否をめぐる事例問題を考える。	
4	民法（都筑担当）	民法 94 条 2 項をめぐる事例問題を考える。	
5	民法（都筑担当）	不動産物権変動をめぐる事例問題を考える。	
6	民法（都筑担当）	債権譲渡をめぐる事例問題を考える。	
7	民法（都筑担当）	賃貸借契約をめぐる事例問題を考える。	
8	民法（都筑担当）	請負契約をめぐる事例問題を考える。	

講義名：55172 法情報調査

[講義基本情報]

教員:	石田・今泉・久世・久志本・丸山・豊島・菅原・都筑	対象年次:	1・2
その他の教員:		開講時限:	月 5
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	1
開講時期:	春隔	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	主に法学未修者を対象として初期に履修すべき科目として開講する。 法学に関するさまざまなレベルの情報をどのように収集し、有効に活用するかを学習することを目的とする。講義は、講義・演習形式で行う。 各法領域の最高裁判例をとりあげ、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加える。 授業時間外の学修活動として、事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。
到達目標	(1) 法に関する情報を収集することができる。 (2) 新しい分野や問題についての情報を得る必要が発生した場合に、情報収集の手がかりをつかむことができる。 (3) 獲得した情報を必要性に応じて加工し利用できる。 (4) 判決を正確に読むことができる。
教科書	教科書は使用せずに、必要な情報はシラバスシステムを利用する。
参考書・参考資料	指宿信監修「LEGAL RESEARCH リーガル・リサーチ[第3版]」（日本評論社、2008年） 加賀山茂、松浦好治編『法情報学[第2版]』（有斐閣、2002年） その他、必要に応じて指示する。
成績評価方法	授業参加度（100％）によって合否を判定する。PF方式で評価する。
履修条件	全員がコンピュータをそれぞれ利用できる環境で実施する。各自ノート型パソコンを持参すること。事前に、大学のネットワークを利用するための手続きを行い、IDとパスワードを取得しておくこと。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス 憲法	ガイダンス 1. この科目の目的 2. 法科大学院のIT環境について 3. 情報整理の方法 4. 判決の読み方について 憲法の最高裁判例をとりあげ、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加え実践する。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。
2	行政法	行政法の最高裁判例をとりあげ、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加え実践する。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。
3	民法	民法の最高裁判例をとりあげ、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加え実践する。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。
4	商法	商法の最高裁判例をとりあげ、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加え実践する。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。
5	刑法	刑法の最高裁判例をとりあげ、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加え実践する。 共謀共同正犯に関する最大判昭和33・5・28刑集12・8・1718（練馬事件判決）を取り上げ、検討する。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。 検討する判例に関する最高裁調査官解説を事前に読み理解すること。

		関連判例として、最決平成15・5・1刑集57・5・507（スワット事件判決）	
6	実務	実務の観点から、相続人の調査を題材に、身分関係を明らかにするための戸籍謄本等及び住民票の収集方法と戸籍謄本等の読み方を学びます。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。
7	実務	実務の観点から、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加え実践する。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。
8	民事訴訟法 講義のまとめ	民事訴訟法の最高裁判例をとりあげ、判例の調査、関連判例・文献の調査、判例の読み方等について説明を加え実践する。 講義のまとめを行う。	事前に関連する資料について確認し、検討しておくことが求められる。

講義名：55057 民事法研究

[講義基本情報]

教員:	久世 表士	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	民事裁判実務における訴訟物の選択（攻撃防御方法の選択）などの実体法的な問題並びに証拠の収集、選択、提出方法などの立証活動について、主張立証責任の分配を踏まえて具体的に学びます。合わせて事実認定についても総合的に学びます。
到達目標	法律家の基本的スキルといわれる①問題発見能力、②法令、判例、関連情報の調査能力、③問題分析能力、④事実認定能力、⑤論理的思考を駆使した説得力ある問題解決方法の構築能力を身に付けることを目標とします。
教科書	特に指定しません。必要な資料教材はその都度配布します。
参考書・参考資料	
成績評価方法	中間テスト 20%，期末試験 70%，授業参加度 10%で評価します。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	元裁判官の加藤新太郎氏は、リーガル・リテラシーの諸相（書齋の窓(有斐閣)の連載において、法律実務家には、「調べる」、「考える」、「思いつく」、「説明する」、「解釈する」といった事柄を。臨機応変、融通無碍にうまくできる能力が必要だ言ってみえます。そのためには、何を学べば良いか、実体法と訴訟法の双方の観点から考えます。設例をもとに考えてみたいと思います。	設例について、受講者に発表してもらい、皆で議論します。
2	訴訟物の選択(1)	訴訟物の選択を取り上げます。民事法演習で取り上げた登記請求訴訟と建物収去土地明渡・建物退去土地明渡請求訴訟について復習したうえで、医療過誤による損害賠償請求を債務不履行責任と不法行為責任の両面から検討します。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
3	訴訟物の選択(2)	交通事故と営業機密の漏えいをテーマにした設例をもとに、請求者がどのような訴訟物を選択できるか、自賠法、不正競争防止法に触れながら検討します。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
4	法的手段の選択(1)	債権者代位権と債権執行の相違点について両者を比較しつつ検討します。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
5	法的手段の対立(2)	動産売買に関連し、動産担保の選択について検討します。動産売買の先取特権、所有権留保、動産譲渡担保を比較しつつ検討します。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
6	民法と民事訴訟法の交差(1)	相殺の抗弁	事前に配布する資料を読んで参加してください。
7	民法と民事訴訟法の交差(2)	和解無効	事前に配布する資料を読んで参加してください。
8	中間テスト	中間テストを行います。	
9	処分権主義の諸問題	処分権主義に関する幾つかの問題を総合的に検討します。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
10	証拠保全、その他の証拠収集手続	証拠保全、文書送付嘱託、調査嘱託、当事者照会その他証拠収集手続について学びます。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
11	文書の成立の真正	文書の成立の真正(形式的証拠力)についての様々な問題について学びます。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
12	文書提出命令	文書提出命令について判例を参照しつつ学びます。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
13	事実認定と経験則	事実認定と経験則について判例を検討します。	事前に配布する資料を読んで参加してください。
14	事実認定(1)	事実認定について事例研究を行います。	事前に配布する資料を読んで

			で参加してください。
15	事実認定(2)	事実認定について事例研究を行います。	事前に配布する資料を読んで参加してください。

講義名：55059 民事法演習

[講義基本情報]

教員:	久世 表士	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	既に学んだ民法，民事訴訟法を要件事実を中心とした裁判実務の視点から学ぶことにします。「要件事実論は，法律実務家が，実体法の解釈論をベースにし，訴訟プロセスにおける攻撃防御の構造を理解して主張証明を展開していくスキルである」といわれています。これまで学んだ民法や民事訴訟法とは少し様子が違うのではじめは戸惑うかもしれませんが，設例を用いて要件事実の考え方の基本を学ぶことにします。既に学んだ民法，民事訴訟法と秋学期に開講される「民事実務総合研究」，来年春学期に開講される「民事実務演習」への橋渡しとして位置づけてください。双方向性を重視した授業を行いますので，受講者の積極的な授業参加が求められます。後記の教科書を基本にしますが，レジュメを配布します。なお，債権法改正も念頭において講義を進めます。
到達目標	民法，民事訴訟法を実務において適用する能力を取得することを目標とします。 ①具体的な紛争を要件事実に分析できる。 ②具体的な事案において主張立証責任の分配に従って事実整理ができる。 ③典型的な事案について訴状，答弁書を作成することができる。
教科書	司法研修所編『新問題研究要件事実』（法曹会平成 23 年改定第 1 版 以下，問研と記す。）
参考書・参考資料	司法研修所編『改定紛争類権別の要件事実』（法曹会） 加藤新太郎・細野敦著『要件事実の考え方と実務』（民事法研究会） 村田渉，山野目章夫編著『要件事実論 30 講（第 3 版）』弘文堂 各自が使用している民法，民事訴訟法の教科書
成績評価方法	中間テスト 20%・期末試験 70%，発言内容，討論内容などの授業参加度を 10%として評価します。
履修条件	各設例に関連する民法の教科書における該当箇所や民事訴訟法の教科書における訴訟物，処分権主義，弁論主義，主張立証責任など要件事実と密接に関連する箇所とのクロスリファレンスを絶えず行い，何度も読み返して勉強を進めてください。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	要件事実的な考え方とはどのような考え方なのかを，貸金返還請求，連帯保証債務履行請求，借主死亡の場合における相続人に対する貸金返還請求の事例をもとに学びます。また，要件事実的な考え方が，訴状や判決書でどのような形で表れるのかを具体的に学びます。なお，補充資料として民法・民事訴訟法の復習を配布します。	問研 3 頁～9 頁， 1 2 頁～1 4 頁， 2 1 頁～2 4 頁を熟読しておいてください。また，訴訟物，証明責任の分配に関する法律要件分類説などについても復習しておいてください。
2	売買代金支払請求，貸金返還請求の要件事実について学びます。	売買契約と消費貸借契約を比較対象しながら，民法の復習をしたうえで，貸金返還請求の要件事実，売買代金返還請求・財産権移転請求の要件事実（請求原因事実）について学びます。	レジュメを参照しつつ，問研を良く研究しておくこと
3	売買代金請求，貸金返還請求に対する抗弁について学びます。	売買代金請求訴訟における履行期限の抗弁，消滅時効の抗弁，貸金返還請求に対する弁済の抗弁について学びます。また，時効の主張に関連して積明権について考えます。	レジュメを参照しつつ，問研第 3 問を良く研究しておくこと
4	利息請求，履行遅滞に基づく損害賠償請求の要件事実について学びます。	貸金返還請求訴訟では，元本と共に利息の請求を行うことが多く，また，貸金請求や売買代金請求では，遅延損害金の請求も行うのが通常です。本講ではその要件事実について学ぶことにします。	レジュメを参照して予習しておくこと
5	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(1)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟における所有権喪失の抗弁—所有権に基づく物権的返還請求権は最も基本的かつ強力な権利です。それを行使するための要件事実は，①原告が当該土地の所有権を有してい	レジュメを参照しつつ，問研第 6 問を良く研究しておくこと

		ること、②被告が当該土地を占有していることであると説明されます。しかし、これを丸暗記しても何の意味もありません。なぜ①②が要件事実なのか根本的に考えてみます。また、原告の所有についての被告の権利自白と占有の具体的な主張方法、さらに、原告以外の者が所有権を取得したことを理由とする所有権喪失の抗弁の意味についても考えてみます。	
6	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(2)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟における対抗要件の抗弁と対抗要件具備による所有権喪失の抗弁について学びます。民法177条の対抗要件の問題は民法を学んだ者にとっては最もポピュラーなテーマですが、訴訟においてどのように適用されるのか、要件事実に考えてみます。	レジュメを参照しつつ、問研第7問、8問を良く研究しておくこと
7	中間テスト	第1講ないし4講に関する部分について中間テストを行います。	
8	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(3)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟の請求原因と占有権原の抗弁について学びますが、所有権譲受人から占有者に対する建物収去土地明渡請求等についても整理したいと思います。	レジュメを参照しつつ、問研第8問を良く研究しておくこと
9	所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟(1)	登記請求権の概要について整理します。	レジュメを参照してください。また、民法で学んだ登記請求権について復習しておいてください。
10	所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟(2)	所有権の基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求を所有権に基づく妨害排除請求権としての土地明渡請求(問研6)と対比しつつ検討します。	レジュメを参照してください。
11	時効取得を原因とする所有権移転登記請求訴訟と抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟	時効取得を原因とする所有権移転登記請求と所有権に基づく抵当権設定登記抹消登記手続請求(登記保持権原の抗弁)について検討します。	レジュメを参照してください。
12	賃借権終了に基づく土地明渡請求訴訟	賃借権終了に基づく土地明渡請求訴訟の請求原因と建物所有目的の抗弁—債権的請求権である賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求の要件事実について学びます。	レジュメを参照してください。
13	所有権に基づく動産の引渡請求訴訟(1)	所有権(即時取得)に基づく動産の引渡請求訴訟における請求原因と悪意の抗弁、過失評価根拠事実の抗弁—即時取得の要件事実について、民法186条、188条を念頭において考えてみます。また、悪意の抗弁についても検討してみます。さらに、過失といった規範的評価を根拠付ける事実を要件事実にどのように位置づけるか(間接事実か、主要事実かといったかたちで問題となり、間接反証の議論につながります)についても考えてみます。	レジュメを参照してください。
14	所有権に基づく動産の引渡請求(2)	13講では即時取得した所有権に基づく動産の引渡請求について学んだので、それ以外の動産引渡請求の種類について学びます。	レジュメを参照してください。
15	譲受債権請求訴訟	譲受債権請求訴訟における請求原因と債務者対抗要件の抗弁—債権譲渡を基本とする請求です。第7回目の物権変動における対抗要件と統一的に理解すべきであることから債務者対抗要件が問題となります。通知、承諾の要件事実に位置づけを考えてみます。	レジュメを参照してください。

講義名：55101 民事実務総合研究

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	民事関係の紛争では、当事者の主張する様々な事情を法的な観点から再構成し、それに法律を適用して解決することが必要になります。そのためには、いかなる事実が法律の適用に必要な事実となるのか（要件事実）、その事実の存否がどのような証拠等により確定されるのか（事実認定）、そのための訴訟手続がどのように運営されるのか（訴訟運営）といった民事訴訟実務の基礎的な知識を習得しておくことが不可欠です。 本講義では、具体的な設例を題材として、事実認定及び訴訟運営について検討することにより、第一審訴訟手続に沿って、民事訴訟実務の基礎的知識及び理解の習得を目指します。なお、授業は双方向性を重視して行いますので、授業において積極的に発言することが求められます。
到達目標	要件事実の基礎的知識を前提に、事実認定の基本的手法及び民事訴訟の基本的訴訟運営を理解することにより、民事訴訟実務の基礎を理解することを目標とします。
教科書	1 加藤新太郎編、前田恵三・村田渉・松家元著「民事訴訟実務の基礎」（第3版）
参考書・参考資料	1 司法研修所監修「4訂民事訴訟第一審手続の解説－事件記録に基づいて－」（法曹会，2001年） 2 司法研修所編「新問題研究 要件事実」（法曹会，2011年） 3 司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実－民事訴訟における攻撃防御の構造－」（法曹会，2006年） 4 司法研修所編「10訂民事判決起案の手引き」（法曹会，2006年）：裁判官が判決書を作成するためのマニュアルですが、本講義全体を通して、間接的に参考になると思います。
成績評価方法	定期試験の結果（70％）に、中間テスト（20％）、レポート及び授業参加度（10％）を加味して、総合的に評価します。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	民事訴訟の基本構造論	民事訴訟の実質的構造、訴訟物の意義・特定、要件事実の意義と機能、請求原因、抗弁及び再抗弁の意義とその働き等についての要件事実を踏まえて訴訟の構造の基本的事項を理解します。	「新問題研究」p1～18を読んでおいて下さい。
2	訴え提起の準備	訴えの提起をする前の準備と注意点について学習します。	予め配布する資料を検討してきて下さい。「民事訴訟実務の基礎」p4～25を読んでおいて下さい。
3	訴えの提起	民事訴訟第一審手続のうち、訴えの提起について、訴状の作成及び訴え提起時の証拠について学習します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」p45～54を読んでおいて下さい。
4	訴状について	訴状の作成について学びます。	事前課題を検討し、訴状を作成してみてください。
5	訴状の受付から訴状の送達まで 被告の応訴について	民事訴訟第一審手続のうち、裁判所の訴状受付から被告に訴状を送達するまでの具体的な進行を理解します。	予め配布する事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」p55～94を読んでおいて下さい。
6	第1回口頭弁論期日とその後の期日指定等の進行について	訴状が送達された被告の応訴についての具体的な進行を理解します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」とp95～103を読んでおいて下さい。
7	答弁書について	答弁書の作成を学びます。	事前課題を検討し、答弁書を作成してみてください。

8	争点整理手続（1）	第1回口頭弁論期日における訴訟手続の理解を深め、併せてその後の期日指定等の具体的進行を理解します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」p104～146を読んでおいて下さい。
9	中間テスト	民事訴訟第一審手続の進行の理解度を確認するための中間テストを実施します。	講義で学習した範囲が中心ですが、講義の内容に限定しません。
10	争点整理手続（2）	弁論準備手続における主張整理、証拠の採否等について具体的進行を理解します。	予め配付する記録教材を検討しておいて下さい。「民事訴訟実務の基礎」p 147～183 を読んでおいてください。
11	証人尋問、当事者尋問について	訴訟において、証人尋問、当事者尋問は重要な役割を果たします。法廷教室を使用して人証の取調べについて実践的に学ぶことにします。	「民事訴訟実務の基礎」 p 184～206 を読んでおいてください。
12	事実認定の基礎（1）	民事訴訟実務の基礎」記載の在来方式の判決（p 235～240）の分析を行います。採用された証拠、採用されなかつた証拠は何か拾い出したうえで、証拠の採否がどのように行われたのかを分析します。事実認定がどのように行われるか、その基本的な考え方を学びます。	「民事訴訟実務の基礎」 p 184～197 を読んでおいてください。
13	事実認定の基礎（2） 訴訟の終了	前回に引き続き、事実認定がどのように行われるか、その基本的な考え方を学びます。和解と判決による訴訟の終了について学びます。上訴についても触れます。	「民事訴訟実務の基礎」 p 198～206, 245～256 と予め配布する和解に関する資料を読んでおいてください。
14	判決起案の講評	「事例で考える民事事実認定」（司法研修所編）の「事例」にある当事者の主張および証拠を基に判決起案をしてもらい、その講評を行います。	「事例」を読んで判決起案をし、事前に提出してもらいます。
15	民事保全と民事執行	訴訟提起前の民事保全手続と判決後の民事執行を学びます。	「民事訴訟実務の基礎」 p 26～44, 257～272 を読んでおいてください。

講義名：55103 民事実務演習

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>① 当事者が述べる生の事実から、法的な事実へ整理させ、それを主張する作業を通して、民事訴訟手続を実践できる能力を養います。</p> <p>② 請求原因・抗弁・再抗弁などの主張の整理についての理解を深めます。</p> <p>③ 講義は、教員と受講生全員で、討議を重ねる方法で進めます。</p>
到達目標	<p>民法と民事訴訟法の「共通的な到達目標モデル」を踏まえた上で、理論と実務の架橋をめざして、以下を到達目標とします。</p> <p>① 社会の生の事実にかき事案の内容に対し、適用すべき実体法を選択できるようになる。</p> <p>② 実体法を適用するにあたり、その要件に該当する事実を、当事者の述べる事実からとり出し、あてはめることができるようになる。そのときに生じる法的効果の内容を理解している。</p> <p>③立証活動と事実認定との関係を理解している。</p> <p>④訴状、答弁書、準備書面、判決などの民事訴訟関係書類を作成できるようになる。</p> <p>⑤証拠の評価その他証拠に関する基礎的な事柄が理解できるようになる。</p> <p>⑥民事保全手続・強制執行手続についての基礎的な事柄を理解できるようになる。</p>
教科書	なし
参考書・参考資料	加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務」（第3版）民事法研究会 司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実」（法曹会） 司法研修所編「新問題研究 要件事実」（法曹会）
成績評価方法	中間テストを20%、定期試験を70%、提出されたレポート・授業参加度の評価を10%として評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション 詐欺事案を題材とした事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の授業の進め方について説明します。 要件事実の概要、考え方、法的三段論法について説明します。 事案の分析をして、事実の整理をすることの意味について学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前配付資料を検討してくること 事前配付資料を検討の上、課題（設問）の回答を準備してくること
2	詐欺事案を題材とした事案の検討(2)	同上	同上
3	動産売買に関する事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> 民事実体法の理解と売買・代理・不法行為等を中心に民事訴訟の主張立証における要件事実の理解を深め、請求原因事実を整理します。 	同上
4	動産売買に関する事案の検討(2)	<ul style="list-style-type: none"> 訴状の基礎を学びます、 民事訴訟において訴訟提起に必要な事項の理解を深めます。 	同上
5	動産売買に関する事案の検討(3)	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟手続きの概要を学びます。 答弁書の基礎を学びます。 請求原因事実に対する認否、抗弁事実について理解を深めます。 	同上

6	動産売買に関する事案の検討（４）	・送達、第1回口頭弁論期日の手続き、弁論の併合について理解を深めます。	同上
7	債権譲渡に関する事案の検討（１）	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・債権譲渡に関する要件事実を整理します。	同上
8	債権譲渡に関する事案の検討（２）	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・債権譲渡に関する要件事実を整理します。	同上
9	不動産に関する事案・金銭請求に関する事案の検討（１）	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・建物収去土地明渡請求事案をもとに、不動産売買、登記請求権、取得時効に関する民事実体法の理解と要件事実の理解を深めます。	同上
10	不動産に関する事案・金銭請求に関する事案の検討（２）	・反訴、準備書面の基礎を学びます。 ・当事者の死亡による中断と受継を学びます。 ・建物収去土地明渡請求について学びます。 ・建物収去土地明渡の強制執行について学びます。	同上
11	不動産賃貸借に関する事案・詐害行為取消権に関する事案の検討（１）	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・不動産賃貸借の対抗力に関する事案を検討します。	同上
12	不動産賃貸借に関する事案・詐害行為取消権に関する事案の検討（２）	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・不動産賃貸借の対抗力に関する事案を検討します。	同上
13	不動産賃貸借に関する事案・詐害行為取消権に関する事案の検討（３）	・詐害行為取消権に関する事案の分析をして、事実の整理について学びます。 ・詐害行為取消権の要件事実について学びます。 ・独立当事者参加を中心として複数当事者の訴訟形態について学びます。	同上
14	債権者代位権に関する事案の検討（１）	・不動産取引に関する債権者代位権の事案を検討し、その要件及び要件事実について学びます。	同上
15	債権者代位権に関する事案の検討（２） 相殺	・不動産取引に関する債権者代位権の事案を検討し、その要件及び要件事実について学びます。 ・訴訟における相殺について、判例を中心に整理をします。	同上

講義名：55105 刑事実務総合研究

[講義基本情報]

教員:	上山 晶子	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名：55107 刑事実務演習

[講義基本情報]

教員:	伊藤 新一郎	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>刑事実務とは、刑事手続において被告人・被疑者の人権を保障しながら真実を解明し、合理的な問題解決をめざす法曹の実務です。授業も常に人を人として認める人権感覚を共に磨き合える場になるように心がけたいと願っています。</p> <p>この授業では、刑事実務において実際上出会い、取り扱うような諸問題をテーマに、実務的な基礎知識・技法の習得に加え、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれの立場から刑事司法の担い手としてどのような役割を果たすべきであるか、法曹の役割のあり方を主体的に考察する態度を養うことを目的とします。</p> <p>授業で取り扱う主なテーマは、捜査・裁判の手続に関する実務上の諸問題、事実認定論（尋問・面接技術の基礎、鑑定を含む）、量刑の考え方（量刑の資料、執行猶予・保護観察制度など）、刑事司法における被害者の権利保障の制度と運用などを取り上げます。</p> <p>実際のケース記録を素材にして、捜査に関しては令状主義と司法審査のあり方、裁判に関しては、経験則に基づく科学的な事実認定のあり方（鑑定の活用法、尋問・面接技術の基礎など）、量刑の科学化、犯罪被害者の権利保障と適正手続のあり方を考えます。</p> <p>授業の進め方は、双方向性と多方向性をもつ学修とし、テーマと資料を事前に提供し、判例、事例などを素材にして討論をします。随時、判決の一部起案などのレポートの提出を求め、起案添削して討論の素材とします。</p>
到達目標	<p>法律基本科目や実務基礎科目で学習したことを前提に、実務的な応用問題について色々な角度から考えるセンスや、社会的現象として幅広い視点から犯罪の原因、背景をも考察するセンスを学ぶことを目標とします。</p> <p>また、論点について簡潔に文章（告訴状、意見書、論告要旨、弁論要旨、判決理由など）にまとめることを通じて分析・思考・論理的構成・表現の能力を養います。</p>
教科書	実際のケースを素材とした演習教材を使用します。
参考書・参考資料	随時紹介します。
成績評価方法	<p>定期試験（100%）によって評価します。実務と理論の架橋という観点から、受講生が実務に従事する際に必要な専門的基礎的知識を修得できたか否かを判定するレポート試験を定期試験で実施します。</p> <p>成績評価については、その修得のレベルを明らかにすることにより、受講生自身が達成度を自己評価し、自ら学ぶモチベーションを高めることを目的とし、定期試験（レポート試験）は、レポートの分析力、表現力、説得力により評価します。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに	授業計画の説明し、授業の進め方、目的などを理解していただきます。	
2	捜査① 逮捕と令状審査	逮捕状請求の適否、捜査の端緒（告訴）などをケースを素材に考察します。	演習教材の予修及び授業における報告準備。
3	捜査② 勾留と令状審査	勾留請求の要件、接見禁止などについてケースを素材に考察します。	演習教材の予修及び準抗告申立書理由要旨レポートの提出。
4	裁判① 公判（1）	起訴状の訴因の構成、釈明、公訴事実に対する弁護人の意見など第1審冒頭手続についての問題点をケースを素材に考察します。	演習教材の予修及び授業における報告準備。
5	裁判②	公判前整理手続・証拠開示手続きについてケースを素材に考察します。	演習教材の予修及び証拠開示請求書の起案の提出。

	公判（２）		
6	裁判③ 公判（３）	証拠法に関する諸問題及び証人尋問のルールなどについて、演習問題を素材に検討します。	演習教材の予修及び授業における意見準備
7	裁判④ 公判（４）	ケースを素材にして、被告人の検察官調書の証拠能力要件について検討します。	演習狭隘の予修及び弁護士証拠意見書提出。
8	裁判⑤ 訴訟運営	刑事司法における被害者の権利保障などについて、ケースなどを素材に考察します。	演習教材の予修及び設問についての報告準備。
9	裁判⑥ 訴訟運営	ケースを素材に事実認定における鑑定等科学的証拠の活用について考察します。	演習教材の予修。
10	裁判⑦ 事実認定	事実認定における経験則と自由心証主義等についてケースを素材に考察します。	演習教材の予修及び授業における報告準備。
11	裁判⑧ 判決（１）	判決のための裁判所の評議のあり方、判決の構造についてケースを素材として考察します。	授業の結果を踏まえて、判決の一部起案を作成し提出。
12	裁判⑨ 量刑	量刑判断のあり方、量刑資料及び情状立証などについて考察します。 ～執行猶予制度、量刑と処遇、量刑の科学化と刑事政策に関する基礎知識、死刑制度についても学修します。	演習教材中の判例の研究。
13	裁判⑩ 量刑（２）	ケースを素材に、量刑判断の具体的方法と法廷における量刑理由告知の意義について考察します。	教材のケースについての判決の一部の起案提出。
14	裁判⑪ 刑事実務の判決(2)	受講生から提出された判決起案を素材に、判決における争点についての判断の示し方及び裁判員裁判における判決について考察します。	提出した判決レポートの確認、検討。
15	まとめ	平成２８年法律第５４号による法改正の意義及び裁判員裁判をより有効に機能させるための見直しと新しい刑事司法のあり方について考察します。	平成２８年法律第５４号による刑訴法改正内容の把握。

講義名：55109 法曹倫理

[講義基本情報]

教員:	北川 ひろみ・伊藤 新一郎・上山 晶子	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義及び演習形式で行われる。 法律実務家が職務を遂行していく上で常に自覚し自らを律しなければならない倫理規範を学ぶとともに、不祥事や違反行為の背景、誘因となる事柄や環境等の存在を摘示し、法曹倫理を高め適正に職務を遂行していくための心構えやシステムの構築を検討する。 授業では、弁護士倫理について、教科書を通して基本的な知識を身につけるとともに、設例や懲戒事例等を例示しつつ、解説及び双方向・多方向でのディスカッション、グループ学習により、理解を定着させた上で、弁護士の社会的役割・使命についても深く考えることを目指す。とりわけ、弁護士自治の意義とそれを支える各種制度のほか、民事・刑事を通して、守秘義務、利益相反、誠実義務をはじめとする職務基本規程における規律や弁護士法における規律を学び、その難しさも認識する。また、裁判官及び検察官の倫理については、ゲストスピーカーである裁判官及び検察官の講義により、その内容や実務上の課題・悩みを認識し、裁判官及び検察官の倫理について深く考え、その理解を深める。
到達目標	法曹倫理とは、あらゆる法曹実務家が常に自覚し自らを律しなければならない、法曹としての社会的役割・使命に基づく行動規範を学ぶ基本科目である。したがって、授業では、この科目の「共通的な到達目標モデル」に準拠し、以下を到達目標とする。 ・法曹倫理の意義・重要性の認識 ・豊富な事例検討とディスカッションを通じて、法曹倫理の基本理念に立ち返って 自らの行動を律することのできるような規範意識の獲得 ・法曹倫理を高めるシステムの構築
教科書	塚原英治ほか編著『法曹の倫理と責任』第2版（現代人文社、2007年）
参考書・参考資料	日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編著『注釈弁護士倫理』（有斐閣、1995年） 日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法 第3版』（弘文堂、2003年） 日本弁護士連合会『事例集弁護士倫理』 日本弁護士連合会『解説弁護士職務基本規程 第3版』
成績評価方法	授業参加度100%で、可否を評価する（PF方式）。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	法曹倫理を学ぶ意義	社会の中で実践される各法曹の仕事の内容とその役割について講義をするとともに、なぜ法曹に倫理が重要とされているのかについて、問題を提起し、ディスカッションを通して理解を深めます。 弁護士法職務規程をはじめとする法源についても学習します。	教科書の p. 3～p. 11 を読んでおくことが必要です。
2	弁護士自治、綱紀・懲戒制度、弁護士の公共的責任	弁護士自治の概念、意義、役割、機能及び弁護士自治を維持するための各種制度とりわけ綱紀・懲戒制度について学習します。 他の士業との比較の中で弁護士会に自治が認められている意味を双方向・多方向でのディスカッションの中で考えてもらいます。	教科書の p. 12～p. 23、p. 403～p. 438 を読んでおくことが必要です。
3	法律事務の独占と競争、受任・辞任と事件	法律事務独占について、その理念や制度を深く理解するとともに、非弁事例や非弁提携問題について、事例を通して検討し、事前の予防策や事後の再発防止策についても考え	教科書の p. 325～p. 355 を読み、p. 342 の設例6について考えておくこと、教科書の p. 25～p. 40、p. 55～p. 57 を読み、p. 26

	処理の倫理	ます。 弁護士の受任・辞任について学習します。弁護士の受任の諾否について、医師の応招義務との関連で検討します。	の設例1、p.37の設例3、p.55の設例8を考えておくことが必要です。
4	事件処理の倫理、利益相反と調整	弁護士の受任中・裁判外の処理における倫理について学習します。弁護士には様々な規範が課せられていることを学ぶとともに、事例検討を通して規範の意義と、規範に含まれる難しさを考えます。 また、利益相反の概念、規範について、正確に理解するとともに、具体的な場面で理論的に思考できるように、複数の設例を通して考え、理解を深めます。	教科書のp.41～p.54を読み、p.48の設例6、設例7について考えておくこと、教科書のp.59～p.65を読み、p.61の設例1、設例2を考えておくことが必要です。
5	利益相反と調整	引き続き、利益相反の概念、規範について、具体的な場面で理論的に思考できるように、複数の設例を通して、双方のディスカッションの中で、考え、理解を深めます。また、複数当事者の利害調整という行為の問題点についても検討します。	教科書のp.66～p.92を読み、p.66の設例4、p.67の設例5、P.69の設例7、P.84の設例10を考えておくことが必要です。
6	守秘義務	守秘義務の根拠、範囲、解除事由などについて、学習します。設例を通して検討することにより、守秘義務をめぐる悩みを共有し、理解を深めます。	教科書のp.93～p.127を読み、p.94の設例1、p.111の設例6を考えておくことが必要です。
7	誠実義務・真実義務	誠実義務と真実義務について学習します。誠実義務と真実義務の内容について理解するとともに、いくつかの設例を通して、それぞれの課題や、誠実義務と真実義務のぶつかり合いについても検討し、理解を深めます。	教科書のp.129～p.158を読み、p.130の設例1とp.138の設例3、p.151の設例5を考えておくことが必要です。
8	相談・助言、調査及び交渉における倫理	法律相談や交渉に関する倫理を学習します。法律相談における助言の方法などの問題について、設例を通して検討します。	教科書のp.159～p.180を読み、p.163の設例3、p.171の設例6を考えておくことが必要です。
9	報酬及び依頼者との金銭関係	弁護士の報酬と依頼者との金銭関係にかかわる倫理について学習します。報酬の定め方や、依頼者への説明等について、設例を通して検討するほか、不祥事の実例を通して、弁護士の金銭に関わる課題を知り、不祥事を予防するためのシステムについても検討します。	教科書のp.181～p.217を読み、p.191の設例1、p.212の設例6を考えておくことが必要です。
10	他の弁護士及び相手方との関係における規律	他の弁護士や相手方との間の規律等について学習します。同僚の倫理違反を知った時どう対応すべきか、どういう場合に誹謗・中傷になるのか、相手方との交渉の際の心構えなどについて、設例を通して検討します。	教科書のp.219～p.236を読み、p.220の設例1、p.227の設例2、p.231の設例3を考えておくことが必要です。
11	刑事弁護の倫理(1)	刑事弁護をする際の弁護士倫理(誠実義務、真実義務等)について学習します。刑事弁護の本質からくる倫理を理解した上で、刑事弁護人の深い悩みを共感できるよう、弁護人としての倫理について、設例をもとに検討します。	教科書のp.237～p.294を読み、p.247の設例2、p.250の設例3について考えておくことが必要です。
12	刑事弁護の倫理(2)、弁護士の営業活動の限界。	引き続き、刑事弁護をする際の倫理として、国選弁護人、被害者・第三者との関係を中心に学習します。事例を通して、弁護人としての課題を検討します。 また、弁護士の広告活動などに関する倫理についても学びます。時代の流れとともに変化してきているこの分野について、多様な視点で検討します。	教科書のp.268の設例6について考えておくことが必要です。 教科書のp.297～p.323までを読み、p.307の設例2と設例3について考えておくことが必要です。
13	組織内弁護士の諸問題、共同事務所の弁護士間の諸問題	組織内弁護士の倫理について学習します。企業内弁護士の独立性や存在意義等について、設例を通して検討します。 また、共同事務所における弁護士相互の関係にかかわる倫理について学習します。共同事務所における弁護士相互の関係に関し、設例を通して理解を深めます。	教科書のp.357～p.401を読み、p.367の設例2、p.373の設例3、p.392の設例3と発展問題について考えておくことが必要です。
14	検察官の倫理	検察官の地位と役割、倫理、責任等をはじめとする倫理について、考えます。 検察官をゲストスピーカーに招いて、体験談を踏まえて、検察官の倫理について学びます。	教科書のp.441～p.468に目を通すとともに事前に配布される印刷物を読み、予め指定された設例について考えておくことが必要です。
15	裁判官の倫理	裁判官の地位と役割、倫理、責任等をはじめとする倫理について、考えます。 裁判官をゲストスピーカーに招いて、体験談を踏まえて、裁判官の倫理について学びます。	教科書のp.469～p.512に目を通すとともに事前に配布される印刷物を読み、予め指定された設例について考えておくことが必要です。

講義名：55173 紛争解決（ロイヤリング）

〔講義基本情報〕

教員：	久世 表士・北川 ひろみ	対象年次：	3
その他の教員：		開講時限：	水1 水2
科目種別：	実務基礎科目	単位数：	2
開講時期：	秋隔週	必修の有無：	選択

講義概要

講義概要	法曹実務家とりわけ弁護士が身につけておかなければならない、面接、交渉、報告、合意文書の作成等の様々な技能の習得をめざします。弁護士の仕事は法律相談に始まって法律相談に終わるといわれることがあります。依頼者や関係者から適切なヒアリングを行うことは弁護士として重要な技能です。依頼者には、個人、法人など様々な層があります。それぞれ法律問題を抱えているわけですが、弁護士に求めるものは必ずしも同じではありません。特に個人の依頼者に対する法律相談には、カウンセリングマインドが特に重要となってきます。さりげない一言がせっかく築いた信頼関係を壊してしまうこともあります。弁護士の仕事は依頼者との関係だけではありません。相手方との面談・交渉も必要となってきます。講義では弁護士として身につけておくべき技能、聴く、話す、読む、調べる、書くといった弁護士に必要な技能を実践的に学んで行きたいと思えます。
到達目標	実務基礎科目群の中の一つの科目として、法曹実務家とりわけ弁護士に必要な諸々の基本的技能とマインドの習得を目標とします。
教科書	名古屋ロイヤリング研究会編『ロイヤリング講義』第2版(民事法研究会、2009年)
参考書・参考資料	上記教科書の中にテーマごとの参照資料が記載されています。
成績評価方法	この科目の中で学んだ基本的技能の基礎の習得の度合いを基準とします。評価方法としては、ロールプレイや文書作成等を通して可否を判定します。PF方式で評価する。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ロイヤリングの概念と意義	ロイヤリングの概念とそれを法科大学院で学習する意義を考え、授業の進め方等について話をします。「自分が依頼者ならどういう弁護士に頼みたいか」を考えることから、弁護士業務をする上で大切な要素を共通認識とします。	予めテキストの p. 2～p. 35 を読んでくることが求められます。
2	個人の依頼者と面談の技術 (1)	初回面談の大切さについて考え、カウンセリングマインドの大切さについても学習します。また初回面談の例をビデオ教材で学びます。	予めテキストの p. 38～p. 64 を読んでくることが求められます。
3	個人の依頼者との面談技術 (2) 一面談の実践	教員が相談者となって、受講生が弁護士役で模擬法律相談を行います。模擬法律相談実施後、法律相談の内容について参加者で議論します。	予めテキストの p. 38～p. 64 を読んでくることが求められます。
4	個人の依頼者からの依頼のを受ける際の注意点	個人に依頼者から依頼を受ける場合にどのような点に配慮し、注意しなければならないかを考えます。また、紛争解決手段や解決機関をどう選択するかについても考えます。受任契約の内容についても検討します。	テキストの p. 65～p. 78, p. 141～p. 167 を読んでくることが求められます。
5	法人依頼者との面談技術 (1)	法人依頼者との面談において重要なことは何かについて学びます。また、模擬法律相談を行います。	必要に応じて資料等を配布します。
6	法人依頼者との面談技術 (2) と依頼を受ける際の注意	模擬法律相談の相談内容について参加者で議論します。また、受任の際に配慮し、注意しなければならないかを検討します。紛争解決手段や解決機関をどう選択するかについても検討します。	必要に応じて資料等を配布します。
7	法人依頼者からの相談技術 (2)	前回に引き続き、法人依頼者の模擬相談を実施します。	必要に応じて資料等はいふします。
8	受任の際の注意点 (受任契約書)	受任の際の注意点を受任契約書の記載をもとに具体例を交えて学びます。	必要に応じて資料等を配布します。
9	紛争解決手段	紛争解決手段としては、相対交渉、調停、訴訟、ADR など様々なものがあります。それぞれの特色を検討してみたいと思えます。	テキストの p. 141～p. 166 を読んでくることが必要です。
10	交渉の基本技術 (その	交渉の基本を実践的に学びます。模擬事例に基づいて交	テキストの p. 168～を読んでくることが

	1)	交渉を体験をします。	が必要です。
11	交渉の基本技術（その2）	交渉の基本を模擬体験的に学習します。予め用意された事例教材を使用し、グループに分かれて交渉を体験します。	テキストの p. 168～を読んでおく必要があります。
12	合意文書の作成	交渉の結果合意した内容を文書にまとめることの重要性和その際のポイントを学習します。交渉した事案に関し合意文書の作成を試みます。	テキストの p. 221～p. 250 を読んでおく必要があります。
13	依頼者への説明・報告	依頼者への説明・報告の重要性と、その際のポイントを学習します。依頼者への説明・報告の大切さを考えます。	テキストの p. 285～p. 299 を読んでおく必要があります。
14	委任終了後の措置	委任終了後の報酬請求、記録の返還等について学習します。報酬金の算定・受領、記録の返還等について事例を基に考えます。	テキストの p. 300～p. 312 を読んでおく必要があります。
15	まとめ	プロフェッションとしても弁護士に必要なことは何かを考えます。	レジュメ等を配布します。

講義名：55175 法務エクスターンシップ

[講義基本情報]

教員:	北川 ひろみ	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義及び実習形式で行われます。 既に学んだ法律上の知識や実務上の基礎的スキルを踏まえ、それらが実務の場でどのように機能しているかを学ぶべく一定期間法律事務所において実務研修を行います。 「南山大学大学院法務研究科実務指導弁護士」を委嘱し、標準修業コースの2年次（既修者コースの1年次）の2～3月に学生各自2週間の期間、法律事務所において実務指導弁護士の指導を受けます。派遣前に、学生には実務家教員から守秘義務等について十分説明の上誓約書を提出してもらいます。実務指導弁護士に対しては研修の中で取り扱うことが望まれる実務研修の内容と方法を示したガイドラインを提供します。研修期間中、学生は毎日研修日誌をつけその日に何を学んだかを記すと共に、期間終了後には総括レポートを提出し、振り返ります。
到達目標	以下の点を到達目標とします。 ・学生が学んだ法律上の基礎知識が実務の場でどのように機能しているかについて理解と認識を深めること ・実社会における法曹の役割・責任についての認識と思考 ・守秘義務をはじめとする法曹の倫理やあるべき姿についての認識 ・法曹に必要とされる幅広い能力の認識 ・学習と法曹志望の動機付けの獲得
教科書	特に指定しません。（なお「法曹倫理」や「ロイヤリング」「法情報調査」とも関連づけて学ぶことが必要です。）
参考書・参考資料	名古屋ロイヤリング研究会編「ロイヤリング講義」第2版（民事法研究会、2009年）、日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著「解説弁護士職務基本規程（第3版）」（2017年）
成績評価方法	授業参加度20%、実務研修参加度80%で可否を評価します。PF方式で評価します。
履修条件	・履修届をしたすべての学生が受講できるわけではありません。すなわち、学習態度あるいは成績が不良な学生等は、派遣されないことがあります。 ・そこで、履修届を提出する前、すなわち2年生（既修1年）の6月頃に、指導教員の所見が記された申込書を提出してもらい、春学期中に事前審査を行う予定です。 ・なお、派遣先との関係上、その年度に履修できる学生は最大で20名までです。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	エクスターンシップの具体的方法、内容、到達目標ならびに弁護士及び法律事務所の日常業務の概要について説明します。 エクスターンシップにおける各自の目標について考えてもらいます。	弁護士の業務案内パンフレット等を学習しておくことが望まれます。
2	法律事務所における業務の概要、弁護士業務の概要、弁護士倫理	実習に備え、弁護士及び法律事務所の日常業務の概要について説明します。 依頼者や事務職員との関係や対応について、考えてもらいます。 特に依頼者への相談対応、ヒアリング・証拠収集方法、受任の方法など依頼者とのやりとりで注意すべきことを学びます。裁判所とのやり取りについても学びます。また、文献調査の方法にも触れます。 弁護士倫理の概要を説明します。	弁護士の守秘義務について事前に学習しておくことが必要です。
3	弁護士倫理	実習に備え、弁護士の使命や役割を再認識するとともに、守秘義務、誠実義務をはじめとする様々な弁護士の倫理（職務基本規程）について、事例も踏まえながら講義し、理解を深めます。また、法曹を目指す動機付けも確認します。	弁護士の誠実義務について事前に学習しておくことが必要です。

4	実習先での打ち合わせと確認	実習先に出向き2週間で学ぶべき具体的な内容と方法を打ち合わせると共に、守秘義務の重要性等を指導弁護士からも説明し、学生に誓約書を提出してもらいます。誓約書を具体的に作成することにより、自覚を高めるようにします。	研修日誌に記載すべき内容、書き方について検討をしておく必要があります。
5	実習	<p>各々の法律事務所において具体的に研修を受けます。必要な研修の内容については指導弁護士宛に文書で示すとともに、事前準備の過程で実務家教員と協働して個別に確定させます。</p> <p>必要な研修の内容の概要は以下の通りとします。</p> <p>① 聴き取り調査（事前に聴き取りの要点メモを作成し、聴き取り調査後は調査の要点を陳述書の形でまとめさせます）</p> <p>② 事案に関連する争点の明確化（事案の争点を明確に意識させます）</p> <p>③ 事案に関連する判例や文献の調査（判例、文献等を速やかに調査させます）</p> <p>④ 裏付けの証拠や登記簿謄本等の資料の収集（どのような証拠、資料が存在するか、それをどのように入手するか、実際にその一部を入手させます）</p> <p>⑤ 簡単な示談書や契約書の作成</p> <p>⑥ 民事・刑事の法廷傍聴（事案と争点についての理解と当日の手続上のポイントを踏まえ、それなりに準備に関わった上での傍聴）</p> <p>⑦ 弁護士会の委員会活動等の傍聴</p> <p>各実務指導弁護士の指導の下、可能な限り積極的に学習できるよう工夫します。</p>	<p>毎日研修ノートをつけ、学習した事柄を整理することが必要です。</p> <p>終了後速やかに担当者に総括レポートを提出する必要があります。</p>
6	同上	同上	同上
7	同上	同上	同上
8	同上	同上	同上
9	同上	同上	同上
10	同上	同上	同上
11	同上	同上	同上
12	同上	同上	同上
13	同上	同上	同上
14	同上	同上	同上
15	報告会	実務家教員、指導弁護士及び他の学生の前で、エクスターンシップに参加した学生が実習の成果について総括レポートを提出し報告します。研修ノートと総括レポートを基に成果について報告できるようにします。	各人の充実したエクスターンシップが報告会の内実を決定付けます。

講義名：55177 模擬裁判

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一・北川 ひろみ	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	民事の模擬裁判を事例をもとに体験してもらいます。裁判官役、原告役、被告役の各グループに適宜分かれた形で、民事訴訟に関する訴訟資料の作成、当事者尋問もしくは証人尋問を実施します。なお、弁護士2人の共同講義ですので、それぞれの個性や考えの違いが出るかもしれません。本年度は、夏期に集中して開講するので多くの院生が受講することを希望します。講義時間内で準備を進めます。
到達目標	これまで学んだ民法、民事訴訟法等の法律を実際の裁判実務でどのように生かすかを模擬体験し、民事訴訟手続について訴訟提起から判決までの流れ、交互尋問を体得することが目標です。将来実務修習に入った際に戸惑うことがないよう橋渡しをすることを目標とします。
教科書	特にありません。
参考書・参考資料	民事法演習、民事実務総合研究、民事実務演習で使用した教科書等を参考にしてください。
成績評価方法	模擬裁判中の発言や態度を50%、作成してもらう書面を50%として評価します。
履修条件	模擬裁判という講義の性格から、受講生が3名以下の場合には開講できないことがあります。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	(1日目午前) オリエンテーション・訴訟提起に向けての準備	今後の授業の進め方を説明します。 予め配布する資料に基づいて、原告グループ、被告グループ、裁判官グループに分かれて、訴訟手続に向けて準備します。 原告グループは訴状の作成、被告グループは陳述書の作成、裁判官グループは訴訟指揮を学習します。	特に準備はありません。
2	(1日目午前) 訴訟提起に向けての準備	同上	同上
3	(1日目午後) 第1回口頭弁論期日に向けて	原告グループは訴状を完成させ、陳述書の作成を準備します。被告グループは答弁書を作成します。裁判官グループは、訴訟指揮及び証人尋問の際の異議を学習します。	同上
4	(1日目午後) 第1回口頭弁論期日に向けて	原告グループは提出書証の検討及び証拠説明書を準備します。被告グループは答弁書を作成します。裁判官グループは、訴状及び答弁書をみて主張整理を行います。	同上
5	(2日目午前) 第1回口頭弁論期日に向けて	原告グループは答弁書に対応する反論の準備書面を準備します。被告グループは提出書証の検討及び証拠説明書を準備します。裁判官グループは、訴状及び答弁書をみて主張整理及び争点整理を行います。	同上
6	(2日目午前) 尋問の準備	原告グループと被告グループは人証のための尋問準備(主尋問・反対尋問)を行います。裁判官グループは、争点整理表及びブロックダイアグラムの作成、釈明事項の検討、判決書に必要な要証事実を検討します。	同上
7	(2日目午後) 尋問の準備	同上	同上
8	(2日目午後) 尋問の準備	同上	同上
9	(3日目午前) 尋問の準備	同上	同上

10	(3日目午前) 第1回口頭弁論期日・ 第2回口頭弁論	模擬法廷で第1回口頭弁論期日を実施します。各当事者は提出した訴訟資料の陳述します。裁判官グループは、釈明権を行使します。証人採用決定まで行います。 模擬法廷で第2回口頭弁論期日(原告本人尋問)を実施します。	同上
11	(3日目午後) 第2回口頭弁論期日	模擬法廷で第2回口頭弁論期日(原告本人尋問)を実施します。	同上
12	(3日目午後) 第2回口頭弁論期日	模擬法廷で第2回口頭弁論期日(原告本人尋問)を実施します。講評・意見交換を行います。	同上
13	(4日目午前) 第3回口頭弁論・和解	被告本人尋問を実施します。 裁判官グループは和解勧誘し、和解協議を実施します。	同上
14	(4日目午前) 判決に向けて	裁判官グループは判決を作成します。	同上
15	(4日目午前)判決・総括	裁判官グループは判決を作成します。原告グループ及び被告グループは尋問結果について意見交換をします。判決言渡後、全体の講評を行い、意見交換及び模擬裁判の感想を述べてもらいます。	同上

講義名：55151 法と人間の尊厳（歴史の視点）

[講義基本情報]

教員:	田中 実	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	木 4
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>法は、宗教や哲学など他の領域に委ねることのできない自立した領域で「人間の尊厳」を実現する役割を担うものです。古代ローマは、人間にとって有用なものとしての財貨の帰属をめぐる紛争を解決するにあたって、例えば多数決原理などを採用する議会とは距離をおき、ローマ市民に独特な自由の観念を基盤に、論拠を限定しつつも開かれた議論を許容する法制度の構築に成功しました。そこで作られた概念、議論の枠組、法制度は今日でも、諸国の、そして西欧法を継受した我国の法律学の基盤をなしています。</p> <p>法の専門家の多くが、財産をめぐる真摯な紛争解決をめぐり発達させたこの知的な遺産の素養を持たず、超越的な価値を直接に援用し感情的な議論を常とするようになることは、人間の尊厳にとって好ましいこととは言えません。わが国では、大陸法系の国でありながら法学部でもローマ法を学ぶ機会が必修科目として設定されていませんから、この講義では初学者を念頭に、総論としてローマ法の意義やその基本構造、歴史的展開を説明し、各論として相続法を含む広い意味での民法財産法のいくつかの制度を的を絞って解説します。なお歴史的に学んだ概念から検討する価値のある興味深い判例の検討も若干組み入れる予定です。</p> <p>授業は基本的には講義形式で行いますが、現行法制度や判例学説の解説を求めることがあります。</p>
到達目標	<p>各国の法制度の共通文法ともいえるローマ法の基本的な知識を得て、現行法制度がいかに豊かな歴史的伝統のもとで作られているかの認識を深める、と同時に、今日の日本の法や法律学において、ひいては社会において用いられる概念、発想、立論を批判的に検討する能力を養うことを目標とします。</p>
教科書	<p>ありません。 担当者が作成した資料を配布します。</p>
参考書・参考資料	<p>参考文献として、ウルリッヒ・マンテ著（田中実/瀧澤栄治訳）『ローマ法の歴史』（ミネルヴァ書房）、ゲオルク・クリンゲンバルク著（瀧澤栄治訳）『ローマ債権法講義』『ローマ物権法講義』（大学教育出版）、原田慶吉著『ローマ法—改訂—』有斐閣、木庭頭『ローマ法案内』『新版ローマ法案内』（羽鳥書店）、木庭頭『笑うケースメソッド現代日本民法の基礎を問う』原田慶吉著『日本民法典の史的素描』創文社、前田達明『口述債権法法総論』成文堂を挙げておきます。他にドイツ、フランス、イタリアで出版されたローマ法の教科書の抜粋（担当者の邦訳）や邦語の雑誌論文を配布します。</p>
成績評価方法	<p>筆記試験（70%）。授業における個別報告および発言による授業参加度（30%）。</p>
履修条件	<p>参加者の関心等を勘案して、授業計画にないテーマを加えることもあります。</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	イントロダクション	<p>古代ローマ法および『ローマ法大全』の基本事項を解説し、中世イタリアのローマ法大全に対する註釈などを紹介し、中世・近代におけるローマ法及びローマ法学の意義を説明します。</p>	<p>ヨーロッパ史の整理</p>
2	ローマの社会構造	<p>ローマの歴史的発展と社会および家構造を解説します。</p>	<p>善管注意義務の整理</p>
3	ローマの裁判制度	<p>ローマの訴訟制度の変遷と代表的な裁判制度を解説し、法と弁論術、法と裁判制度の意味を考えます。</p>	<p>訴訟制度の整理</p>
4	ローマの法人概念	<p>ローマの社団法人、財団法人概念を説明します。</p>	<p>近代の法人概念の整理</p>
5	特有財産制度	<p>家父権に服する奴隷や家息と契約を締結した相手方がいかに保護されてきたかを解説し、ローマの奴隷制社会の制度的枠組みを習得し、今日の代理制度や有限責任の考え方を理解する視座を与えます。</p>	<p>近代代理制度の整理</p>
6	ローマの所有権および中世・近代の所有権論	<p>ローマ法に由来するとされてきた絶対的所有権の基本的な構造を学びます。さらに、大陸とイングランドを視野に、封建制度と所有権の法学的把握を解説します。</p>	<p>所有権のイデオロギー批判の検討および封建社会と近代社会の基盤の理解</p>
7	ローマの占有	<p>難解な占有制度の鍵概念をローマの特示命令の構造から解説します。</p>	<p>占有をめぐる判例の検討</p>

8	債権総論から	受講者の関心等を勘案して弁済や相殺といった債権総論のテーマからローマ法の解説をします。	債権総論の議論の整理
9	物権と債権、合意と契約、法律行為としての契約	物権と対比された債権概念を考察した後、ローマの契約訴権と近世の議論を解説し、日本の法律行為論との違いを浮き彫りにします。	法律行為概念の整理
10	典型契約の洗練	誠意契約としての売買を解説します。	売買法の様々な議論の整理
11	典型契約の洗練	売買以外の典型契約を解説します。	売買以外の契約法の整理
12	非典型契約の救済	前書訴権による非典型契約の救済を解説します。	契約の性質決定論の整理
13	ローマの不法行為法と罰訴権の展開	ローマの不法行為法と、近世ドイツの法学者による批判を解説します。	不法行為法の整理
14	ローマの遺言制度	相続人指定と遺贈を峻別し、さらに信託遺贈制度を発達させたローマの遺言制度を解説します。	相続法の各論の整理
15	ローマの執行法およびまとめ	ローマの執行法につき簡潔に解説した後、講義のまとめを行い、ローマ法から、解釈手法の問題に言及します。	

講義名：55155 法と人間の尊厳（哲学の視点）

[講義基本情報]

教員:	服部 寛	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	金 3
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>この授業は双方向形式で行われます。「人間の尊厳」は、今日、とりわけ西洋法文化圏において、法秩序の頂点に位置づけられているとすることができます。「人間の尊厳」の重要性は広く承認されていますが、その概念が意味するところについては、(法学上)諸説に分かれてもいます。その背景には、この概念に関する思想史上の議論の展開が存在しており、歴史によって異なった意味内容を有していたことがあります。また、日本(国憲)法においては、正確に言えば、「人間の尊厳」という文言は存在していません。「個人の尊重」・「個人の尊厳」といった日本法上の関連する概念と、ほかならぬ「人間の尊厳」との関係についても、慎重な議論が行われてきています。</p> <p>この講義では、前半部分では、今日の(西洋)法秩序における「人間の尊厳」の位置付けと理解(および見解の相違)を理解するために、歴史的側面を扱います。具体的には、法思想史の重要な諸見解に関して、それらの基本的なポイントを瞥見しながら、それらと「人間の尊厳」の思想史上の位置付けとを交錯させます。ここでは、法哲学(及び法思想史)の分野における基本的な問題についても意識する予定です。講義の後半部分では、ドイツ(の法哲学・憲法学)における「人間の尊厳」に関する議論を意識しながらも、日本(法)において同概念に相当するものと言える「個人の尊重(尊厳)」との関係および相違について扱い、その上で、主に法哲学的観点から、(日本の)実定法における「人間の尊厳」に関する諸問題・諸議論を扱います。授業の終盤では、科学技術の進展や社会の大きな変化に伴う、同概念に関する難問についても触れる予定です。</p>
到達目標	<p>1. 「人間の尊厳」概念の(法)思想史的展開を理解している。</p> <p>2. 日本の法秩序における「人間の尊厳」概念および関連する諸概念の位置付けについて理解している。</p>
教科書	<p>特に指定しません。なお、本講義の内容(とりわけ西洋・ドイツにおける「人間の尊厳」に関する部分)につきましては、Dietmar von der Pfordten, Menschenwürde, 2016に大きく依拠していることを申し添えておきます(同書を購入する必要はありません)。ドイツ語の文献ですが、関心のある方は、同文献を参照しつつ講義を受けてもらえると、人間の尊厳に関してより深く学ぶことができます。</p>
参考書・参考資料	<p>第1回目の授業時に一般的な参考文献を紹介し、その他、各回で主に使う参考文献や資料は、その前の回で配付します。</p>
成績評価方法	<p>定期試験(筆記試験) 100%により評価します。</p>
履修条件	<p>特にありません。</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	イントロダクション ——「人間の尊厳」概念の歴史と(今日的)諸問題の概観	<p>この講義の全体の内容を鳥瞰します。とりわけ、前半部分で扱う、歴史に関する部分について概説します。その際に、「人間の尊厳」概念の内実や、関連諸概念に関する議論についても、簡単に整理しておきます。</p>	<p>第1回で配付する予定の文献(「人間の尊厳」論に関する最近の文献、および古代の法思想に関する文献)を、次回までに読んできて下さい。</p>
2	法と「人間の尊厳」の歴史①: 古代(ギリシア、ローマ)	<p>「尊厳」の概念の原語であるラテン語の「dignitas」は、古代ローマに由来すると言われていています。この古代ローマにおける「dignitas」概念について、哲学者・キケロの見解を中心に見ていきます。他方で、西洋思想の源流の一つであるギリシア哲学・思想においてはどうかであったかについても、プラトン、アリストテレスといった思想家の見解のポイントを扱いつつ(とりわけ彼らの人間像)、総じて、古代の「尊厳」概念の出发点をまとめます。本講義のもう一つの重要なキー概念である「法」についても、古代のギリシア・ローマにおける法思想・法制度の展開について一瞥しておきます。</p>	<p>古代の法思想に関して配付する予定の文献を予習として読んできて下さい。</p>
3	法と「人間の尊厳」の歴史②: 中世キリス	<p>古代における「dignitas」概念の展開を受けて、中世のキリスト教では、人間の魂(Seele, 精神)として「尊</p>	<p>中世とルネッサンスの法・人間の尊厳に関して配付する予定の文献を、次回までに読</p>

	ト教〜ルネサンス	厳」が理解されるに至ります。そして、ルネサンスにおいて、人間それ自体への関心の高まりの中で、「人間の尊厳」概念が新しい展開を迎えます。この回では、キケロ以降の、キリスト教の神学者たちにおける「dignitas」概念の理解の展開（とりわけ、トマス・アクィナスの見解に注目する予定です）と、イタリア・ルネサンスにおける諸見解についても概説します。「法」については、トマス・アクィナスの見解に論及します。	んできて下さい。
4	法と「人間の尊厳」の歴史③：啓蒙期の思想家（特に自然法論者）における展開	啓蒙期の思想家においては、人権の基礎となる「自然権」が理論的に基礎付けられるのに対して、「(人間の)尊厳」概念は背景に退くと言われています。この点について、社会契約論者の諸見解につき、法思想史上のポイントを確認すると共に、彼らの見解における「尊厳」概念（への言及の頻度の低さ或いは無さ）について簡単に述べます。「尊厳」概念にとって重要な思想家として、プーフENDORFとカントの見解について立ち入る予定です。	啓蒙期の法思想家に関して配付する予定の文献を読んできて下さい。
5	法と「人間の尊厳」の歴史④：憲法・国際法における展開	18世紀末から、人間の尊厳に対して批判的な見解が見受けられます。これら（功利主義、ショーペンハウエル、ニーチェ）にも一瞥しますが、より重要なことは、19世紀に入り唱えられた社会主義の運動の中から出てきた、尊厳に関する経済的な条件を重視する見解です（例：ラッサール）。これにも目を向けます。併せて、近代の諸憲法のうち、第2次世界大戦の終戦の1945年までのものにつき、人間の尊厳がどう扱われてきたのかについて、扱います（フランス人権宣言、ワイマル憲法など）。さらには、戦後の国際社会における「人間の尊厳」の広がりについても、国連憲章や世界人権宣言、さらにはヨーロッパ人権条約などに一瞥します。	この回で扱う予定の、近代以降の諸憲法や諸条約に、目を通しておいて下さい。
6	法と「人間の尊厳」の歴史⑤：「人間の尊厳」の時代へ——ナチズムへの反省	「人間の尊厳」概念がクローズアップされる歴史上の大きな契機は、ナチズムにおけるホロコーストと、戦後におけるその反省、そして旧西ドイツのボン基本法において規定されたことにあると言えます（例：同第1条第1項「人間の尊厳は不可侵である。」）。この回では、ドイツのナチ期～戦後までの歴史の流れに沿って、人間の尊厳概念が法的に注目されるに至る経緯を扱います。	配付予定の、ナチ期におけるいわば反・人間の尊厳的な法律や、ボン基本法に関する文献を、次回までに読んできて下さい。
7	小括：今日における「法」と「人間の尊厳」——ドイツ	この回では、講義全体の前半部分のまとめとして、とりわけ「人間の尊厳」概念の内実の展開を整理すると共に、ドイツ（の憲法学）における「人間の尊厳」に関する諸問題を、次回以降で扱う日本の状況との対比として、紹介的に扱います。	関連する文献を配付予定です。
8	日本の法秩序における「人間の尊厳」・総論——「個人の尊重（尊厳）」との関連	今回からは、日本の法秩序に目を向けます。ドイツとは異なり、日本では、憲法上、「人間の尊厳」という用語がありません。これに相当するものとして、第13条に「個人の尊重」が、第25条（民法第2条にも）に「個人の尊厳」という用語があります。これらの相違に関する法哲学上・憲法学上の議論について取り扱います。日本法における関連概念（生命の尊厳、人の尊厳など）についても整理しておきます。	関連する文献を配布予定です。
9	「人間の尊厳」と「人権」——両者の関係	実は、日本に限らず、「人間の尊厳」と「人権」との関係が、(比較的)近年になってから、大きな論点として浮上ってきております。ここでは、いわゆる wrongful life・wrongful birthの問題に関する諸国の議論（一例としてフランスのペリュシュ判決をめぐる）を扱います。本講義の前半部分で扱った、法思想史上の、両概念の展開についても復習する予定です。	ペリュシュ判決などについての論文を配付します。予習として読んでおいて下さい。また、第2回～第6回までのレジュメや配付した文献についても復習をしておいて下さい。
10	「人間の尊厳」の始期と法	この回では、人間の始期に関する諸問題について扱います。言い換えれば、「人間の尊厳」の享有主体につき、	関連する文献を配付予定です。第9回で扱う話を復習するとともに、各自で、医事法

	人間の始期の観点から、どの時点でそれが認められるのか、という問題です。生命の誕生に関わる医療技術の進展に伴い、複雑かつ深い、生命それ自体に関する問題が活発に論じられつつあります。遺伝子やクローンに関する問題についてもここで簡単に触れる予定です。	や生命倫理の分野における文献やニュースなどについて注目して下さい。
11 「人間の尊厳」——あるいは尊厳ある(人)生——にとって必要なものは何か①	人間の始期・終期といった局面ではなく、(既にこの生きている)我々の日常の暮らしにおいても、「人間の尊厳」は重要な役割をなしているはずですが。第11回と第12回では、いわば「人間の尊厳」の日常的な意義について扱います。この意義について、まず、「《人間の尊厳》の名の下にどこまでの行為が許されるのか」ということ換言すれば、自己決定の限界という観点から、「尊厳ある(人)生」について、考えてみます。	憲法学における自己決定権をめぐる議論について、予復習をしておいて下さい。
12 「人間の尊厳」——あるいは尊厳ある(人)生——にとって必要なものは何か②	引き続き「人間の尊厳」の日常的な意義について扱います。この回では、「人々に「人間の尊厳」として認められなければならないものは何か」という観点から、「尊厳ある(人)生」について、考えてみます。この回のキーワードは、「人間の生(存)の条件」です。	配付予定の、遠藤比呂通論文を読んでおいて下さい。
13 「人間の尊厳」の終期と法——安楽死・尊厳死	人間の終期である「死」に関しても、尊厳の問題が古くから議論されてきました。尊厳死の問題がそれです。尊厳死や安楽死といった難問について、生命倫理やケア論の知見を交えつつ、皆さんと考えます。	尊厳死・安楽死に関する判例や、ケア論に関する文献を配付予定です。予習として読んでおいて下さい。
14 法学方法論と「人間の尊厳」:利益衡量の価値基準としての「人間の尊厳」(?)	この回では、法哲学の一領域である法学方法論の観点から、「人間の尊厳」に関する議論を扱います。キーワードは《利益衡量(論)》です。裁判官が判決を下す際に第一の拠り所となるべき法律(制定法)の形成のあり方(利益対立を基とする説明など)、裁判官自らが法律から離れて自らが利益衡量を行うという局面につき、法学方法論に関する歴史的展開や諸説を瞥見した上で、利益衡量(論)の難点とされる基準(の有無)の問題について、「人間の尊厳」を据える見解(伊藤滋夫説)について取り上げます。	伊藤滋夫論文を配付予定です。予習しておいて下さい。
15 まとめ:「法」と「人間の尊厳」	最後の回では、これまで扱った内容について概括します。併せて、法が属する《当為(および価値)》の領域と、それと区別される《存在(事実)》の領域の間で、「人間の尊厳」をどのように考えていけばよいか(あるいは上記の領域の二分法自体について)、法哲学的観点から検討を行う予定です。	これまで扱った授業の内容や配付した文献を復習しておいて下さい。

講義名：55157 法と人間の尊厳（生命と法）

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	木1
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	生命に対する人為的介入が問題になる事案を題材として、人間の尊厳を最大限に実現するための法的扱いの在り方を考察します。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。また、グループごとに最適な解決策のあり方を話し合い、報告をしてもらいます。 グループによる見解のまとめと報告を予定しているが、受講者数に応じて、個人での検討と報告になる可能性がある。
到達目標	生命と法との関係、さらには具体的な場面における人間の尊厳の実現方法について、社会的に説得力のある見解を構築する力を養成することを目標とします。
教科書	指定しません。
参考書・参考資料	必要に応じて紹介します。なお、各テーマを議論する際に、担当者が事前にブリーフィングを行います。
成績評価方法	授業参加度（30%）および定期試験（70%）の合計により評価します。
履修条件	特にありません。ただ、自分の見解だけにこだわったり、他人の意見に「聞く耳」を持たない傾向のある人は不向きです。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	生命と法と人間の尊厳	人間の尊厳という観点から、生命と法の関係について、一般的な講義を行います。	特にありません。できれば、各テーマについて、一般的な文献等を読むことが望ましい。
2	人工授精・体外受精と人間の尊厳	テーマについて、グループごとの話し合い（または個人での検討）を軸として見解を構築します。	同上。
3	同上	グループ（または個人）報告を前提として、全員でのディベートにより、よりよい解決策を考えます。	同上。
4	代理母と人間の尊厳	2回目と同じ。	同上。
5	同上	3回目と同じ。	同上。
6	クローン技術と人間の尊厳	2回目と同じ。	同上。
7	同上	3回目と同じ。	同上。
8	安楽死と人間の尊厳	2回目と同じ。	同上。
9	同上	3回目と同じ。	同上。
10	尊厳死と人間の尊厳	2回目と同じ。	同上。
11	同上	3回目と同じ。	同上。
12	臓器移植と人間の尊厳	2回目と同じ。	同上。
13	同上	3回目と同じ。	同上。
14	死刑と人間の尊厳	2回目と同じ。	同上。
15	同上	3回目と同じ。	同上。

講義名：55159 法と人間の尊厳（犯罪被害者と法）

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫・岡田 悦典・水留 正流	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	金 3
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	刑事政策を前提として、刑事法、とくに刑事訴訟法および少年法における犯罪被害者の地位を明らかにすることによって、犯罪被害者のおかれた現状について、法曹としてもつべき知識・理解を高めることが科目の趣旨です。なお、授業は、オムニバスによる講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。
到達目標	犯罪被害者保護・援護に関する現行法および施策について十分な知識・理解を深めることを目標とします。
教科書	指定しません。
参考書・参考資料	適宜、指示または配付します。
成績評価方法	定期試験（100％）により評価します。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	犯罪被害者 (水留)	統計からみる犯罪被害者、刑事司法における犯罪被害者の地位の変遷、被害者学の成立とその後の展開（犯罪原因論から被害者支援へ）	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。
2	現在の犯罪被害者保護（概論） (水留)	犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等基本法、犯罪被害者のニーズはどこにあるか	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。
3	犯罪被害者と受刑者処遇・更生保護と被害者 (水留)	犯罪行為者処遇制度の全体像とそこにおける犯罪被害者の位置づけ、犯罪被害者と受刑者処遇、更生保護における犯罪被害者の保護	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。
4	性犯罪、告訴と犯罪被害者 (水留)	性犯罪規定の解釈論と立法論、性犯罪と告訴、被害者等連絡制度	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。
5	親密な関係における暴力・虐待とそれへの対応 (水留)	ストーカー対策、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。
6	捜査・公訴と被害者 (岡田)	告訴、公訴時効、訴追の形態、起訴猶予、被害者通知制度、検察審査会、付審判請求	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。
7	公判と被害者 (岡田)	刑事訴訟法の構造・理念と犯罪被害者、被害者参加制度	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。
8	証人保護と被害者 (岡田)	証人尋問制度の基本構造、被害者証人の保護（付添人、遮蔽措置、ビデオリンク方式）	あらかじめ示された参考文献等を読んでもめます。

9	被害者の援助 (岡田)	被害者の精神的支援と経済的支援—損害賠償命令制度・刑事和解・犯罪給付金制度・示談制度と被害者、量刑と被害者	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
10	被害者のプライバシーと刑事裁判 (岡田)	犯罪被害者のプライバシーと刑事裁判の公開原則、被害者特定事項の秘匿、被害者のプライバシーと訴因制度	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
11	少年法の特徴・特性と被害者問題 (総論) (丸山)	少年法の特徴(保護原理と侵害原理との調和)と被害者問題との関係	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
12	少年司法への被害者参加(1) (丸山)	少年司法における被害者の情報取得と同一性情報開示の禁止	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
13	少年司法への被害者参加(2) (丸山)	少年司法における被害者(遺族の)審判傍聴	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
14	少年司法への被害者参加(3) (丸山)	被害者参加による修復的司法の可能性	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
15	全体のまとめ (丸山)	可能であれば、実務家、被害者、被害者支援者による講演と対話。可能でない場合には、一定のテーマを設定したうえで、全体をまとめる形で議論を行う。	特にありません。

講義名：55191 労働法（個別紛争）

[講義基本情報]

教員:	緒方 桂子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、労働契約及びそこから導かれる労使の権利義務について学び、それらをめぐる法的紛争について考察します。講義は、受講生との質疑応答を中心に行います。
到達目標	(1) 法律の条文を読みこなし、正確に理解して適用することができる。 (2) 労働契約や労使の権利義務に関する法解釈及び法理論を正確に理解して、適用できる。 (3) 現実の問題となる事案について法的な考察を行い、立論することができる。 (4) 対話・説得能力を涵養する。
教科書	(1) 小畑史子・緒方桂子・竹内（奥野）寿『ストゥディア労働法 [第3版]』（有斐閣、2019年） ※2019年2月末ないし3月刊行予定です。最新の法改正に対応しています。 (2) 別冊ジュリスト『労働法判例百選・第9版』有斐閣
参考書・参考資料	この講義では、教科書に指定した『ストゥディア労働法』で全体像を鳥瞰し、その後、細かな論点を詰めていくことにしています。細かな論点には、上記教科書は対応していません。 そこで、以下の教科書のうちから、好みのものを選んで、手元に置いておいてください。 *菅野和夫『労働法 [第11版]』（弘文堂、2016年） *西谷敏『労働法 [第2版]』（日本評論社、2013年） *荒木尚志『労働法 [第3版]』（有斐閣、2016年） *水町勇一郎『労働法 [第6版]』（有斐閣、2016年）
成績評価方法	期末試験（100%）で評価します。
履修条件	
その他の注意	十分な予習が必要です。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	労働法の概観～労働条件の決定	*労働法の概観 *労働関係の当事者と基本的権利義務 *労働条件の決定 (指定テキスト Chapter 1-3)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジュメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
2	労働契約の成立～人事	*労働契約の成立 *人事 (指定テキスト Chapter 4-5)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジュメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
3	賃金	*賃金 (指定テキスト Chapter 6)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジュメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
4	労働時間・休憩・休日	*労働時間・休憩・休日 (指定テキスト Chapter 7)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジュメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
5	休暇・休業	*休暇・休業 (指定テキスト Chapter 8)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジュメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
6	労働契約の終了	*労働契約の終了 (指定テキスト Chapter 11)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジュメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
7	事例演習（1）	*労働条件の決定、就業規則	テキストの該当頁、百選18-21、22-25に目を通し、復習をしておいてください。
8	事例演習（2）	*労働契約の終了	テキストの該当頁、百選67-77に目を

			通し、復習をしておいてください。
9	事例演習（3）	*労働時間	テキストの該当頁、百選33-40に目を通し、復習をしておいてください。
10	事例演習（4）	*休暇・休業	テキストの該当頁、百選41-43に目を通し、復習をしておいてください。
11	事例演習（5）	*賃金	テキストの該当頁、百選29-32に目を通し、復習をしておいてください。
12	事例演習（6）	*人事	テキストの該当頁、百選59-63に目を通し、復習をしておいてください。
13	事例演習（7）	*懲戒	テキストの該当頁、百選51-56に目を通し、復習をしておいてください。
14	事例演習（8）	*労働契約上の権利・義務	テキストの該当頁、百選22-27に目を通し、復習をしておいてください。
15			

講義名：55193 労働法（集団紛争）

[講義基本情報]

教員:	柳澤 武	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、使用者と労働組合あるいは労働組合員である労働者との間で展開される集団的労使関係を、労働組合法を中心とした法制度及び学説・判例の蓄積によって組み立てられてきた法理論の両面から学びます。講義は、受講生との質疑応答を中心に行います。演習については、一回あたり2つ程度の設問を予定しています。
到達目標	(1) 法律の条文を読みこなし、正確に理解して適用することができる。 (2) 集団的労使関係に関する法解釈及び法理論を正確に理解して適用することができる。 (3) 現実に問題となる事案について法的な考察を行い、立論することができる。 (4) 演習によって答案作成能力を身につける。
教科書	(1) 野田進ほか『判例労働法入門』有斐閣 *2019年に出版予定の最新第6版を購入のこと (3) 水町勇一郎・緒方桂子『事例演習労働法・第3版』有斐閣 (3) 別冊ジュリスト『労働法判例百選・第9版』有斐閣
参考書・参考資料	この講義では、教科書に指定した『判例労働法入門』で全体像を鳥瞰し、その後、細かな論点を詰めていくことにしています。その後、『事例演習労働法 第3版』にて演習を行います。
成績評価方法	期末試験（100%）によって成績評価します。
履修条件	労働法（個別紛争）を事前に履修していることが望ましいです。
その他の注意	十分な予習が必要です。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	雇用平等	雇用平等法制について学びます。	テキストの該当箇所。
2	人格権	ハラスメントなどの問題について学びます。	テキストの該当箇所。
3	妊産婦、年少者	妊産婦や年少者への保護法制について学びます。	テキストの該当箇所。
4	企業変動	企業組織変動に伴う労働法上の問題について学びます。	テキストの該当箇所。
5	安全衛生・労働災害1	安全衛生や労働災害について学びます。	テキストの該当箇所。
6	労働組合	労働組合法の基礎について学びます。	テキストの該当箇所。
7	団体交渉	団体交渉について学びます。	テキストの該当箇所。
8	団体行動。	団体行動（ストライキなど）について学びます。	テキストの該当箇所。
9	労働協約	労働協約について学びます。	テキストの該当箇所。
10	不当労働行為	不当労働行為について学びます。	テキストの該当箇所。
11	演習 1	演習を行います。 Unit17 労働組合 Unit18 団体交渉	指定の演習書を復習すること。
12	演習 2	演習を行います。 Unit19 労働協約 Unit20 団体行動	指定の演習書を復習すること。
13	演習 3	演習を行います。 Unit21 不当労働行為 Unit 1 労働法上の「労働者」	指定の演習書を復習すること。
14	演習 4	演習を行います。 Unit 4 就業規則 Unit 5 労働契約	指定の演習書を復習すること。
15	演習 5	演習を行います。 Unit23 総合的考察ほか	指定の演習書を復習すること。

講義名：55193 労働法（集団紛争）

[講義基本情報]

教員:	柳澤 武	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、使用者と労働組合あるいは労働組合員である労働者との間で展開される集団的労使関係を、労働組合法を中心とした法制度及び学説・判例の蓄積によって組み立てられてきた法理論の両面から学びます。講義は、受講生との質疑応答を中心に行います。演習については、一回あたり2つ程度の設問を予定しています。
到達目標	(1) 法律の条文を読みこなし、正確に理解して適用することができる。 (2) 集団的労使関係に関する法解釈及び法理論を正確に理解して適用することができる。 (3) 現実に問題となる事案について法的な考察を行い、立論することができる。 (4) 演習によって答案作成能力を身につける。
教科書	(1) 野田進ほか『判例労働法入門』有斐閣 *2019年に出版予定の最新第6版を購入のこと (3) 水町勇一郎・緒方桂子『事例演習労働法・第3版』有斐閣 (3) 別冊ジュリスト『労働法判例百選・第9版』有斐閣
参考書・参考資料	この講義では、教科書に指定した『判例労働法入門』で全体像を鳥瞰し、その後、細かな論点を詰めていくことにしています。その後、『事例演習労働法 第3版』にて演習を行います。
成績評価方法	期末試験（100%）によって成績評価します。
履修条件	労働法（個別紛争）を事前に履修していることが望ましいです。
その他の注意	十分な予習が必要です。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	雇用平等	雇用平等法制について学びます。	テキストの該当箇所。
2	人格権	ハラスメントなどの問題について学びます。	テキストの該当箇所。
3	妊産婦、年少者	妊産婦や年少者への保護法制について学びます。	テキストの該当箇所。
4	企業変動	企業組織変動に伴う労働法上の問題について学びます。	テキストの該当箇所。
5	安全衛生・労働災害1	安全衛生や労働災害について学びます。	テキストの該当箇所。
6	労働組合	労働組合法の基礎について学びます。	テキストの該当箇所。
7	団体交渉	団体交渉について学びます。	テキストの該当箇所。
8	団体行動。	団体行動（ストライキなど）について学びます。	テキストの該当箇所。
9	労働協約	労働協約について学びます。	テキストの該当箇所。
10	不当労働行為	不当労働行為について学びます。	テキストの該当箇所。
11	演習 1	演習を行います。 Unit17 労働組合 Unit18 団体交渉	指定の演習書を復習すること。
12	演習 2	演習を行います。 Unit19 労働協約 Unit20 団体行動	指定の演習書を復習すること。
13	演習 3	演習を行います。 Unit21 不当労働行為 Unit 1 労働法上の「労働者」	指定の演習書を復習すること。
14	演習 4	演習を行います。 Unit 4 就業規則 Unit 5 労働契約	指定の演習書を復習すること。
15	演習 5	演習を行います。 Unit23 総合的考察ほか	指定の演習書を復習すること。

講義名：55195 社会保障と法

[講義基本情報]

教員:	豊島 明子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 1
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>この授業では、公的扶助（生活保護）、社会福祉（高齢者・障害者・児童の各福祉）および介護保険の各制度に焦点を当てて、これらの各社会保障制度における給付内容・要件・手続等の法的仕組みについて、講義形式を基本とした授業を行います（ただし、毎回の授業は、裁判例を素材とするなどして、受講者の皆さんとの双方向の質疑応答を盛り込みつつ進めます）。</p> <p>社会保障法は、その基本理念においては生存権論等の憲法論と、給付申請の過程においては行政手続と、事後の権利救済においては行政救済法と、深い関係があります。また、各社会保障給付に係る法律関係の把握は、行政法総論における一般理論の社会保障行政領域への応用としての性格を持ちます。したがって、授業で取りあげる素材のうちいくつかは、憲法と行政法の知識・理論の復習・応用になることでしょう。</p> <p>また、現在、少子高齢化や厳しいと言われる財政事情等を背景に、社会保障制度は、全体として、大きな転換期を迎えています。こうした近年の制度改革や、現在進行形の諸政策も含めて、種々の新たな問題状況にも触れます。</p>
到達目標	<p>(1) 日本の社会保障の法体系を理解できる。</p> <p>(2) 社会保障法の基本理念と憲法論との関連を理解できる。</p> <p>(3) 公的扶助と社会福祉分野を素材に、社会保障と行政法総論・行政救済法との関連を理解できる。</p> <p>(4) 社会保障の重要判例と最近の判例動向を理解できる。</p> <p>(5) 近年の社会保障政策の特徴を理解し、今後の課題を主体的に議論できる。</p>
教科書	加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第6版〕』（有斐閣、2015年）
参考書・参考資料	『社会保障判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2016年）。 なお、毎回の授業のためのレジュメを配布し、適宜、最新判例や関連資料も配付します。
成績評価方法	授業参加度（10%）、1回の小テスト（10%）、定期試験（80%）によって評価します。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	社会保障とその特質	次の項目について理解できる。 1 社会保障を取り巻く現状 2 社会保障の概念 3 社会保障の保障方法 4 社会保障の行政組織	事前に、教科書第1章を読んでおくこと。
2	社会保障の基本理念	次の項目について理解できる。 1 社会保障と憲法25条 2 社会保障と憲法13条、14条 3 基本理念に関わる近年の政策と理論の動向	事前に、教科書第2章と、そこに記されている判例を読んでおくこと。
3	生活保護法の基本原理	次の項目について理解できる。 1 公的扶助制度の歴史 2 生活保護法の目的と基本原理 3 生活保護に係る諸規範（法律・命令・規則）	事前に、教科書第8章1、2、3を読んでおくこと。
4	生活保護給付の仕組み	次の項目について理解できる。 1 外国人の保護受給権 2 保護基準と保護の種類・方法 3 収入認定と要否判定 4 世帯単位の原則	事前に教科書第8章4、5、6を読んでおくこと。

		5 保護の実施体制	
5	保護の補足性①	次の項目について理解できる。 1 保護の補足性の原則 2 資産活用の要件に係る重要判例 3 収入認定に係る重要判例	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
6	保護の補足性②	次の項目について理解できる。 1 稼働能力活用要件に係る重要判例 2 生活困窮者への就労支援施策の動向	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
7	保護の実施過程	次の項目について理解できる。 1 生活保護申請における行政手続 2 指導・指示と保護の不利益変更	事前に教科書第8章7, 8, 9と、あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
8	生活保護制度の改革課題	次の項目について理解できる。 1 保護基準改定裁量の統制論（老齢加算廃止訴訟を中心に） 2 判例動向から見た改革課題	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
9	社会福祉の全体像	次の項目について理解できる。 1 社会福祉の歴史 2 社会福祉の法体系 3 社会福祉の政策展開（措置から契約へ）	事前に教科書第7章1を読んでおくこと。
10	高齢者福祉（介護保障を中心に）	次の項目について理解できる。 1 介護保険法に基づく介護保障 2 老人福祉法に基づく介護保障 2 生活保護法に基づく介護扶助	事前に教科書第7章2, 6を読んでおくこと。
11	介護をめぐる裁判例	次の項目について理解できる。 1 介護サービス利用の法律関係 2 サービス利用者の権利救済の方法 3 サービス事業者の権利救済の方法	第9回と第10回の授業の内容について復習するとともに、あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
12	障害者福祉	次の項目について理解できる。 1 障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）の仕組み 2 障害者福祉分野の裁判例 3 福祉サービスに関する情報の取扱い	事前に教科書第7章4, 6を読んでおくこと。
13	児童福祉①	次の項目について理解できる。 1 児童福祉法に基づく種々の給付 2 1997年児童福祉法改正と保育サービス利用関係の変化	教科書第7章3を読んでおくこと。
14	児童福祉②	次の項目について理解できる。 1 1997年児童福祉法改正と保育サービスを受ける権利の変化 2 保育所民営化訴訟における争点と判断方法 3 保育サービス提供をめぐる裁判例	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
15	生活保護と社会福祉の今後	次の項目について理解できる。 1 社会保障政策の最新動向 2 生活保護法の改革課題 3 社会福祉法制の改革課題	事前に配布する資料を読んでおくこと。

講義名：55199 消費者法

[講義基本情報]

教員:	宮下 修一	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>市民にとって身近な法律である消費者法は、多発する消費者被害の多様化・複雑化に伴ってその姿を年々大きく変えてきている。また、立法の理念も、消費者の「保護」から自立へ向けた「支援」へとその軸足を大きく移してきている。</p> <p>本講義では、このような状況をふまえたうえで、現在発生している消費者問題、さらに将来における消費者法のあるべき方向性を、単なる「トピック」としてではなく「体系」的な視点から多角的に検討する力を身につけることを目的とする。</p> <p>なお、本講義では、具体的な紛争事例等も示しながら、受講生と活発な質疑応答を行う。</p> <p>本授業は、15 週のうち、第 1～4 週を消費者法全体に関わる「総論」、第 5～14 週を個別の消費者立法を取り扱う「各論」に分けて授業を進行し、最終の第 15 週で授業全体の内容の総まとめを行う。</p> <p>なお、2016 年に消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法が改正され、2018 年には消費者契約法が再度改正されるなど、消費者法分野の立法のスピードはめまぐるしい。民法など他の法律の改正との関係もふまえながら、できる限り最新の情報を提供するようにしたい。</p>
到達目標	<p>①消費者法が生成されてきた歴史とその社会的背景をふまえて、具体的な消費者立法の内容とその変遷、さらに各立法の相互関係について説明することができる。</p> <p>②具体的な消費者問題について、その解決を図るための基本的な知識を修得するとともに、理論と実践の双方の観点から、学説や裁判実務の動向をふまえて、適切な紛争解決の方法を選択することができる。</p> <p>③①・②を前提として、消費者法の有する現在の課題を把握したうえで、現在および将来における消費者法のあり方を多角的に考察し、その内容を説明することができる。</p>
教科書	<p>中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法（第 3 版）』（日本評論社、2018 年）</p> <p>※このほか、消費者関連の法律が掲載されているやや大きめの「六法」を、必ず毎回持参すること。</p>
参考書・参考資料	<p>日本弁護士連合会編『消費者法講義（第 5 版）』（日本評論社、2018 年）</p> <p>廣瀬久和＝河上正二編『消費者法判例百選（別冊ジュリスト No. 200）』（有斐閣、2010 年）</p> <p>松本恒雄＝後藤卷則編『消費者法判例インデックス』（商事法務、2017 年）</p>
成績評価方法	<p>定期試験（70%）、授業参加度（毎回の授業での発言内容・参加姿勢）（10%）、授業中に実施する小レポートの提出（20%）</p>
履修条件	<p>履修条件は特に設けないが、当然のことながら、未修者コース 1 年次で学修する科目（特に民事系科目）の内容を十分に理解していることを前提とする。</p> <p>本講義は、社会の中のさまざまな消費者問題をふまえて、「消費者法」さらに「法」のもつ意味について、教員と受講生と一緒に“考える”ことを最大の目的とする。本講義を受講するみなさんには、ぜひとも積極的に授業に参加してほしい。</p>
その他の注意	<p>小レポートは授業内で実施するので、欠席しないように注意すること。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	総論① 「消費者法」とは何か	<p>「消費者法」とは、そこに包含される法律が多岐にわたっているため、よく聞く言葉であるにもかかわらず、その内容は茫漠としてつかみにくい。</p> <p>そこで、まず、「消費者法」という分野で取り扱われる内容の全体像を概観する。</p>	<p>集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。</p>
2	総論② 消費者問題の現状と歴史的背景、消費者行政・消費者教育の	<p>わが国において、消費者問題が明確に意識されるようになったのは 1960 年代のことであるが、現在の消費者立法は、いわば消費者被害のうえに作られたものであるといっても過言ではない。こうした消費者被害を防止するためには行政の役割が重要であるが、必ずしも十分に機能していない。ま</p>	<p>集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。</p>

	あり方	た、被害を減少させるためには、消費者教育を充実させていく必要がある。 そこで、本講義では、消費者法の理解を深めるために、消費者問題の現状と歴史を振り返りつつ、消費者行政・消費者教育の展開を確認することにする。	
3	総論③ 消費者法の体系	第1回の授業でもとりあげるように、「消費者法」は民事・刑事双方の幅広い分野にわたる法律を包含するものである。そこで、それらの法律が相互にどのような関係をもっているかを検討し、「消費者法の体系」を明らかにする。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
4	総論④ 消費者・消費者契約とは何か	「消費者」・「事業者」とは、可变的・相対的概念である。したがって、「消費者」あるいは「消費者契約」といっても、その外延を画することは、きわめて難しい。そこで、本講義では、「消費者」・「消費者契約」の内容とその特性について考えてみることにしたい。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
5	各論① 契約締結過程・内容の適正化	消費者法の中心を占めるのは、消費者契約をめぐる法制度である。とりわけ、契約締結過程あるいは締結された契約内容をめぐるトラブルに対応する法整備の動きが加速的に進んでいる。 そこで、契約締結過程の勧誘にかかわるトラブルにおける民法法理の適用の限界を把握したうえで、特別法における勧誘規制のあり方について、横断的に検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
6	各論② 消費者契約法（1）	前回の授業をふまえて、消費者契約法の契約取消権について、その改正へ向けた動きもふまえつつ、特定商取引法上の契約取消権と比較しつつ検討する。また、消費者契約法の総則に規定されている事業者・消費者の努力義務についても検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
7	各論③ 消費者契約法（2）	締結された契約やそれに付随する約款の内容が消費者にとって不利なものであるために、後日トラブルが発生することもしばしばである。 そこで、本講義では、消費者契約法上の不当条項を無効とする規定を中心に、その改正へ向けた動きもふまえつつ、契約内容規制にかかわる法制度のあり方を検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
8	各論④ 特定商取引法（1）	特定商取引法は、消費者紛争の約半分を占める店舗外取引を規制するもので、近年の数次にわたる法改正を経て、その実効性・重要性が高まっている。 そこで、本講義では、特定商取引法上の規定について、その改正へ向けた動きもふまえつつ、クーリング・オフや中途解約権等の民事ルールを中心に検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
9	各論⑤ 特定商取引法（2）	特定商取引法の適用対象となっている訪問販売等の取引類型における規制内容について、それぞれの特徴をふまえつつ、個別に検討する。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
10	各論⑥ 消費者信用（1）：消費者金融	消費者金融や割賦販売（クレジットを含む）など、いわゆる消費者信用については、法的な面にとどまらず、社会的・経済的に深刻な問題が生じている。特に、消費者金融については、2006年に貸金業法・出資法・利息制限法などが改正されたものの、まだまだその問題の解決にはほど遠い。 そこで、まず、消費者金融について、法制度の変遷とその歴史的背景、さらに現行法の仕組みを押さえて、現問題の本質の理解を試みる。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
11	各論⑦ 消費者信用（2）：割賦販売法	消費者金融と並んで、消費者信用に関する法制度のもう一方の核をなす割賦販売法についても、社会的問題の発生をふまえて、頻繁な改正がなされている。 そこで、本講義では割賦販売法の内容を把握したうえで、とりわけ、いわゆるクレジット契約の場合に生じる、当事者以外を含む多数者間の取引関係を中心に、判例の動向もふまえつつ、法的問題点を考察する。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
12	各論⑧ 高齢者と消費者保護	「超高齢社会」であるわが国においては、近年、独居を含む高齢者のみで生活する世帯が増加していることもあり、とりわけ訪問販売・訪問購入、投資取引などを中心に、そうし	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨む

		<p>た高齢者をターゲットにした被害が増加している。また、高齢者は認知症等により判断能力を十分に有していない場合も少なくないが、そうした状況に対応すべく用意された成年後見制度も十全な形で機能しているとはいえない。</p> <p>そこで、高齢者の消費者被害の実態をふまえたうえで、その救済を図るための法制度のあり方を考えてみることにしたい。</p>	こと。
13	各論⑨ 商品の表示・欠陥と消費者の安全	<p>近時は、食品などの商品表示の偽装をめぐる問題も頻発している。また、商品そのものの欠陥による消費者被害も頻発している。前者に対応するための法律としては「景品表示法」、後者に対応するための法律としては、「製造物責任法」・「消費生活用製品安全法」などがある。さらに、生命・身体被害が生じる場合はもとより、それが生じない財産的な被害が生じる場合にあっても、現行の個別の法制度で救済を図ることが難しい事案（いわゆる「すき間事案」）が存在する。そのような状況に対応するために用意されているのが、「消費者安全法」である。</p> <p>そこで、これらの法制度の内容と問題点を概観したうえで、被害を防止するための法制度のあり方を模索する。</p>	集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
14	各論⑩ 消費者団体訴訟	<p>近時は、食品などの商品表示の偽装をめぐる問題も頻発している。また、商品そのものの欠陥による消費者被害も頻発している。前者に対応するための法律としては「景品表示法」、後者に対応するための法律としては、「製造物責任法」・「消費生活用製品安全法」などがある。さらに、生命・身体被害が生じる場合はもとより、それが生じない財産的な被害が生じる場合にあっても、現行の個別の法制度で救済を図ることが難しい事案（いわゆる「すき間事案」）が存在する。そのような状況に対応するために用意されているのが、「消費者安全法」である。</p> <p>そこで、これらの法制度の内容と問題点を概観したうえで、被害を防止するための法制度のあり方を模索する。</p>	集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
15	総復習・まとめ等	<p>学修内容を振り返って総まとめを行うとともに、必要に応じて、具体的な論点につき、理解の確認と深化を図る（具体的内容は、開講後指示する）。</p>	集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。

講義名：55270 国際法

[講義基本情報]

教員:	洪 恵子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	今日、国際社会における「法の支配」の重要性が強調されています。その一方で、明らかな法の違反が放置されていると思われる状況も少なくないし、国際法が法としての実効性や強制性を備えているかについてはこれまでも疑問が提起されてきました。特に国内法の体系性や精密さと比べればそうした疑問を持つことも当然ともいえるでしょう。しかし国際法は国際法独自のやりかたで、国際関係に生じる紛争を解決してきたし、国際政治の変化にも対応してきました。この授業では事例演習を通じて、そうした国際法独特の法的思考や制度設計を理解できるようになることを目指します。具体的には、受講生は毎回、教科書の指定された章を読み、事例演習の問題を解いてきてください。講義方式としては各授業では、教員が章のテーマのポイントを説明したのち、受講生が準備してきた回答を報告し、その後、全体で議論します。
到達目標	国際紛争と国際法の接点を見出すことができる。 国際判例や国家実行のなかに見いだされることが多い関連する国際法規の調べ方がわかり、その内容を十分に理解することができる。
教科書	柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『演習プラクティス国際法』（信山社、2013年）
参考書・参考資料	山本草二『国際法【新版】』（有斐閣、1994年） 杉原高嶺ほか共著『現代国際法講義【第5版】』（有斐閣、2012年） 国際条約集（有斐閣または東信堂） その他文献については、授業の始めにリストを配布する
成績評価方法	授業参加度（30%）定期試験（70%）
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	国際法の法源	一口に国際法といっても、幾つかの異なる存在形式がある。この回では国際法の主要な法源について理解する。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
2	条約法	国際法の最も重要な法源は条約である。この回では条約に関する様々なルールについて学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
3	国際法と国内法の関係	かつては国際法はもっぱら国家と国家の対外関係を規律していたが、今日では私人の権利義務を規定し各国の国内法制と同一の主題に関して規律を及ぼすようになっている。この回では国際法と国内法の関係を理解する。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
4	国際法の主体—国家	国際法の主要な主体は「国家」である。この回では、国際法における国家とは何か、国家の資格要件や承認などの理論を学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
5	国家管轄権	国家主権は今日、国家管轄権という概念で理解されるようになっている。この回では特に国家管轄権の適用準則や国家免除の考え方を学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
6	外交・領事関係法	外交使節に関する国際法は数百年の起源を持ち、今日でも最も遵守されている国際社会のルールである。この回ではウィーン外交関係条約を中心としたルールを学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
7	海洋利用に関する国際法（1）	海洋法も長い歴史を持つ国際法の主要な分野である。この回では、海洋法の基本的な枠組み、特に航行に関するルールを学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
8	海洋利用に関する国際法（2）1	海洋法に関する2回目は主として漁業に代表される海洋の利用に関するルールを学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
9	国際法における個人	現代の国際法においては「個人」に関しても一定のルールを設定している。この回では特に国籍や難民に関する国際法のルールに	教科書の指定された箇所の予習をしてください

		ついて学ぶ。	
10	人権の国際的 保障（1）	今日、人権の保障は単に国内法を通じて確保されるだけでなく、国際社会の重要な関心事項となっている。このテーマについての1回目は特に人権に関する国際法規範の発展について学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
11	人権の国際的 保障（2）	国際的人権保障に関する2回目は、特に国内裁判における国際条約の解釈について学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
12	国際紛争処理	かつて国家は他国との紛争を武力によって解決することも国際法上許されていたが、現代国際法では国際紛争は平和的に解決されなければならない。この回では、紛争の平和的解決のメカニズムについて学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
13	武力行使の規 制	国連憲章2条4項では、国家による武力行使を一般に禁止している。これはいわゆる「戦争の違法化」の一つの到達点であり、およそ100年に及ぶそのための努力があった。今回では武力行使に訴える国家の権利をいかに国際法が規制してきたかについて学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
14	平和と安全の 維持	戦争の違法化は、集団安全保障体制の構築と歩みを進めてきた。この回では、国連憲章に規定される現代の集団安全保障体制の特徴について学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください
15	武力紛争法 （国際人道 法）	国際法はいったん開始された武力紛争において適用されるルールを（武力行使自体の合法違法性とは別個の問題として）発展させてきた。これはかつては戦時国際法や交戦法規と呼ばれ、今では武力紛争法ないしは国際人道法と呼ばれる分野となっている。この回では武力紛争法（国際人道法）の主要なルールについて学ぶ。	教科書の指定された箇所の予習をしてください

講義名：55213 国際私法

[講義基本情報]

教員:	青木 清	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>本講義は、国境をまたぐ形で発生する、取引や家族関係の形成等のいわゆる国際的な民商事法上の問題を、準拠法の決定・適用という、いわば実体法的な側面から分析、検討するものです。</p> <p>具体的には、日米、日韓、日中等の事例を中心に判例を取り上げ、それに基づいて授業を進めていきます。従って、受講者は、当然、事前に指定された判例を読んで出席しなければなりません。本講義の対象としては、原則として、国際財産法の分野を除く（この分野は国際取引法で扱う）、国際私法総論と国際家族法上の問題を扱う予定です。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。</p>
到達目標	<p>法律基本科目としてのいわゆる六法科目を学んだ学生たちに、国境を越えた形で発生する私法上の法律問題の解決方法ないし解決枠組みを学んでもらいます。</p> <p>具体的には、以下のような到達目標が設定されています。</p> <p>a) 国際私法についての基本構造を理解することができる。</p> <p>b) 準拠法の決定・適用構造を第三者にわかりやすく説明することができる。</p> <p>c) 具体的事例について準拠法を決定し、その法の適用関係を批判的に分析することができる。</p> <p>d) 同種事件に関する外国の紛争解決方法と比較しつつ、あるいは日本の戸籍制度や裁判制度に関連させながら、わが国際私法の解決枠組みとその問題点を分析・検討することができる。</p> <p>法は、基本的には、各国の主権の下に存在しており、従って、その主権を飛び越える形で生ずる法律問題には、国内問題とは異なる別個の解決方法ないし解決枠組みが準備されなければなりません。国際私法は、そうしたユニークな構造を持つ法律学の一つですが、これを学ぶとともに、外国法による解決についても理解を深め、複眼的な視点を有する幅の広い法律家としての素養を身につけさせることを本講義の最終的な目標としています。</p>
教科書	山田鏡一『国際私法 [第3版]』(有斐閣、2004年)
参考書・参考資料	櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』(有斐閣、2012年) 櫻田嘉章『国際私法 [第6版]』(有斐閣、2012年)
成績評価方法	成績評価は、授業参加度 10%、中間試験 20%、さらには、学期末の試験 70%によって行います。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	国際私法の基本構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 涉外事案の基本構造を理解する。 2. 統一法などの形式による解決方法を理解する。 3. 準拠法による解決方法を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 横浜地判平成 10 年 5 月 29 日判タ 1002 号 294 頁を読み、国内事件との違いを考える。
2	単位法律関係、法律関係性質決定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 準拠法を決定する単位となる単位法律関係を理解する。 2. 個々の事案がいかなる単位法律関係に該当するかを決定する法律関係性質決定論の問題について、その理論構造と解決のための諸説を理解する。 3. 法律関係性質決定論を具体的事案に適用する能力を身につける。 <p>時間があれば、第 3 回で扱う国籍の問題について一部言及する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京地判平成 2 年 11 月 28 日判時 1384 号 71 頁を読み、事実、争点、その解決方法を理解しておく。
3	国籍	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国籍立法の 3 大原則を理解する。 2. わが国籍法の特質を理解する。 3. 連結点たる国籍の役割について検討する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国籍法 14 条～16 条に定める国籍選択制度を理解しておく。 2. 最判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367

			頁の論点を事前に整理し、理解しておく。
4	本国法の決定 常居所	1. 以下のケースの本国法決定の問題を理解する。 ① 重国籍者 ② 地域的不統一法国の国民 ③ 人的不統一法国の国民 ④ 分裂国家の国民 2. 「常居所」を理解する	1. 本国法決定の左記ケースの解決法を、教科書の該当箇所を読み、それぞれ理解しておく。 2. 属人法に関する本国法主義と住所地法主義の対立について理解する。
5	分裂国家の国民に関する法律問題	1. 在日韓国・朝鮮人や在日中国人の国籍問題と平和条約の関係を理解する。 2. 在日韓国・朝鮮人や在日中国人の在留資格や外国人登録上の問題を解決する。 3. 共通法秩序と日本国籍取得の問題について理解する。	1. 最判昭和36年4月5日民集15巻4号657頁 2. 最判平成10年3月12日民集52巻2号342頁 3. 最判平成16年7月8日民集58巻5号1328頁 それぞれの論点を整理し、理解しておく。
6	反致	1. 極めてユニークな構造を持つ「反致」を理解する。 2. 反致の理論的および実際の根拠を検討する。 3. 反致に対する批判意見を理解する。	1. 各種の反致の基本構造を理解し、その目的を考えてみる。
7	外国法の適用と公序	1. 国際私法上の公序の果たす役割を理解する。 2. 公序が発動される基準を理解する。 3. 外国法不明の場合の処理について考える。	1. 最判昭和52年3月31日民集31巻2号365頁 2. 最判昭和59年7月20日民集38巻8号1051頁 3. 最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁 これら3事件を比べ、公序の適用基準を考えてくる。
8	先決問題、法律の回避、適応問題	1. 先決問題という概念のねらい、目的を理解する。 2. 先決問題否定論の内容を理解する。 3. 適応問題を理解する。 4. 法律の回避という問題を理解する。 5. 送致範囲という考え方を理解する。	1. 最判平成12年1月27日民集54巻1号1頁 2. 東京地判昭和48年4月26日判時721号66頁 それぞれの事実、争点そしてその解決方法を理解しておく。
9	婚姻の成立、涉外的身分関係と戸籍	1. 重婚事例を使い、婚姻の成立の問題を理解する。 2. 涉外的な婚姻が、わが国の戸籍上どのように扱われているかを理解する。	1. 新潟地判昭和62年9月2日判タ658号205頁を例に、重婚事例の基本構造とその問題点を理解してくる。
10	婚姻の効力、離婚	1. 3段階連結の構造を含め、離婚の準拠法を検討する。 2. 「同一本国法」の意義を理解する。	1. 横浜地判平成3年10月31日判時1418号113頁 2. 水戸家審平成3年3月4日家月45巻12号57頁 それぞれにつき、問題点を検討しておく。
11	嫡出・非嫡出親子関係の成立	1. 嫡出親子関係の成立の問題を理解する。 2. 非嫡出親子関係の成立の問題を理解する。 3. 国境を越える生殖医療と国際私法の問題を考える。	1. 前出の最判平成12年1月27日民集54巻1号1頁を利用して、通則法28条と29条の適用関係について考えてくる。
12	養子縁組	1. 諸国の養子縁組制度の違いを理解する。 2. 特に米国の養子縁組制度を検討する。 3. 米国人が養親、日本人が養子となる養子縁組のケースを考える。 4. 隠れた反致につき考える。	1. 徳島家審昭和60年8月5日家月38巻1号146頁の問題点を検討する。 2. わが民法の定める普通養子と特別養子の違いを考えてくる。
13	相続・遺言	1. 相続準拠法の基本的考え方を理解する。 2. 近時主張されている当事者自治の妥当性を検討する	1. 相続統一主義と相続分割主義の違いを理解しておく。

		る。 3. 相続の場面で問題となる「個別準拠法は総括準拠法を破る」というルールを検討する。	2. 最判平成6年3月8日民集48巻3号835頁及び大阪地判昭和62年2月27日判時1263号32頁を検討する。
14	契約	1. 契約準拠法に関する「当事者自治の原則」を理解する。 2. 法適用通則法で採用された「客観的連結」を検討する。 3. 弱者保護のための規定の特徴と問題点を検討する。	1. 東京地判昭和52年4月22日下民28巻1-4号399頁 2. 東京地決昭和40年4月26日労民16巻2号308頁 それぞれにつき、論点を整理し、検討しておく。
15	不法行為	1. 不法行為の準拠法につき理解する。 2. 日本に住む外国人の事故に関する損害賠償請求につき検討する。 3. 生産物責任および名誉・信用毀損の準拠法につき検討する。	1. 最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁 2. 最判平成9年1月28日民集51巻1号78頁 それぞれにつき、論点を整理し、検討しておく。

講義名：55216 少年法

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	教科書を前提として、少年法について一般的に解説するとともに、少年事件における実務動向をできるだけ具体的に明らかにします。 前半は、少年法の基本的な考えかた、その歴史について検討します。特に、欧米および日本の少年法の特徴がどのような歴史に基づいて形成されてきたのかを中心に考察します。その後、少年法にもとづく具体的な調査や審判の手続、さらには少年処遇について、理論的な論点をも含めて検討していきます。特に、実務をはじめとする判例の動向にも配慮して、理論と実務の架橋を図ります。そのうえで、少年法の将来的課題について一緒に考えます。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。
到達目標	少年法の基礎理論を学んで理解します。わが国の現行少年法の構造と運用について、正確な智識を身につけます。また、少年法の動向や将来の課題についても、単なる印象や感想ではなしに、実務動向を踏まえたうえで適切に考えることを力を身につけます。
教科書	丸山雅夫『少年法講義 [第3版]』(成文堂、2016年、3300円)。
参考書・参考資料	田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法 [第4版]』(有斐閣、2017年)。 河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件—実務の技』(青林書院、2017年)。
成績評価方法	授業参加度 20%と定期試験 80%で評価します
履修条件	刑事訴訟法の履修を終えていることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	欧米における少年司法システムの独立とそのむ背景	欧米において、少年司法システムが刑事裁判システムから分離独立してきた経緯を明らかにするとともに、その背景事情について考察します。	教科書 1-13 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
2	日本における少年司法システムの独立とそのむ背景	第 1 回目の授業を前提として、日本において、少年司法システムが刑事裁判システムから分離独立してきた経緯を明らかにするとともに、その背景事情について考察します。	教科書 1-24 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
3	日本における少年非行の現状と社会の反応	講義時に配布する統計資料を用いて、日本の少年非行の現状を確認するとともに、少年非行に対する社会の否定的反応(いわゆる厳罰化論)とその背景について考察します。	教科書 34-54 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
4	少年司法システムの理念と特徴	世界諸国の少年非行システムに共通する理念を確認するとともに、その内容について検討します。	教科書 25-33 頁、57-63 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
5	日本の現行少年法の構造と基本原理	第 4 回の授業を前提として、日本の現行少年法について、それを基礎づけている哲学・理念を確認したうえで、そこから具体化される諸原理について検討します。	教科書 63-82 頁、を熟読し、基礎知識を身につけておきます
6	少年法の対象	日本の現行少年法が対象とする「非行」「少年」についての内容(年齢、犯罪・触法・虞犯)を具体的に検討します。	教科書 83-100 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
7	非行(少年)の発見	非行(少年)が発見される過程について、発見者、発見態様、その後の対応について、具体的に検討します。	教科書 101-129 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
8	家庭裁判所の受理と観護措置	発見された非行(少年)を家庭裁判所が受理する過程を明らかにしたうえで、少年の身柄拘束(観護措置)の具体的な内容を検討します。	教科書 130-155 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
9	調査過程	家庭裁判所における法的調査(裁判官)と社会調査(調査)の実際について明らかにするとともに、	教科書 156-192 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます

		問題点等について検討します。	
10	少年審判 (1)	少年保護事件の審判について、その原則的な形態の意義と役割を明らかにするとともに、関係者等について検討します。	教科書 193-226 頁、245-257 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
11	少年審判 (2)	変則的な少年審判の実際について、刑事訴訟手続きと比較しながら検討します。また、事実上の処遇効果が高いとされている試験観察の意義と実情を検討します。	教科書 226-245 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
12	社会内処遇	保護処分としての利用率の高い社会内処遇（保護観察）について、意義と実情を明らかにしたうえで、問題点等を検討します。	教科書 272-287 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
13	施設内処遇	社会内処遇よりも厳しい保護処分としての少年院送致処分を中心として、施設収容処分の意義と実際を明らかにしたうえで、問題点等を検討します。	教科書 287-306 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
14	少年の刑事事件	逆送されて刑事事件手続に係属する犯罪少年の扱いについて、刑事訴訟法と対比しながら検討します。	教科書 319-349 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
15	少年法の将来	少年法改正を含めて、少年法の将来的な課題について検討します。	教科書 305-370 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます

講義名：55263 環境法

[講義基本情報]

教員:	榊原 秀訓	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>環境法は、憲・民・商・刑・民訴・刑訴の主要 6 法領域のように統一法典はなく、その意味で、行政法に近似する。また、裁判による個別具体的な環境問題の解決以外に、法律や条例の制定改廃による国・自治体の各種政策実現、あるいは、国際的な取組みによる持続的な環境保全や改善に向けた解決方法も、環境「法政策」の観点から重要となる。</p> <p>環境問題（公害問題を含む）の法的解決の可能性およびその具体策を検討します。公害・環境裁判、公害対策・環境保護法制の検討を中心として、現代社会が直面する環境問題への法的対応の可能性と限界を解明するとともに、「環境権」といった考え方の是非にも言及します。実体的判断のほか、訴訟法とのかかわり意識して、個別事例を取り上げ、それぞれの訴訟制度の有効性と限界、機能、そして、それらを踏まえた上での訴訟選択の修練などを行います。</p>
到達目標	環境事件の法的な主張を構成したり、環境法の諸制度を活用したり、環境問題の法的な解決を展望できるようにします。
教科書	特になし。
参考書・参考資料	<p>北村喜宣『環境法（第4版）』（弘文堂、2017年）</p> <p>大塚直『環境法BASIC（第2版）』（有斐閣、2016年）</p> <p>吉村良一『公害・環境訴訟講義』（法律文化社、2018年）</p> <p>大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選（第3版）』（有斐閣、2018年）</p> <p>安本典夫『都市法概説（第3版）』（法律文化社、2017年）</p> <p>その他、必要に応じて、参照すべき論文等を指示します。</p>
成績評価方法	授業参加度（10%）と定期試験（90%）で評価します。授業参加度は、質疑応答で評価します。欠席は、マイナス評価します。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	環境問題にかかわる行政組織と基本的な環境保護法制	環境省その他の国の組織および自治体の組織の所掌事務について概観した後、環境基本法など枠組み的な法制度を解説します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
2	法令・条例と環境保護	法令に加えて、条例等による環境問題の解決を解説し、法令と条例の関係や条例に関する法的論点を検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
3	環境保護のための行政上の権力的規制手段	行政上の権力的規制手段を解説し、これらにおける法的論点を検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
4	環境保護のための行政上の非権力的規制手段	行政上の非権力的規制手段（公害防止協定等）を解説し、これらにおける法的論点を検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
5	環境影響評価と訴訟	環境影響評価を争点とする訴訟と本案の主張の構成について、検討を加えます。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。

			CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
6	差止め	民事（公害事件）差止め裁判例を素材に、差止め事件の法的性質と要件に関する判例・学説の状況を検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
7	環境分野の行政事件に関連した民事訴訟・行政訴訟	行政事件に関連した民事訴訟・仮処分の利用と抗告訴訟の法的論点について解説し、それらの訴訟の限界を仮処分の利用と環境行政訴訟 検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
8	行政事件訴訟（主観訴訟）の活用	行政事件訴訟（主観訴訟）がどのように活用できるか 検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
9	行政事件訴訟（客観訴訟）の活用	行政事件訴訟（客観訴訟）がどのように活用できるか 検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
10	損害賠償請求訴訟	損害賠償請求訴訟の基本的な論点を検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
11	国家補償	損失補償や国家賠償法といった国家補償法の意義と限界を 検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
12	公害紛争の処理	公健法及び公害紛争処理法の概要と、特に、杉並病事件を題材に、公害紛争処理制度の課題などを検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
13	原子力訴訟（行政訴訟・民事訴訟）	民事差止や損害賠償請求訴訟などの原発訴訟の動向、原子炉等規制法改正による義務付け訴訟等の可能性などについて検討を加えます。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
14	土地利用計画・開発許可制度と環境保護	土地利用計画・開発許可制度と環境保護の法的仕組みを 検討します。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。
15	生活妨害（日照、眺望・景観、近隣騒音	日影、景観・眺望などをめぐる近隣関係者間の紛争を解決する行政・民事訴訟の検討を行います。	レジュメにあげられた判決、事例の検討を行うので、あらかじめ、関連する事例等をチェックしておくこと。 CASEとしてあげていない事例は、自主学習。

講義名：55267 地方自治法

[講義基本情報]

教員:	豊島 明子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>地方自治体の諸活動は、本来、住民の権利実現を目的として、全国統一的な国法秩序の枠内に位置しながらも、これらの法の自主的解釈・運用や当該地域の諸課題に有効に 대응するための自主立法の取り組みによって、様々な創意工夫を試みつつ、繰り広げられるべきものである。この意味において、地方自治体の行政は、国のそれと比較して、しばしば応用的・実践的で創造的・先進的な活動を展開する点に、特徴がある。</p> <p>これらの点に留意しつつ、地方自治法の各項目について授業を行う。授業は、教員からの講義形式を基本とするが、とりあげる判例や制度についてあらかじめ提示する質問に解答してもらうことを中心に、双方向の質疑応答も盛り込みながら進める。</p>
到達目標	<p>(1) 憲法第8章と地方自治法に基づいて、地方自治の基本構造が理解できる。</p> <p>(2) 行政手続・情報公開・個人情報保護など、地方自治法以外の個別法に基づく地方自治体の実践について、その解釈論・立法論の現状を理解できる。</p> <p>(3) 判例をもとに、地方自治体の諸活動の法的統制の現状を理解し、種々の法的紛争解決のあり方を考えることができる。</p> <p>(4) 地方自治体では、近年、自らの法務能力を駆使して住民の権利実現と地域的課題の解決を図るため、「自治体法務」・「政策法務」の重要性が説かれている。法曹として、地方自治体が独自の「法務」を展開できるよう、これらを支援するために必要な知識と思考枠組みが修得できる。</p> <p>(5) 地方分権政策の特徴と、これによる立法動向を理解し、今後の地方自治のあり方について批判的・発展的に考えることができる。</p>
教科書	人見剛・須藤陽子編著『ホーンブック 地方自治法〔第3版〕』（北樹出版、2015年）
参考書・参考資料	<p>宇賀克也『地方自治法概説〔第7版〕』（有斐閣、2017年）</p> <p>『地方自治判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2013年）</p> <p>授業では、毎回、レジュメを提示します。授業でとりあげる最新判例や先進的な条例等は、適宜、参照方法を指示したり、レジュメとともに資料提供します。</p>
成績評価方法	1回の小テスト(10%)、授業参加度(10%)、定期試験(80%)によって評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	<p>この授業は、名古屋大学法科大学院との教育連携科目であり、名古屋大学法科大学院生の履修が可能な科目です。</p> <p>授業は、南山法科大学院(A棟)で開講されます。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	地方自治の基本理念と地方公共団体	<p>(1) 地方自治の基本理念を理解する。</p> <p>(2) 地方自治の法源を理解する。</p> <p>(3) 90年代以降の地方自治法の変遷を理解する。</p> <p>(4) 地方公共団体の法的地位と広域行政の仕組みを理解する。</p>	教科書第1・2章および第6章第1・2節を読んでおくこと。
2	住民の権利	<p>(1) 住民の意義と、住民の権利の類型を理解する。</p> <p>(2) 住民の参政権に関する諸制度を理解する。</p> <p>(3) 外国人たる住民の法的地位を理解する。</p>	教科書第4章第1節および第2節と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
3	直接民主主義の諸制度と行政手続	<p>(1) 直接民主主義に関する諸制度の類型を理解する。</p> <p>(2) 住民投票制度について、その仕組みと法的課題を理解する。</p> <p>(3) 行政手続条例と行政手続法の関係を理解する。</p>	教科書第4章第3節を読んでおくこと。
4	住民参加と情報公開の制度	<p>(1) 住民参加制度について、その仕組みと法的課題を理解する。</p>	教科書第4章第5節を読んでおくこと。

		(2) 情報公開条例の制定・普及の経緯を理解する。 (3) 情報公開条例の基本構造を理解する。 (4) 情報公開に関する政策法務を考える。	
5	情報公開条例の解釈・運用 (1)	(1) 情報公開条例の判例を理解する。 (2) 情報公開条例の解釈・運用のあり方を考える。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
6	情報公開条例の解釈・運用 (2)	(1) 情報公開条例の判例を理解する。 (2) 情報公開条例の解釈・運用のあり方を考える。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
7	個人情報保護、および普通 地方公共団体の事務と自 治立法権(1)	(1) 個人情報保護条例の制定・普及の経緯を理解する。 (2) 条例の基本構造と解釈・運用のあり方を、判例と ともに、理解する。 (3) 事務区分と事務配分について理解する。 (4) 条例制定権と憲法上の法律事項の関係を理解す る。 (5) 条例制定権の限界について、その問題の所在を理 解する。	教科書第4章第1節4と、あらかじ め提示された判例を読んでおくこ と。 教科書第5章第1節を読んでおくこ と。
8	自治立法権(2)	(1) 条例制定権の限界に関する伝統的学説と、その克 服過程を理解する。 (2) 様々な規制条例の類型を理解する。 (3) 条例制定権の限界に関する判例と、学説の展開を 理解する。 (4) 規則と要綱をめぐる諸問題を理解する。	教科書第5章第2節および第3節 と、あらかじめ提示された判例と条 例を読んでおくこと。
9	議会と執行機関	(1) 議会の法的地位・権限・組織・運営について理解 する。 (2) 執行機関について理解する。 (3) 議会と長の関係を理解する。	教科書第3章を読んでおくこと。
10	公の施設	(1) 公の施設の利用関係について理解する。 (2) 指定管理者制度について理解する。 (3) 民営化の法的統制可能性について、事例をもとに 考える。	教科書第7章と、あらかじめ提示さ れた判例を読んでおくこと。
11	住民監査請求と住民訴訟 (1)	(1) 住民監査請求の対象・手続を理解する。 (2) 監査請求前置主義について理解する。	教科書第4章第4節と第8章を読ん でおくこと。
12	住民訴訟(2)	(1) 住民訴訟制度の類型・対象・手続を理解する。 (2) 「財務会計行為」と、これと先行行為の関係につい て理解する。 (3) 「当該職員」について理解する。	あらかじめ提示された判例を読んで おくこと。
13	住民訴訟(3)	(1) 各号請求の論点を、判例とともに、理解する。 (2) 議会による債権放棄議決の違法性について、理解 する。	あらかじめ提示された判例を読んで おくこと。
14	地方公共団体の契約	(1) 補助金交付について理解する。 (2) 調達契約のあり方について理解する。	あらかじめ提示された判例を読んで おくこと。
15	国と地方公共団体の関係	(1) 普通地方公共団体に対する国の関与の制度(関与 類型・関与の基本原則・手続)を理解する。 (2) 国と地方の間の係争処理の仕組みを理解する。	教科書第6章第3節および第4節 と、あらかじめ提示された判例を読 んでおくこと。
16	定期試験	これまでの学習内容をしっかりと振り返り、自らの知 識を確かなものにする。	15回分の授業内容をしっかりと復 習する。

講義名：55231 企業法務（会社法務）

[講義基本情報]

教員:	堤 真吾	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	企業法務担当弁護士の役割や視点、習得しておかなければならない法領域・知識等について解説する。特に、中小企業において現実的に生起する法的課題に対し、どのような解決策があるのか、弁護士としてどのように対応するのか考察することを通じて、会社法・商法・民法・労働法等の基本的な概念や制度について横断的な理解を深める。 講義は双方向とし、事前に提示する資料を検討しておくこと。
到達目標	企業法務担当弁護士として、実務において必要となる基礎的な知識・スキルを習得する。
教科書	なし
参考書・参考資料	適宜紹介する
成績評価方法	授業への参加姿勢・発言内容（30%） 期末試験（70%）
履修条件	会社法の基本的な知識について学習済みであるのが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	総論	企業において生起する法的問題の類型と弁護士の役割について考察する。	
2	設立①	法人類型の整理、選択の視点、機関設計、資金調達方法等について考察する。	
3	設立②	具体的な設立行為、発起人の責任、定款、弁護士による創業支援等について考察する。	
4	株主の権利・地位、株主総会の運営	具体的な事例を通じて、株主の権利・地位について確認するとともに、株主総会運営支援策について考察する。	
5	契約書、適法性チェック	実際に取引で用いられた契約書を用いてリーガルチェックを行うとともに、企業活動において必要となる適法性チェックについて考察する。	
6	債権回収・保全	債権回収・保全の重要性について確認し、有効な具体策について考察する。	
7	労務をめぐる諸問題	労務紛争の類型を整理し、企業が抱えるリスク、具体的な対応方法等について考察する。	
8	営業秘密・個人情報保護	営業秘密・個人情報保護の重要性について確認し、問題発生時における対応方法や損害賠償問題について考察する。	
9	不祥事対応	不祥事の類型、不祥事が発生した場合の具体的な対応方法について考察する。	
10	取締役の対会社責任	取締役の対会社責任について、具体的な事例を通じて考察する。	
11	取締役の対第三者責任	取締役の対第三者責任について、具体的な事例を通じて考察する。	
12	海外展開支援	企業が海外に事業展開する際の具体的な支援策について考察する。	
13	支配権争い	具体的な事例を通じて、支配権争いに関する諸問題について考察する。	
14	組織再編	組織再編の類型や濫用的組織再編における法的諸問題について検討する。	
15	事業承継	事業承継の困難性を理解し、具体的な承継策について考察する。	

講義名：55235 税法

[講義基本情報]

教員:	高橋 祐介	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	租税法律関係の基本的な考え方（いわゆる税法総論）と、日本の税目でもっとも重要で、かつほとんどの勤労者が必ずその租税法律関係の当事者となる所得税について取り上げる。講義形式だが、予習復習を重視し、教員からの問いかけとそれに対する受講生の答えというソクラテス・メソッドを大いに用いる。理解を深めるため、簿記や計算問題も積極的に取り上げる。
到達目標	<p>税法は、他の法分野と比較してその条文や裁判例、行政上の指針などが格別多く、またその構造が複雑であるが故に、法律の専門家である弁護士でさえもこれに精通する者が少ない。しかし、租税法律関係は人間の日常生活で避けて通ることはできず、またその法律関係を巡るトラブルも非常に多いため、税法に関する法的援助の需要は大きい。税法の専門家としては税理士がいるが、税理士資格を取得するために、法的思考能力や訴訟手続等の知識が要求されておらず、納税者の権利救済を訴訟等の手続を通じて行うための実効性に欠ける側面は否定できない。このような現状に鑑み、この授業では少なくとも税理士とスムーズにコミュニケーションを取ることができ、税務訴訟を担当できる程度の所得税の基本を習得することを達成目標とする。具体的には、以下の通りである。</p> <p>(1)租税法律関係の基本的概念及び所得税の基礎について体系的な知識を習得する。</p> <p>(2)所得税法における主たる論点の理解とそれを解決するための思考方法を身につける。</p> <p>(3)新たな税法上の問題点を発見する能力と、その新たな問題が生じたときにそれを解決するための調査報告能力（表現力を含む）を涵養する。</p>
教科書	岡村忠生他『租税法』（有斐閣、2017年）。
参考書・参考資料	<p>毎回レジュメを事前配布する（配布方法については別途アナウンスにより連絡する）。六法は『租税法判例六法（第3版）』（有斐閣）あるいは『判例六法プロフェッショナル』（有斐閣）を指定する（それに載っていない情報はこちらで用意する）。『税務六法（法令編）』（ぎょうせい）を使用したり、インターネットにある条文を自分で加工して自前の六法を作ってもよい。</p> <p>参考書を買わないですむよう、十分な量の情報を記載したレジュメを用意するが、なお参考書を必要とする場合には、清永敬次『税法（新装版）』（ミネルヴァ書房、2013年）、谷口勢津夫『税法基本講義（第6版）』（弘文堂、2018年）、金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂、2019年出版の予定）、佐藤英明『スタンダード所得税法（第2版補正版）』（弘文堂、2018年）、『租税判例百選（第6版）』（2016年、有斐閣）をお勧めする。問題集等も含め、詳細は初回授業時に説明を行う。</p>
成績評価方法	期末試験 50%、毎時行われる小テスト 30%、毎時（ただし選択制）課される簡単な課題（レポート）15%、発言や質問など授業への参加度 5%の割合で評価する。期末試験、小テスト及び課題は、採点添削の上返却または閲覧させる。詳細については初回の授業で説明する。
履修条件	履修条件はないが、税法への理解を深めるため、春休みに日商簿記3級程度の簿記の知識を身につけておくことを推奨する（初学者でも2週間程度で身につけることができる）。そのための簿記の教科書は何でもよいが、例えば渡部裕恒他『検定簿記講義3級・商業簿記[平成30年度版]』（中央経済社、2018年）とその問題集である同他『検定簿記ワークブック3級・商業簿記[平成30年度版]』（同）がある。それほど高額なものではないので、書店で自分にあったものを選んで購入した方がよいであろう。
その他の注意	<p>税法ないし税は、日常的な取引はもちろん、財産に関する犯罪や離婚時の財産分与、遺産分割など、民刑事の様々な問題を扱う上で必ず考慮しなければならない法的ないし経済的ファクターである。司法試験の選択科目云々にかかわらず、将来の実務のことを考え、ぜひ受講をお勧めしたい。</p> <p>小テスト採点と受講態度把握のため、全席指定制を採用する。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	4月10日 租税と税法	今回は、租税の意義と分類、税法の意義とその法源について学ぶ。具体的には、税法の違憲立法審査、法源性の一般理論	事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。また、課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。

2	4月17日 租税法主義 と租税平等主義(1)	今回は、租税法主義の内容を学ぶ。具体的には、租税法主義の意義、課税要件法定主義と委任立法、課税要件明確主義と不確定概念、合法性の原則、租税法不遡及の原則について、判例を中心に取り上げる。さらに通達課税の問題についても取り上げる。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
3	4月24日 租税法主義 と租税平等主義(2)	今回は、租税平等主義の内容を学ぶ。具体的には、立法上の平等原則、執行上の平等原則につき、判例を中心に取り上げる。その際、租税特別措置の存在について触れる。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
4	5月8日 税法の解釈 ・適用(1)	今回は、税法解釈のあり方を確認し、借用概念・信義測の適用についていくつかの判例を参考にして検討を行った後、仮装行為、取消すべき行為・無効の行為と違法所得課税の問題、租税回避とその否認に関する基礎理論を、学説中心に概観する。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
5	5月15日 所得税法総論 (1)	今回は、(1)所得概念、特に包括的所得概念とは何か、実現主義とはどのようなものかまたそれはなぜ採用されているのか、帰属所得とは何か、所得課税と消費課税の差異、と(2)所得税の税額算定プロセスを学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
6	5月22日 所得税法総論 (2)	今回は、(1)収入金額、特に所得計算上収入金額の概念が持つ意味と、(2)非課税、特に9条列举項目の種類とその立法趣旨及びフリンジ・ベネフィットの取扱いと課税するかしないかの基準について学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
7	5月29日 所得税法総論 (3)	今回は、(1)経費控除の原則、特にそれが会計上の費用控除の概念・取扱と密接に関係していること、(2)経費と消費の区別、(3)控除できない経費を学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
8	6月5日 所得税法総論 (4)	今回は、(1)実現主義の内容、特に権利確定主義と管理支配基準の適用、(2)実現主義の例外、特にみなし譲渡と取得費引き継ぎ、原則的課税の計算方法と適用及び(3)譲渡所得課税が行われる譲渡とは何か、を学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
9	6月12日 利子所得／配 当所得	今回は、(1)利子所得とはどのような所得種類か、利子所得は所得税法本法及び租税特別措置法においてどのように課税されているのかと、(2)配当所得とはどのような所得種類か、配当所得は所得税法本法及び租税特別措置法においてどのように課税されているのか、配当控除とインテグレーションの関係、を学んでみよう。余裕があれば、旧2項配当にも言及する。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
10	6月19日 不動産所得 ／事業所得	今回は、(1)不動産所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、不動産所得内部の分類、不動産所得の計算方法と、(2)事業所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、事業所得の計算方法について学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
11	6月26日 給与所得／ 退職所得／ 山林所得	今回は、(1)給与所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、給与所得の計算方法と給与所得控除の制度趣旨と、(2)退職所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、一定期間の勤務後に退職しすぐ同一使用者に雇用される場合の退職金は退職所得になるのか、退職所得の	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。

		計算方法、(3)山林所得とはどのような所得種類か、山林所得の計算方法について学ぶ。	
12	7月3日 譲渡所得／ 一時所得／ 雑所得	今回は、(1)譲渡所得とはどのような所得種類か、その本質とは何かを再確認しながら、他の所得種類とはどのように区別されるか、譲渡所得の計算方法、(2)一時所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、一時所得の計算方法とその問題点、(3)雑所得とはどのような所得種類か、雑所得の計算方法、私的年金の原価回収の問題その他雑所得と分類される場合の問題を学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
13	7月10日 損失	今回は、三種類の損失とはどのようなものか、損失控除の根拠規定としては、どのようなものがあるか、「生活に通常必要な動産」及び「生活に通常必要でない資産」の所得税法上の取り扱いを学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
14	7月17日 人的帰属	今回は、課税単位と累進税制の関係、所得の分散とそれに対する対処規定、実質所得者課税の原則について学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
15	7月24日 税法の解釈 ・適用(2)	今回は、租税回避の構造、租税回避と目的論的解釈、私法上の法律構成による否認、租税回避の販売という現象について理解する。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。

講義名：55237 倒産法務（破産）

[講義基本情報]

教員:	小原 将照	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 本講義は、倒産法制における清算型手続の基本法である破産法について、その手続的概要と実体規範について講義するものである。破産法の実体規範は、清算型手続だけでなく再建型手続においても準用されており、破産法を理解することが倒産法制全体を理解することにもつながる。それゆえ、本講義では、そのほとんどを破産法について講義することに充てる。
到達目標	①破産法の手続概要を理解し一般的な破産処理の手順を説明できる。 ②破産法の実体規範について理解している。
教科書	次の中から1冊 ①伊藤眞『破産法・民事再生法(第4版)』(有斐閣、2018) ②山本和彦ほか『倒産法概説(第2版補訂版)』(弘文堂、2010) ③山本克己ほか『破産法・民事再生法概論』(商事法務、2012)
参考書・参考資料	演習系の参考書を中心に挙げる。 ①山本和彦ほか『倒産法演習ノート』(弘文堂、2009) ②加藤哲夫・中島弘雅『ロースクール演習倒産法』(法学書院、2012) ③藤本利一・野村剛司『基礎トレーニング倒産法』(日本評論社、2013) ④小原将照ほか『事例で学ぶ倒産法』(法律文化社、2013)
成績評価方法	期末試験(90%) 授業参加度(10%)
履修条件	本講義は、司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する学生に必要な知識を身に付けてもらうことを意図している。このことは、「倒産法」を選択しない学生を排除する趣旨ではないが、「倒産法」を選択しないことを理由に、講義内容や試験レベル・採点基準を下げるよう要求することは一切認めていない。履修する際には、このことを決して忘れないこと。
その他の注意	本講義は、秋学期に開講される倒産法務(民事再生)の基礎と位置づけている。それゆえ、履修の順序としては、倒産法務(破産)を受講した後、倒産法務(民事再生)を受講することを当然の前提としている。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	講義ガイダンス 倒産法の世界	本講義における基本的な内容の確認と受講上の注意をする。 倒産法制の世界と破産手続の概略を説明し、基本的な構造をイメージさせることを目指す。 講義形式、レジュメ配付	入門テキスト(アルマなど)を1冊でよいので読んでおくこと。
2	破産手続の開始①	破産手続の開始段階における手続進行および開始要件などを説明し、概要を理解させることを目指す。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
3	破産手続の開始②・手続機関と利害関係人	前回に続き、破産手続の開始手続について説明する。また、破産手続の機関と利害関係人を説明する。その中でも重要度の高い破産者と破産管財人については、様々な論点も含め紹介し理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
4	破産債権と財団債権	破産手続において登場する2つの債権について、その要件・取扱いなどを重要なポイントを押さえて説明できるよう理解させる。	講義予定内容を予習しておくこと。

		講義形式、レジュメ配付	
5	破産財団①	配当の原資となる破産財団の意義、範囲および管理・換価方式について説明する。また、取戻権の一部についても説明し、これらを十分に理解できるようにする。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
6	破産財団②	取戻権についての説明と否認権についての説明を行う。特に、否認権については、その要件の理解に十分な時間を割り、理解できるようにする。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
7	未履行の契約関係の処理と係属中の手続関係の取扱い①	手続開始時の双方が未履行状態にある契約関係の処理について、一般的処理通則と各種の契約に即した処理を説明し理解させる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
8	未履行の契約関係の処理と係属中の手続関係の取扱い①	手続開始時の双方が未履行状態にある契約関係の処理について、残りの契約類型について説明した後に、係属中の手続関係の取扱いについて説明し理解させる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
9	担保権の取扱い①	担保権と取扱いについての全体構造と破産法での取扱いにあわせた類型を説明する。その上で、物的担保の取扱いについて説明し理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
10	担保権の取扱い②	物的担保の説明を前回に続いて行い、その後、人的担保の取扱いについて説明し理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
11	相殺の取扱い①	実体法上の相殺の取扱いについて、まず、その範囲の拡張を中心に説明を進める。その後、相殺権の行使制限を理解させる 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
12	相殺の取扱い②	相殺権の行使制限の続きを紹介し、理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
13	手続の終了と破産犯罪	破産手続は何時どのような形で終了するのかを紹介する。加えて、破産斬罪についても紹介する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
14	免責と復権	免責手続の概要と免責不許可事由について詳細に紹介するとともに、復権制度を合わせて債務者の経済的更生面の理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
15	手続間の一体化まとめ	破産手続と他の手続間の移行制度について理解を深めさせる。時間的に可能であれば、破産法に関する事例について、演習形式での検討を行い、より深い考え方を学ばせる。 講義形式+演習形式	講義予定内容を予習しておくこと。

	レジュメ配付＋必要資料配付	
--	---------------	--

講義名：55239 倒産法務（民事再生）

[講義基本情報]

教員：	小原 将照	対象年次：	2・3
その他の教員：		開講時限：	金 2
科目種別：	展開・先端科目	単位数：	2
開講時期：	秋	必修の有無：	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 再建型の倒産処理手続の一般法である民事再生手続は、施行以来、わが国の倒産実務において極めて重要な役割を果たしている。また、社会的にも企業再建方法の1つとして認知されており、実社会におけるニーズは少なくない。そこで、本講義では、民事再生法に関して、その基本的構造から説明し、その手続的理解を深めることを目的としている。 同時に、倒産法制に関する総合的な事例問題に取り組むことで、適確な論点を把握し、倒産法に基づく事案の解決方法を検討する力を養うことも目的としている。
到達目標	①民事再生法の基本的構造を理解している。 ②民事再生手続の手続進行を説明できる。 ③倒産法に関する事例問題について論点を指摘できる。
教科書	次の中から1冊 ①伊藤眞『破産法・民事再生法(第3版)』(有斐閣、2014) ②山本和彦ほか『倒産法概説(第2版)』(弘文堂、2010) ③松下淳一『民事再生法入門(第2版)』(有斐閣、2009) 倒産総合演習では次のテキストを利用する。 三木浩一・山本和彦『ロースクール倒産法(第3版)』(有斐閣、2014)
参考書・参考資料	演習系の参考書を中心に挙げる。 ①山本和彦ほか『倒産法演習ノート』(弘文堂、2009) ②加藤哲夫・中島弘雅『ロースクール演習倒産法』(法学書院、2012) ③藤本利一・野村剛司『基礎トレーニング倒産法』(日本評論社、2013) ④小原将照ほか『事例で学ぶ倒産法』(法律文化社、2013)
成績評価方法	期末試験(70%) 授業参加度(30%)(以下の①～③を参照のこと) ①出席は評価の対象外とする。 ②総合演習での課題に関する質疑応答を評価する。 ③予習をしていない場合は、消極的な評価とする。
履修条件	本講義は、司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する学生に必要な知識を身に付けてもらうことを意図している。このことは、「倒産法」を選択しない学生を排除する趣旨ではないが、「倒産法」を選択しないことを理由に、講義内容や試験レベル・採点基準を下げるよう要求することは一切認めていない。履修する際には、このことを決して忘れないこと。
その他の注意	本講義は、春学期に開催される倒産法務(破産)の発展科目として位置づけている。それゆえ、履修の順序としては、倒産法務(破産)の受講の後に、倒産法務(民事再生)を受講することを、当然の前提としている。また、講義の内容的にも、倒産法務(破産)で説明した内容については本講義では扱わないし、総合演習においては、倒産法務(破産)の知識は、当然身に付いていることを前提として進める。このことを念頭に置いて科目登録をすること。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス・倒産の世界と民事再生	本講義における基本的な内容の確認と受講上の注意をする。 再建型倒産手続の概要・目的と民事再生手続の概要・目的を説明する。 講義形式、レジュメ配付	入門テキスト(アルマなど)を1冊 でよいので読んでおくこと。
2	再生手続の開始	再生手続の開始手続の概要を説明すると共に、その要件・効果、開始前の保全処分などを理解させるようにする。	講義予定内容を予習しておくこと。

		講義形式、レジュメ配付	
3	手続機関・利害関係人	再生手続の機関と利害関係人を説明する。その中でも重要度の高い再生債務者については、様々な論点も含め紹介し理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
4	再生債権・共益債権と再生債務者財産	再生手続において登場する2つの債権について、その要件・取扱いなどを重要なポイントを押さえて説明できるように理解させる。また、再生債務者財産の範囲と管理は重要である。この点に関する重要事項を、網羅的に説明し理解させる 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
5	担保の取扱いと取戻権・相殺権	再生手続における担保権の取扱いを説明する。また、取戻権と相殺権も破産手続との違いを中心に説明する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
6	再生債務者をめぐる法律関係等の整理	再生手続開始決定時に係属中の各種手続や未履行双務契約の処理について、破産手続との異同を踏まえて説明する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
7	再生計画案の作成・提出	再生手続の中心の1つでもある再生計画案の作成・提出について、特に、実務上重要になる記載事項を中心に説明し理解させる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
8	再生計画の認可と遂行・変更および再生手続の終了	再生計画案が、再生計画として成立・認可されるプロセスを説明する。そして、認可された再生計画の遂行段階と、再生手続の終了時点について説明する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
9	再生手続の特則	通常再生手続以外に、その特則として定められた個人再生は、再生事件の中でも重要な位置を占める。その概要について説明する。 講義形式、レジュメ配布	講義予定内容を予習しておくこと。
10	倒産総合演習①	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。 演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
11	倒産総合演習②	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。 演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
12	倒産総合演習③	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。	事前に指定された説例について予習しておくこと。

		演習形式	
13	倒産総合演習④	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。 演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
14	倒産総合演習⑤	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。 演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
15	倒産総合演習⑥	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。 演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。

講義名：55241 民事執行・保全法

[講義基本情報]

教員:	久世 表士	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義では、民事執行手続と民事保全手続を学びます。民事執行手続は、権利実現の手続です。金銭に支払いや建物の明渡しについて判決を取得しても、訴訟で敗訴した被告が、任意に金銭の支払いや建物の明渡しをしない場合に、権利の強制的実現手段がなければ、その権利は絵に描いた餅にすぎません。また、不動産に抵当権などの担保権が設定されていても、それだけでは抵当権が把握した不動産の交換価値の実現はできません。そこで、国家権力を背景とした権利実現の手続としての民事執行手続が必要となる訳です。しかし、民事執行手続が完備していても、判決手続によって権利が確定するまでの間に、相手方の財産状態あるいは権利関係に変化が生じてしまうおそれがあります。そうすると、権利者がせっかく判決を取得したとしても権利実現が出来なくなってしまいます。そこで、このような事態を防止するために、暫定的に権利を保全したり、一定の法律的に地位を認める手続が必要となります。この手続が民事保全手続です。授業は双方向性を重視して行いますので、受講者の積極的な授業参加が求められます。
到達目標	民事執行手続と民事保全手続の基本構造と、実務で重要となる典型的事例を学ぶことによって、将来実務についたときに、戸惑うことがないようにするための基礎知識を習得します。 ①民事執行の申立書を作成することができる。 ②民事執行に対する救済が具体的にできる。 ③民事保全の申立書を作成することができる。
教科書	上原外著「民事執行・保全法（第5版）有斐閣アルマ
参考書・参考資料	司法研修所編「改定民事執行(補正版)」「改定民事保全(補正版)」日本弁護士連合会平成17年、民事執行・保全判例百選有斐閣2005年
成績評価方法	発言内容、討論内容などの授業参加度 10%、筆記試験(中間テスト 20%、期末試験 70%)によって評価します。
履修条件	民法（特に担保物権法、債権総論）、民事訴訟法についての理解が必要である。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	民事執行手続の基本構造(1)	民事執行手続と民事保全手続について、その概要を説明します。民事訴訟手続や倒産手続との関係についても説明します。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
2	民事執行手続の基本構造(2)	強制執行手続について、主に申立人である債権者の立場からみた手続の流れを説明します。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
3	民事執行手続の基本構造(3)	強制執行を受けた債務者や利害関係人の救済方法について説明します。具体的には執行機関の処分に対する不服申立である執行異議、執行抗告と執行関係訴訟（請求異議、第三者異議等）について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
4	金銭執行(1) 不動産に対する強制執行	債権者の金銭債権の権利実現をするために、執行裁判所が債務者の不動産を差押え、強制換価し、その代金を債権者に配当する強制競売手続について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
5	金銭執行(2) 不動産担保執行	抵当権実行による不動産競売について学びます。実務では頻度の高い中心的な執行ですので、充分習熟しておく必要があります。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
6	金銭執行(3) 不動産収益執行	強制執行や担保権の実行による競売のように、不動産を差押・換価・配当することにより、債権者が満足を受けるのではなく、賃料など不動産の収益から満足を受ける収益執行について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
7	中間テスト	中間テストを行います。	
8	金銭執行(4) 債権・不動産に対する強制執行と担保権執行	執行官が債務者の占有する動産を差押え、強制換価し、その代金を債権者に配当する動産執行と債務者の第三債務者に対する債権（預金債権、給与債権等）を	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。

		差押え、これを換価して債権者に満足を与える債権執行について学びます。	
9	非金銭執行(1) 不動産、動産の引渡執行	建物取去土地明渡、建物明渡、動産引渡など、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる強制執行について学びます。不動産の明渡執行は、言葉でいうほど簡単なものではありません。	予め配布するレジюмеや教科書等を読んで参加します。
10	非金銭執行(2) 代替執行、間接強制、意思表示義務の強制など	代替執行、間接強制、意思表示義務の強制執行について学びます。形式競売や財産開示制度についても触れます。	予め配布するレジюмеや教科書等を読んで参加します。
11	民事保全手続の基本構造	民事保全の申立から終了までの一連の手続の流れを説明したうえで、それに対する救済制度についても説明します。	予め配布するレジюмеや教科書等を読んで参加します。
12	仮差押	不動産仮差押を中心に、動産の仮差押、債権の仮差押について学びます。将来の金銭執行に備える保全手続です。	予め配布するレジюмеや教科書等を読んで参加します。
13	係争物に関する仮処分(1)	占有移転禁止、処分禁止の仮処分について事例をもとに学びます。	予め配布するレジюмеや教科書等を読んで参加します。
14	係争物に関する仮処分(2)	係争物に関する仮処分についてまとめを行います。	予め配布するレジюмеや教科書等を読んで参加します。
15	仮の地位を定める仮処分	引渡断行の仮処分、競売手続停止の仮処分、日照妨害禁止の仮処分、街宣活動禁止の仮処分、金員支払いの仮処分、出版禁止の仮処分等様々な仮処分について学びます。	予め配布するレジюмеや教科書等を読んで参加します。

講義名：55243 不動産法務

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 1
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	不動産に関する法律問題について、不動産登記を理解した上で、不動産にかかわる諸法律（都市計画法、建築基準法、宅地建物取引業法、区分所有法、諸税法、その他）の基本を学びます。また、民法を中心とする民事法系の法律に視点をおき、判例を踏まえて、具体的事例を通して実務的な考察を行うとともに、不動産実務における取り扱い・取引慣行も学びます。講義は教員と受講者による双方向での討議を重ねる方法で行います。
到達目標	民法の「共通的な到達目標モデル」を踏まえて、不動産に関する法律関係及び法律実務を学び、以下を到達目標とします。 ①不動産に関する登記を理解できるようになる。 ②不動産に関わる諸法律の存在と基本的な考え方を理解する。 ③学んだ民法系の基礎知識のうち、不動産に関連する法律問題について、適用できるようにするとともに、具体的事例を通して、実務ではどのように現実的な解決をしているか理解できるようになる。
教科書	なし
参考書・参考資料	なし
成績評価方法	授業参加度を10%、レポートの評価を10%、定期試験を80%として評価します。
履修条件	民法の基本的知識を習熟し、理解していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション 不動産登記と不動産にかかわる諸法令	不動産の登記（不動産登記法の基礎）を学びます。不動産に関わる民法以外の諸法令について概括的に説明します。	事前に事例、資料を配布するので、事前に検討した上で講義に臨むこと。
2	不動産売買 契約締結時の問題（1）	不動産売買について、取引慣行及び実務面から考察します。特に、不動産売買契約の成立時の諸問題を中心に取り上げます。	事前に事例、資料を配布するので、事前に検討した上で講義に臨むこと。
3	不動産売買 契約締結時の問題（2）	不動産売買について、取引慣行及び実務面から考察します。特に、媒介業者が介在する契約について、媒介はらずし契約と媒介報酬請求等について学びます。	同上
4	不動産売買 契約締結時の問題（3）	不動産売買について、取引慣行及び実務面から考察します。特に、高齢者・障がいのある人との土地取引についての問題点を検討します。	同上
5	不動産の時価と不動産利用に対する各種制限	不動産の時価の考え方、算定方法を学びます。あわせて、都市計画法による不動産の取引制限・利用制限、建築基準法による各種制限を学びます。	同上
6	不動産取引における媒介業者の義務と責任・不動産売買の瑕疵担保責任	不動産取引における媒介業者（宅地建物取引士）の義務と責任について学びます。また、不動産売買と瑕疵担保責任（数量不足・物理的瑕疵・心理的瑕疵）等について学びます。	同上
7	賃借権や担保設定のある 不動産売買	賃借人が居住したまま、もしくは、担保権が設定されたままの不動産の売買・競売取得された場合の諸問題について実務的視点にたって学びます。	同上
8	不動産賃貸借契約の終了 (貸主の立場から)	不動産の賃貸借契約の解除に関する諸問題について実務的視点にたって学びます。	同上

9	不動産賃貸借契約の終了 (借主の立場から)	不動産の賃貸借契約の終了時の諸問題について、特に、敷金返還請求権と原状回復義務を中心に実務的視点にたって学びます。	同上
10	資産運用・投資のための不動産賃貸借について	資産運用・投資のための賃貸経営 (サブリース契約)、不動産承継に伴う諸問題について、税務上の視点を交えて学びます。	同上
11	対抗力ある不動産賃借権について	実務において発生する立退きを巡る諸問題について学びます。更新拒絶・解約時の正当事由について検討します。	同上
12	建物建築 (注文主の立場から)	建物建築をめぐる瑕疵の問題・工事遅延の問題等について、注文者の立場から、実務的視点にたって学びます。	同上
13	建物建築 (請負人の立場から)	建物建築をめぐる瑕疵の問題・工事遅延の問題等について、請負人の立場から、実務的視点にたって学びます。	同上
14	相隣関係 (1) 境界紛争等	隣地との境界トラブルについて、実務的視点から学びます。	同上
15	マンションを巡る諸問題	区分所有法が適用となるマンションをめぐる法律関係、不動産の承継にともなう諸問題について、実務的視点から学びます。	同上

講義名：55245 経済法

[講義基本情報]

教員:	齊藤 高広	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 4
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 公正かつ自由な競争秩序を維持する独占禁止法について、判・審決を参照しながら、違法要件の解釈とエンフォースメント（執行）の仕組みを明らかにする。
到達目標	1：独占禁止法の基本概念を理解し、基本論点を説明できるようになる。 2：競争法的な思考方法を身につけて、事例問題を処理できるようになる。 3：複数の法律構成の中から最適かつ妥当な解決法を導き出すことができる。
教科書	共通テキストは、さしあたり、金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選 [第2版]』（有斐閣、2017年）を予定している。基本書または教科書については、次の参考書・参考資料の中から各自で選定されたい。なお、開講時に、選定方法等に関する助言をする。
参考書・参考資料	(A) 泉水文雄『経済法入門』（有斐閣、2018年） (B) 金井貴嗣ほか編『独占禁止法[第6版]』（弘文堂、2018年） (C) 管久修一ほか『独占禁止法 [第2版]』（商事法務、2015年） (D) 雑誌・月刊「公正取引」（公正取引協会） 判・審決の原文およびガイドライン等は、公正取引委員会 HP で入手可能である。 (公正取引委員会： http://www.jftc.go.jp/)
成績評価方法	定期試験（論述式）100%で評価する。
履修条件	
その他の注意	経済法は、具体的な事例を念頭に置いて理解することが不可欠である。 各講義で扱う個別事件については、事前に予習指示をする。 レジュメを配付するが、講義時間の都合上、テキストでの予習・復習が不可欠である。 なお、規定の解釈や反競争効果の検討では、重要な判審決を参照しながら、可能な限り、双方型の講義形式を採るよう努めたい。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	導入	独占禁止法の目的と構造を体系的に学ぶ。 基本概念と違法要件の仕組みを理解する。	百選1（都営芝浦と蓄場事件）・4（東宝スバル事件）
2	不当な取引制限①	違反行為者と行為要件に係る解釈論を学ぶ。	百選3（多摩談合事件）・5（石油価格協定刑事事件）・18（新聞販路協定事件）・19（シール談合刑事事件）・20（多摩談合事件）・21（東芝ケミカル事件）・29（石油価格協定刑事事件）
3	不当な取引制限②	「共同性」の立証方法とその限界を学ぶ。	同上
4	事業者団体の活動規制	各号の禁止事項、相互の関係性、正当化事由の判断基準を学ぶ。	百選35（石油価格協定刑事事件）・37（観音寺市三豊郡医師会事件）・40（三重県社会保険労務士事件）・43（日本遊戯銃組合事件）
5	不公正な取引方法①	再販と拘束条件付取引 拘束性の認定と公正競争阻害性を学ぶ	百選66（第一次育児用粉ミルク事件）・68（なナイキジャパン事件）・69（ハマナカ毛糸事件） 【参考】百選70（ソニー・コンピュータエンターテイメント事件）
6	不公正な取引方法①	再販と拘束条件付取引 拘束性の認定と公正競争阻害性を学ぶ。	同上及び百選65（東洋精米機製作所事件）
7	不公正な取引方法②	その他の拘束条件付取引 各取引と公正競争阻害性、正当化事由を学ぶ。	百選70（ソニー・コンピュータエンターテイメント事件）・71（資生堂東京販売・花王化粧品販売事件）・74（大分大山町農業協同組合事件） 【参考】百選72（富士写真フィルム事件）・

			75 (ジョンソン・エンド・ジョンソン事件)
8	不正な取引方法③	差別対価と不当廉売 規制手段の相違点と違法要件の接近を学ぶ。	百選 56 (LPガス事件)・61 (シンエネコーポレーション・東日本宇佐見事件) 【参考】百選 59
9	不正な取引方法④	取引拒絶 単独の取引拒絶及び共同ボイコットの仕組みと法律構成を学ぶ。	百選 51 (着うた事件)・52 (ロックマン工事施工業者事件)・54 (東京スター銀行事件)・55 (松下電器産業事件) 【参考】百選 53 (新潟タクシー事件)
10	不正な取引方法⑤	優越的地位の濫用 濫用行為類型と優越的地位の認定方法を学ぶ。	百選 77 (ローソン事件)・78 (セブン-イレブン事件)・79 (日本トイザラス事件)・80 (山陽マルナカ事件)
11	不正な取引方法⑥	取引妨害・抱き合わせほか 複合的な公正競争阻害性を学ぶ。	百選 63 (日本マイクロソフト事件)・64 (東芝昇降機サービス事件)・81 (東急パーキングシステムズ事件)・85 (ディー・エヌ・エー事件) 【参考】百選 84 (ヨネックス事件)
12	私的独占の禁止①	行為要件と反競争効果の捉え方を学ぶ。不当な取引制限との違いを確認する。	百選 11 (有線ブロードバンドネットワーク事件)・12 (インテル事件)・16 (東洋製罐事件) 【参考】百選 15 (パラマウント事件)・17 (福井県経済農業協同組合連合会事件)
13	私的独占の禁止②	知的財産権との関係 (21 条) と政府規制との関係を学ぶ。	百選 7 (NTT東日本事件)・8 (JASRAC事件)・10 (ぱちんこ機製造特許プール事件)
14	企業結合 (合併) 規制①	行為規制との違いを確認し、審査プロセスを学ぶ。共同行為規制と企業結合規制の関連性を学ぶ。	百選 33 (建設資材メーカーの相互的OEM供給の事例)・34 (資材購入のための電子商取引サイトの設立事件)・45 (新日鉄合併事件)・46 (新日鐵・住金合併事例)・47 (JAL・JAS事業統合事例) 【参考】百選 50 (ファミリーマート・ユニーグループ経営統合事例)
15	企業結合 (業務提携) 規制②	行為規制との違いを確認し、審査プロセスを学ぶ。共同行為規制と企業結合規制の関連性を学ぶ。	同上

講義名：55247 国際取引法

[講義基本情報]

教員:	金 祥洙・平田 大器	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>(概要) 国際的な民商事法上の問題のうちの国際財産法上の問題と、その紛争解決手続としての国際民事手続法上の問題を扱います。 渉外弁護士と外国人教員の2名によるオムニバス形式で、それぞれケースメソッドやディベートなどを織り込みつつ授業を行います。</p> <p>(オムニバス形式) (平田兼任講師) 国際取引を支配している米国法や英国法あるいはそれらの国の裁判制度と、わが国のそれらとを比較しつつ、国際取引の実務的な問題点を中心に検討していきます。 (金兼任講師) 近時の民事訴訟法の改正 (国際管轄権に関する規定の新設) を理解しつつ、裁判例を用いながら、国際民事事件に関する実務的な問題点—国際管轄、外国判決の承認・執行、国際仲裁等—につき、ディベートを中心に検討していきます。</p>
到達目標	展開・先端科目の一つとして、国際取引に関して生ずる法律問題につき、その解決方法ないし解決枠組みを学ばせ、これにより学生たちに国際取引に関わる幅広い知識を習得させ、さらには紛争解決に関する複眼的な視点をも身につけさせます。
教科書	澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門 (第6版)』 (有斐閣双書) 本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法[第2版]』 (有斐閣アルマ、2012年) 櫻田嘉章、道垣内正人編『国際私法判例百選[第2版]』 (別冊ジュリスト210号、2012年)
参考書・参考資料	高桑昭『国際商取引法』第3版 (有斐閣、2011年) 高桑昭、道垣内正人編『国際民事訴訟法』 (青林書院、2002年) その他、講義の前に資料を配布する予定である。
成績評価方法	成績評価は、授業参加度(10%)、適宜課サアサイメントおよびレポート(10%)、学期末の試験(80%)をもとに、合議の上、総合的に判定します。
履修条件	民事訴訟法・国際私法を受講していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	国際裁判管轄の基本概念 (金)	国際裁判管轄の問題を考える場合の基本的な立場といったことをまず考える回となります。これから民事訴訟法をならうための総論的な部分です。ここでは、国際法上の「裁判権」と手続法上の要請から生じた「管轄権」の違いを明確にしなが、国際民事訴訟法の意義と国家の裁判権の内容を明らかにします。	参考文献の関連部分を予習して下さい。また、国際裁判管轄の合意は国内の管轄の合意とどのような差異があるか考えてみましょう。
2	財産事件の国際裁判管轄 (金)	前回の理解をもとに、具体的に国際裁判管轄が問題となった判例を取り扱います。最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁や最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁等を用いながら、わが国の判例法理 (たとえば逆推知説) の変遷と現状を検討し、法廷地を定めるための様々な利益の考量のプロセスを考察します。	参考文献による予習の際には、前掲した判例を除くその他の判例をもいくつか調べてみて下さい。
3	人事・家事事件の国際裁判管轄 (金)	国際裁判管轄の問題のうち、前回でとりあげた財産事件の国際裁判管轄法理の内容をより明確し、さらにその残りの問題として、人事・家事事件 (とくに離婚訴訟) の国際裁判管轄の法理を、最判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁や最判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁等を検討しながら明らかにします。財産事件の場合との差異にも目を配ります。	外国判決の承認・執行と密接に関連していることに注意しながら、参考文献により予習して下さい。
4	国際訴訟競合 (金)	内外で同時に訴訟が進行する国際訴訟競合につき、規制の必要性とその手法について検討します。関西鉄工事件や東京地判平成3年1月29日判時1390号98頁等を素材に、承認予測説による場合の具体的な利益考量について考えてみます。	参考文献による予習の際には、離婚事件以外に関する判例もいくつか調べて下さい。
5	外国判決の承認	国際民訴の領域としては例外的に明文規定のある問題であるが、その規定たる民事訴訟法118条および民事執行法24条等につき検討を加	参考文献による予習のほか、アメリカ法上の懲罰的賠償についても

	認・施行(金)	えます。最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁や最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁をとりあげ、実定法の要件がどのように適用されるか分析します。	一通り理解しておいて下さい。
6	国際仲裁(金)	国際取引紛争を解決する手段としてしばしば利用される「国際仲裁」につき、その内容、すなわち仲裁契約・仲裁手続・仲裁判断等を裁判制度との比較から検討するとともに、その問題点等を考えます。素材として新仲裁法のほか、最判平成9年9月4日民集51巻8号3654頁等をとりあげます。仲裁制度の活性化についても考えてみます。	参考文献による予習のほか、ADRについても一通り理解しておいて下さい。
7	国際倒産(金)	国際倒産の処理に関する問題について検討します。現行法のもとで、何がどこまで規定され、何が解釈に委ねられているのかを明らかにする。主に、日本の倒産手続の外国における効力、反対に外国倒産手続の日本での効力が重点的に取り上げられます。	参考文献による予習のほか、ADRについても一通り理解しておいて下さい。
8	まとめと討論(金)	毎回のディベートを中心とした授業の後、最終的にはいくつかの国際取引での手続上の問題に関する設例をあげ、それをもとに学生たちには紛争解決をめぐる議論をしてもらいます。ここでの議論は、評価の対象にもなります。	予め決められたグループごとに打ち合わせをして下さい。
9	国際取引の特徴と課題(平田)	国際取引が異なる法域間における取引であることから生じる特色、国際私法と実質法の関係、国際民事訴訟法の問題、各国裁判制度、各国弁護士制度の違いを理解して貰う。	教材の該当部分を予習して下さい。
10	裁判管轄、抵触法及び国際的統一法(平田)	国際取引における紛争を解決する上で、実務家として検討すべき問題点を考えます。国際裁判管轄の選択の問題、抵触法の重要性を認識して貰います。	教材の該当部分を予習して下さい。
11	国際売買(平田)	英国法が準拠法として多く指定される理由と、それを支える英国弁護士制度及び裁判制度を学習して貰います。	教材の該当部分を予習して下さい。
12	国際海上物品運送法(平田)	国際海上物品運送法、国際航空運送法における問題点を考えます。統一条約、責任の根拠責任制限等の問題を講義し、これらの問題について、米国及び英国の裁判制度を利用して解決を図る場合の問題点を検討します。	教材の該当部分を予習して下さい。
13	貨物海上保険(平田)	英国法がこの分野において世界の標準法となっていること、英国法と日本法との違い、それがもたらす問題点を検討します。	教材の該当部分を予習して下さい。
14	製造物責任(平田)	製造物責任訴訟の問題点を検討します。 米国の司法制度と弁護士の役割、依頼者及び証人との関係を考えます。	教材の該当部分を予習して下さい。
15	まとめと検討(平田)	実務家としていかに国際取引及び国際紛争に対処するかとの観点から総括議論を行います。	教材の該当部分を予習して下さい。

講義名：55249 知的財産権法 A

[講義基本情報]

教員:	鈴木 將文	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 5 (17:15-18:45)
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義は、知的財産法のうち主に特許法について、基礎的知識の理解修得及びこれを応用する能力の養成を目的とする。現行法を解釈・適用する能力にとどまらず、現代的課題に適応するための立法論・政策論を提案する能力の涵養も目指す。事例を用い、かつ、受講生に質問をしながら講義を進める。
到達目標	(1)特許法に関する基礎的事項を理解できる。 (2)上記基礎的事項を具体的問題に適用・応用できる。 (3)上記基礎的事項及びその発展的問題を巡る判例・学説の根拠・対立点を理解できる。 (4)現代社会に発生している新しい問題について、知的財産法の観点から構成・把握・分析することができる。
教科書	レジュメを配布する（本シラバスシステムの講義計画のページから自分で入手すること）。
参考書・参考資料	別冊ジュリスト『特許法判例百選』（有斐閣）（第5版が近刊の予定なので、それまで待つことを勧める。） その他、講義の中で紹介する。
成績評価方法	(1)中間テスト 20% (2)講義における発言・討論への参加内容 10% (3)学期末試験 70% 以上の割合で評価する。
履修条件	特になし
その他の注意	本科目は、名古屋大学法科大学院との連携科目として開講する。 2回分の講義を、弁護士（岩坪哲弁護士）が担当する予定。

講義計画と記録

1	知的財産法総論・特許法 1 4/08	知的財産法全体を概観する。 特許制度の位置づけ、特許法の骨子を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、設問への回答準備
2	特許法 2 4/15	特許権の客体（発明）、特許要件（その1 - 産業上の利用可能性、新規性）を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、設問への回答準備
3	特許法 3 4/22	特許要件（その2 - 進歩性、先願等）を扱う。 権利の主体（発明者）を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、設問への回答準備
4	特許法 4 5/06 P	権利の主体（特許を受ける権利、職務発明）を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、設問への回答準備
5	特許法 5 5/13	権利の主体（その2 - 職務発明（続き））、権利取得の手続（出願から審査まで）について学ぶ。	レジュメに従い、関連判例等の予習、設問への回答準備
6	特許法 6 5/20	審判・審決取消訴訟を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、設問への回答準備
7	特許法 7 5/27	審決取消訴訟、特許権の効力を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、設問への回答準備

8	特許法 8 6/03	前回までの内容を対象とする中間テストを行う。 特許権の効力を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
9	特許法 9 6/10	特許権の効力、特許権侵害を巡る問題を扱う。 中間テストの講評をする。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
10	特許法 1 0 6/17	特許権侵害を巡る問題を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
11	特許法 1 1 6/24	特許権侵害を巡る問題を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
12	特許法 1 2 7/01	特許権侵害を巡る問題を扱う。岩坪弁護士による講義。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
13	特許法 1 3 7/08	特許権侵害を巡る問題を扱う。岩坪弁護士による講義。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
14	特許法 1 4 7/15	特許権侵害を巡る問題、取引の対象としての特許権（権利の 移転、担保権、実施権等）を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
15	特許法 1 5 7/22	特許法の残り与国际知財制度を扱う。	レジュメに従い、関連判例等の予習、 設問への回答準備
16	期末試験		

講義名：55251 知的財産権法 B

[講義基本情報]

教員:	松井 隆	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	著作権法に関する重要知識の整理と、重要論点を取り上げた演習・講義を行う。 テーマ毎に講義を行った上で、設例に関する検討・討論・講評を行う。
到達目標	著作権法に関する知識の定着を図り、具体的事案に応じて適用・応用する能力を養う。 実務家に必要な紛争解決能力を身に付ける。 判例・学説を正確に理解することができる。
教科書	茶園成樹編『著作権法 第2版』（有斐閣，2016）
参考書・参考資料	高部真規子『実務詳説 著作権訴訟』（一般社団法人金融財政事情研究会，2012），中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣，2014），小泉直樹ほか編『著作権法判例百選〔第5版〕』（有斐閣，2016）。その他必要に応じて追って指示する。
成績評価方法	期末テスト 90%，授業参加度 10%。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	著作権制度の概要	著作権法全体を概観し、我が国の著作権制度の骨子を理解する。	特になし
2	著作権制度の概要	同上	事前に指定する範囲のテキスト・判例等を予習する。
3	侵害に対する救済	1 総論 2 差止請求 3 損害賠償請求 4 名誉回復等の措置請求 5 不当利得返還請求 6 関税法による水際措置	同上
4	侵害に対する救済	同上	同上
5	著作物	1 著作物性 2 著作物の種類 3 既存の著作物等を基礎とした著作物 4 保護を受ける著作物 5 権利の目的とならない著作物	同上
6	著作物	同上	同上
7	著作者	1 総論 2 著作者とは 3 共同著作 4 職務著作 5 映画の著作物の著作者・著作権者	同上
8	著作者	同上	同上
9	著作権	1 総論 2 依拠性 3 支分権 4 みなし侵害 5 保護期間	同上

		6 その他の著作権の消滅事由	
10	著作権	同上	同上
11	著作権の制限	1 総論 2 私的使用のための複製 3 付随対象著作物の利用 4 検討の過程における利用 5 技術の開発・実用化のための試験の用に供するための利用 6 図書館等における複製等 7 引用 8 教育のための利用 9 障害者福祉のための利用 10 営利を目的としない上演等 11 報道のための利用 12 裁判手続等における複製 13 情報公開法等に基づく利用 14 放送事業者等による一時的固定 15 所有権との調整等のための制限 16 情報機器の利用・情報通信の円滑化のための制限	同上
12	著作権の制限	同上	同上
13	著作権人格権	1 総論 2 公表権 3 氏名表示権 4 同一性保持権 5 名誉又は声望を害する取扱い 6 著作者の死後における人格的利益の保護について	同上
14	著作権人格権	同上	同上
15	権利の活用，著作権隣接権	権利の活用及び著作権隣接権について概観する。	同上

講義名：55253 保険法

[講義基本情報]

教員:	小林 道生	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義の主な対象は、講学上の保険契約法（「保険法」という法律に対応）とし、損害保険契約、生命保険契約、傷害保険・疾病保険契約の各対象に分けて説明する。まず、総説として、それぞれの契約に共通する基礎理論を概観する。その後、各論的にそれぞれの契約に独自の内容を取り扱う。保険契約法の分野では、平成期の約30年間、判例・裁判例によって多くの問題が提起されており、本講義でも、重要な判例・裁判例について、できる限り参照することにした。また、平成20年に保険法が制定されてから10年が経過したが、立法論的見地（当初の立法の目的・意図とその後の運用状況との間に齟齬が生じていないかなど）からも講義を行う予定である。
到達目標	1. 本講義で習得した知識に基づいて、保険契約法の全体像、主要な内容を理解できるようになる。 2. 保険取引に関する主要な判例・裁判例について、事実関係、争点、判旨の内容を理解できるようになる。 3. 法的な観点から、保険約款や募集資料等の重要事項を把握しようとする意欲がもてるようになる。
教科書	山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲生『保険法 第3版補訂版』（有斐閣，2015）
参考書・参考資料	江頭憲治郎『商取引法 第8版』（弘文堂，2018）、山下友信・洲崎博史編『保険法判例百選』（有斐閣，2010年）
成績評価方法	定期試験（100%）により、評価を行います。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	保険法総論	導入として、まず、保険制度の意義と仕組みについて概説する。続いて、保険業について、①営利保険と相互保険、②生命保険業と損害保険業に類型化したうえで保険業法上の規制のあり様を理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
2	保険契約総論（1）	保険法における保険契約の類型、保険契約当事者および関係者について説明する。さらに、保険取引の特色について、それが保険法上の規制に反映され、保険監督の必要性の根拠になっていることを把握する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
3	保険契約総論（2）	保険契約は約款による取引の典型であるが、保険取引に保険約款が不可欠なのはなぜか考察する。また、保険約款をめぐる法的論点（保険約款の拘束力、保険約款の内容規制）について、民法における定型約款の規定を踏まえつつ検討する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。また、定型約款について、民法（契約法）の復習をして講義に臨むこと。
4	損害保険契約の内容（1）	損害保険契約の内容を理解するうえで必要となる基本概念として、保険事故、保険期間、保険の目的物、被保険利益について理解する。	教科書の該当箇所を読んでおくこと。
5	損害保険契約の内容（2）	損害保険契約の内容を理解するうえで必要となる基本概念として、保険価額・保険金額、保険料について理解する。ここでは、一部保険、超過保険のほか、重複保険に係る保険法の規律を取り扱う。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
6	損害保険契約の成立	保険業法における保険募集規制のほか、保険法の告知義務に係る規律を主に取り扱う。とくに、告知義務違反の効果に関して、契約解除と（因果関係不存在特則を含む）免責との関係、また、他保険契約の告知義務について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
7	損害保険関係の変動	保険契約締結後、危険が増加した場合に契約当事者の権利義務関係を再調整する保険法の規律について理解する。そのほか、保険の目的物の譲渡を取り扱う。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
8	損害保険事故の	保険者の免責事由には保険法に定められたものと約款独自のもの	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。

	発生、損害のてん補	とがあり、それぞれ主要なもの（故意による保険事故の招致、地震免責条項など）について理解する。また、保険金の支払の場面では、保険金支払の履行期に係る保険法の規律を取り扱う。	でおくこと。
9	生命保険契約の成立	生命保険契約締結のプロセスに関し承諾前死亡という論点を扱うほか、告知義務について、保険媒介者による告知妨害・不告知教唆、他保険契約との重複により保険給付が著しく過大になる場合の処理のしかたについて理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
10	他人の生命の保険契約	他人の死亡の保険契約を締結する際、保険法上、被保険者の同意が要求される趣旨、また、いったん同意を与えた被保険者の保険契約者に対する解除請求に係る保険法の規律の趣旨、内容について理解する。	教科書の該当箇所を読んでお事前にくこと。
11	生命保険関係の変動	第三者のためにする生命保険契約における保険金受取人の地位、保険金受取人の変更に係る保険法の規律の内容（保険契約者の生前の意思表示による場合および保険契約者の遺言による場合）について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
12	生命保険契約関係の解消	生命保険契約関係の解消として、保険契約者からの解除と保険者からの解除とに分け、とくに、後者の重大事由による解除に係る保険法の規律の趣旨、新設の経緯等について理解する。	教科書の該当箇所を読んでおく事前にくこと。
13	生命保険事故の発生、保険金の支払	保険金の支払の場面では、保険金支払の履行期に係る約款規定の内容を紹介するほか、保険者の免責事由として、被保険者の自殺に係る約款規定の解釈、保険金受取人による被保険者故殺について扱う。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
14	傷害保険契約の内容、疾病保険契約の内容	傷害保険契約、疾病保険契約の内容、また、最近、判例・裁判例によって提起された主要な論点について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
15	まとめ	これまで講義で取り上げることのできなかった保険法の規律についてその概要を述べるほか、平成 20 年に保険法が制定されてから 10 年が経過したことを受けて、当初の立法の目的とその後の運用状況との間に齟齬が生じていないかなど、立法論的見地から検討を行う。	これまでの講義を受けて、不明であったところを特定し、必要ならば、質問すること。